

[illegible]

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

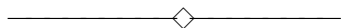
足立区教育委員会

午後３時００分開会

○教育長 ただいまから、第３回教育委員会定例会を開会いたします。

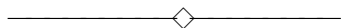
本日の出席人数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に小川清美委員、花岡委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。



○教育長 はじめに日程第１、第１２号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第１、第１２号議案 足立区教育委員会教育目標の変更について。

以上。

○教育長 第１２号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の２ページ、第１２号議案説明資料をご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

これまで、教育委員会が取り組むべき目標につきましては、教育委員会で策定しておりましたが、本年度区長と教育委員会との協議・調整により、教育大綱が策定され、区の教育に関する基本理念が示されたことから、足立区教育委員会の教育目標を足立区教育大綱に改めるというものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第１２号議案についてご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑ありますか。

小川正人委員。

○小川（正）委員 質問ではなく、要請ですけれども、従来の教育目標と今回の足立区の教育大綱、中でも基本理念の内容というのは、かなり福祉とか生涯学習とか、地域づくりとか、従来の教育目標にはあまりなかったような内容にも言及しています。恐らくある意味では新たな教育目標とも言える足立区の教育大綱をベースにしながら、これからの教育委員会の方針とか、教育振興基本計画の策定作業を進めていくわけですけれども、従来以上に福祉とか生涯学習とか地域づくりなどほかの部局と重なる施策もかなり多くなると思いますので、その辺のところは連携しながら、方針づくりとか振興計画の策定の仕事を進めていく必要があると思いますので、ぜひ留意してやっていただきたいという、要請の発言です。

○教育長 了解しました。今回の教育委員会制度の改革もそれを目指したものであると考えていますので、政策の実現については教育委員会だけではなくて、区長部局とも密接な関係を取りながら実施していきたい。このような考えでよろしいでしょうか。

○小川（正）委員 はい。

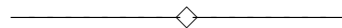
○教育長 ほかにございますか。

（なし）

ないようですので、これより第１２号議案、足立区教育委員会教育目標の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第２、第１３号議案を議題とします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第２、第１３号議案 平成２７年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について。

以上。

○教育長 第１３号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の４ページ、第１３号議案説明資料をご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価を実施したので、報告いたします。

詳細は、別添報告書のとおりでございますが、既に１月開催の教育委員協議会と２月開催の総合教育会議におきまして、これまでの取り組みと成果の検証に関し、概要が報告・説明されておりますので、本日は結論となる現況評価と今後の方向性について、説明いたします。

別添報告書の３７ページをご覧ください。まず、現況評価といたしましては、小中一貫教育の取り組みを通じて、両校とも生活指導面では児童・生徒が落ち着いた学校生活を送り、学習にも意欲的に取り組んでいる。両校とも中学年には中だるみ現象が見られるが、高学年では回復や伸びが観察できる。特に、中学校での学力の伸びが顕著であり、その中でも英語の学力の伸びが著しい。これらの生活指導・学習指導での成果は、小中一貫の取り組みを抜きにして語ることはできない。ただし、両校とも校舎が２つに分かれているなどの物理的課題があり、今後さらに小中一貫教育の取り組みを発展させていくためには、そうした課題を改善していくことが必要である。

以上の内容でございます。

次に、３８ページをご覧ください。今後の方向性でございますが、まず①興本扇学園につきましては、校舎分離型であることが最も大きな制約になっている。当面は非常勤職員の配置により、常勤職員の組織的サポートを行うなどの検討が必要である。老朽化している興本小学校の改築の時期を捉えて、小中一体型校舎に改築し、小中一貫教育をより効果的に運営できる体制を構築するとともに、小中一貫連携教育の研究開発校とすべきである。義務教育学校の具体的メリットが見えていない中では、当分の間、現在の特例校として小中一貫教育学校を運営し、義務教育学校への移行は国や都の動向を見極めて判断することが適切である。

以上の内容でございます。

次に３９ページをご覧ください。②新田学園につきまし

ては、当初は施設一体型小中一貫校だったが、児童・生徒数の大幅な増加に伴って校舎が分割され、施設分離型小中一貫校と同じ課題を持っている。興本扇学園と同様、非常勤職員の配置により、常勤職員の組織的サポートを行う検討が必要である。また、小中一貫教育とは別に、児童・生徒数の増加に対応した人的支援と施設整備を積極的に行う必要がある。興本扇学園と同様、義務教育学校への移行は慎重に行うべきである。

以上の内容でございます。

次に、③その他といたしまして、小中一貫教育学校が中一ギャップの解消や学力面で一定の成果を上げつつあり、小中連携も進めているが、中一ギャップの解消は十分なものとはなっておらず、今後取り組みを充実することで、いじめ問題や不登校などの課題解決につなげていくことが求められる。学力では、成果が現れている学校も数校あり、学力向上施策としても重要な役割がある。小中一貫教育学校が、一定数の数が必要であるが、新たな設置は多額の財政負担を伴うため、慎重に結論を出すべきである。物理的諸条件などを満たすことを前提に、小中連携の成果との比較検証をもとに総合的に判断していく必要がある。

以上の内容でございます。

続きまして、４０ページをご覧ください。国際コミュニケーション科の見直しと課題についてでございます。当初、足立区に小中一貫教育学校を設置する際、文部科学省の方針により、英語を軸とした特区申請を行った経緯があるが、その後特区認定から教育課程特例校の指定へと変更となり、さらには学習指導要領の改定やアクティブ・ラーニングなどの提唱などさまざまな状況変化があることから、国際コミュニケーション科の柱や内容の見直しが必要になっている。活用型・探求型学習やキャリア教育の取り組みを進めていくなど、新たなあり方を検討する必要がある。

以上の提言を行っております。説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第１３号議案についてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

小川正人委員。

○小川（正）委員 今回、教育委員が中心となって区の２つの小中一貫教育学校のこれまでの取り組みの点検・評価を行ったわけですが、地教法第２６条に規定してい

る「教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」というのは、私としてはもう少し形式が違っていいのではないかと考えています。今回の事例で私たちが行った点検・評価というのは、ある意味ではいろいろな諸事情があって、こういう1つの施策についての点検・評価に留まったのですけれども、地教行法第26条に基づく点検・評価というのは、やはりもう少し広範囲な点検・評価の対象をむしろ想定しているものです。

例えば、教育委員会の会議運営はどうなっているか、教育長を初めとする教育委員会事務局の管理・事務執行がどうなっているか等も含めて、施策の点検・評価、成果をその範囲とするようなものだと思います。足立区の教育委員会の課題や諸事情もあって、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、来年度以降、本来的な点検・評価の作業ができるような体制づくりをやっていただければと思います。

ほかの自治体も毎年この点検・評価の報告書を出していますので、ぜひそうしたほかの自治体の点検・評価の報告書も参考にしながら、あるべき点検・評価の体制づくりと作業をできるようにしていただければと思います。これも要望です。よろしくお願いします。

○教育長 ありがとうございます。

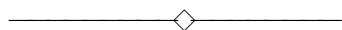
ほかにご意見、ご質問があればお願いします。よろしいですか。

(なし)

それでは、ないようですので、これより第13号議案、平成27年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第3、第14号議案を議題とします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第14号議案 足立区放課後子ども

総合プランの策定について。

以上。

○教育長 第14号議案について、宮本学校教育部長から、説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の10ページ、第14号議案説明資料をご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

足立区放課後子ども総合プラン(案)につきましては、1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施いたしました。合計4件のご意見をいただいております。ご意見の内容は記載のとおりでございますが、プランの原案を修正する必要は特にないことから、プランにつきましては原案のとおりとさせていただきたいと考えています。プランにつきましては、6ページから9ページまでに添付しております。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありました。これより本案の審議に入ります。第14号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か発言はありますか。

小川正人委員。

○小川(正)委員 教えていただきたいのですけれども、基本的には学齡児の放課後の生活と居場所づくりということで、学童保育室、放課後子ども教室、そして児童館があるわけですが、特に整備計画の中で、5・6年生など、学年が上がるに従って学童保育よりも自由度が高い児童館がニーズに即している考え、「児童館機能の強化を図る」と書いてありますけれども、児童館機能の強化を図るという具体的な中身と、子どもの視点から見て、学童保育と放課後子ども教室と児童館の一番の違いというのはどういふところにあるのかということを、今の児童館機能の強化を図るということに絡めて少し教えていただきたいのですけれども。

○教育長 住区推進課長。

○住区推進課長 まず、児童館の機能強化についてお話しさせていただきます。

児童館につきましては、まず開館時間の延長ですとか、児童館の中のプログラムの強化、そして一番新しいところ

では、今年から始めていますカードシステムといいまして、子どもたちにQRコードのついたカードを持たせまして、それを児童館に来たときにリーダーにピッとかざしていただくと、保護者の携帯にメールが届くのです。「何時何分、何君来ました」と。それで、帰るときにピッとやっていただくと、「何君、何時何分退館しました」と。それが今約2館実験的に入れておりまして、平成28年度は13館。計15館まで広げさせていただこうかと思っております。

アンケートをとりましたところ、保護者の方から非常に好評で、自分の子どもたちの行動がよくわかると。携帯が届くので、安心して子どもの活動を見守ることができるということでございます。ただ、こちらとしましては児童館にせっかく来ていただく手段をつくったので、来ていただいた子どもを今度は逃がさないように、中のプログラムなどを強化させていただきたいなど。特に今みたいにおもちゃや児童書、それから中にある実験や工作、ちゃんと工作室もございますので、その工作も実をいうと十年一昔の工作をやっているところがございましたので、なるべく新しい科学的な工作だとか、そういうものを取り入れていきたいなと考えているところでございます。

それから、次にありました学童と児童館、子どもから見たときの違いという形でございますが、保護者の視点と子どもの視点はだいぶ違います。保護者はあくまでも学童には安全・安心ということを求めています。児童館につきましては、子どもの遊び場という観点で捉えています。ただ、子ども自体はそういうところに区切りはございませんので、特に足立区の場合は住区センターの中に学童保育と児童館が併設してございますので、学童に来た子がそのまま児童館に遊びにいたり、そこで児童館に来た子とまざって遊んだりというような形をとっています。ただ、どうしてもおやつの時間になると学童の子は学童保育室に戻って、おやつを食べてから宿題タイムということで、宿題をさせるとか。親はあくまでも子どもに対しておやつを食べさせて宿題をさせるようにしてください。家に帰ってから子どもが宿題をやると、親子のコミュニケーションの時間がなくなるから、家に帰ってくるまでに宿題を終わらせてくれという要求が一番高い。児童館はあくまでも遊びに来るところでございます。

以上です。

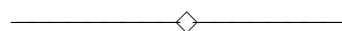
○教育長 よろしいですか。ありがとうございました。ほかにご質疑ございますか。

(なし)

ないようですので、これより第14号議案、足立区放課後子ども総合プランの策定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第4、第15号議案を議題とします。庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第15号議案 足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付について。以上。

○教育長 第15号議案について、伊藤子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付についてでございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、今年4月の区の組織規則の改正、あるいは教育委員会事務局の組織等の改正に伴いまして、名称変更等を行うものでございます。

改正の内容でございますが、条文中の「福祉部生活支援課」を「福祉部くらしとしごとの相談センター」に、「学校教育部教育指導室」を「学校教育部教育指導課」に、「子ども家庭部子ども家庭課」を「子ども家庭部子ども政策課」に改めるものでございます。

平成28年4月1日からの施行でございます。

以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第15号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

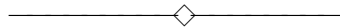
よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第15号議案、足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第5、第16号議案、日程第6、第17号議案は組織改正に伴う規則改正のため、一括して議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第5、第16号議案 足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。日程第6、第17号議案 足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第16号議案と第17号議案について、宮本学校教育部長から、説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の19ページ、第16号議案説明資料をご覧ください。件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

教育委員会事務局は、平成28年度の組織改正を予定しておりまして、事務局組織規則の一部改正する必要があります。主な改正内容は、教育次長を廃止して、新たに「学力定着対策室」を学校教育部内に設置いたします。これに伴って、「教育指導室」を「教育指導課」に名称変更いたします。また、「教職員課」を廃止するとともに「学校経理課」を新設し、「教育政策課」、「教育指導課」の組織を再編いたします。

さらに、子ども家庭部におきましては「子ども家庭課」を「子ども政策課」に名称変更するとともに、「子ども・子育て支援課」と「子ども・子育て施設課」を廃止し、「子ども施設整備課」、「子ども施設運営課」、「子ども施設入園課」を設置いたします。

また、こども支援センターげんき所長を部長級とし、「支

援管理課」等を設置いたします。

施行年月日は、平成28年4月1日でございます。

続きまして、34ページ、第17号議案説明資料をご覧ください。

件名と所管部課名は記載のとおりでございます。

平成28年度の教育委員会事務局組織改正に伴いまして、公印規程の一部を改正するものでございます。改正内容は35ページから36ページの2までのとおりでございます。

施行年月日は、平成28年4月1日でございます。

説明は以上となります。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第16号議案及び第17号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

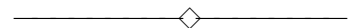
よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第16号議案、足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則及び第17号議案、足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第7、第18号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第7、第18号議案 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則及び足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第18号議案について、伊藤子ども家庭部長から、説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 件名、所管部課名については記載のとおりでございます。

今般の組織改正に伴う規定整備でございます。改正内容ですが、組織改正に伴いまして、2つの審議会・審査会の庶務担当を「子ども家庭課」から「子ども政策課」に名称変更するものでございます。

2（2）でございますが、「条例名変更に伴い、規則名を以下のとおり変更する」でございますけれども、これにつきましては、実は平成27年度にこの「等」の位置が「選定」の前後ということで変わっているところでございますけれども、条例は平成27年度に改正したのですけれども、規則の改正を見落としをしまして、今般改正するものでございます。

平成28年4月1日からの施行でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第18号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。何かご質疑はありますか。

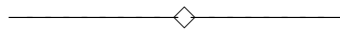
よろしいですか。

（なし）

ないようですので、これより第18号議案、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則及び足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第8、第19号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第8、第19号議案 足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第19号議案について、宮本学校教育部長から、

説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○宮本学校教育部長 お手元資料の41ページ、第19号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

行政不服審査法の改正に伴いまして、教育委員会の権限の委任に関する規則の規定を整備する必要があります。

改正内容は、「異議申立て」と「審査請求」の2種類あった不服申し立てが「審査請求」に一元化されたことに伴いまして、文言を整理するものでございます。

施行年月日は、平成28年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第19号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

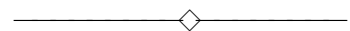
よろしいですか。

（なし）

ないようですので、これより第19号議案、足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第9、第20号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第9、第20号議案 足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第20号議案について、宮本学校教育部長から、説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の44ページ、第20号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正内容は、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部が改正されたことに伴いまして、東京都の事務職員と栄養士の職務名を「課長補佐」から「課長代理」に変更するものでございます。

施行年月日は、平成28年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

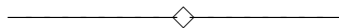
○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第20号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑ありますか。

(なし)

ないようですので、これより第20号議案、足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第10、第21号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第10、第21号議案 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第21号議案について、伊藤子ども家庭部長から、説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

今般、特別区人事委員会の勧告に沿いまして、職員の給与が改定されました。これに伴い規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、(1)民間における特別給の支給状況を勘案し、特別給の支給月額を「4.2」から「4.3」、0.1カ月分引き上げる改正をいたしました。これに伴いまして、支給月数の引き上げ分、この0.1に

つきましては、すべてを勤勉手当のほうに振り分けるということにいたしました。

平成27年度の給与改定につきましては、この引き上げた部分については12月にまとめて支給したために、支給割合を「100分の80」から「100分の90」に変えました。それを2回に分けて支給するもので、「100分の90」から「100分の85」に改定するものでございます。

平成28年4月1日からの施行でございます。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第21号議案について、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

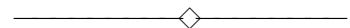
よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第21号議案、足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第11、第22号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第11、第22号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

以上。

○教育長 第22号議案について、伊藤子ども家庭部長から、説明をお願いいたします。

子ども家庭部長

○子ども家庭部長 少し内容が複雑になるもので、少し時間をいただきたいと思います。52ページでございます。

件名・所管部課は記載のとおりでございます。

改正の理由でございますが、今般ひとり親家庭において、

税法上の「寡婦（夫）」適用を死別、あるいは離別による世帯と適用を受けない婚姻歴がない世帯、これが別々の扱いになっていたものを保育料等におきましては差異のないようにするという改正でございます。

主な改正内容でございますが、寡婦。これは「婦」ともなりますけれども、「夫」の方もあるのですけれども、これに対する適用でございます。対象事業は幼稚園、認定こども園、認可保育所、小規模保育施設、家庭的保育ママを含む利用者負担額でございます。

対象は婚姻歴がないひとり親家庭でございます。これについては3種類ございまして、みなし寡婦の控除額でございますが、「一般寡婦控除」でございますが、婚姻歴がない母で扶養親族である子、または生計を一にする子どもの所得が38万円以下のもので他の人の控除の適用を受けていないものがあるものにつきまして、これについては26万円の控除をするものでございます。

「特別寡婦控除」でございますが、婚姻歴がない寡婦で法令上の扶養親族である子を有していて、合計所得金額が500万円以下のものに適用するものを特別寡婦控除といたしまして、30万円の控除を適用することになります。

今度は「寡夫」の方です。これにつきましても寡婦のほうと同じように26万円の控除を適用するものでございますが、これについては合計所得金額が500万円以下について適用するものでございます。

利用者負担額の算定方法でございますが、これにつきましては寡婦控除を適用したものをもとに、区民税の所得割を算定いたしまして、これに基づきまして利用者負担額を適用するというものでございます。

手続きでございますが、婚姻歴がないことを確認しなければいけないという行為がございますので、戸籍謄本をご提出いただくということになります。

次に、53ページでございます。その他の規定の整備でございますけれども、これにつきましては別紙8のとおりでございます。別表第2中の「特別区（市町村）民税額」とあるものを「特別区民税の所得割額」に改めるものでございます。

それと、税法上の定める控除を所得割額の算出に用いる扶養については適用することでございますが、この取り決めの部分については、33万円の額とするという控除

額を適用するというをただ単に明確にするものでございます。

平成28年4月1日からの施行でございます。

その他でございますが、幼稚園保護者補助金及び認証保育所利用者助成についても、補助金等を算定するときに寡婦（夫）控除をみなし適用する形で、保育料からそれを差し引いてもらうという形で保育料の適用をしていくものでございます。

今後の方針でございますが、保育施設の利用にしまして寡婦（夫）の案内文を通知するとともに漏れのないようにいたしたいと考えているところであります。区のホームページ等でも掲載して、区民の周知に努めていくところでございます。

私からは以上になります。

○教育長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第22号議案について、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。ご質疑はありませんか。

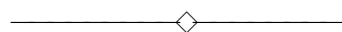
よろしいですか。

（なし）

ないようですので、これより第22号議案、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第12、第23号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第12、第23号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について。

以上。

○教育長 第23号議案について、宮本学校教育部長から、説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の65ページ、第23号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

鹿浜中学校と第八中学校の統合によりまして、第八中学校の改築工事を行うため、第八中学校の用途を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第23号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。質疑はありませんか。

よろしいですか。

(なし)

それではないようですので、これより第23号議案、足立区教育財産の用途廃止の承認についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第13、第24号議案。日程第14、第25号議案ですが、この2議案は足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きによる人事に関する件でありますので、非公開の会議といたしたいと思います。

お諮りいたします。第24号議案、第25号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、この2議案については非公開とさせていただきます。

恐れ入ります。傍聴人の方には大変申し訳ございませんけれども、議場より退席をお願いいたします。

お手数をかけます。申し訳ありません。

(傍聴者 退室)

○教育長 これから審議いただきます第24号議案、第25号議案に関する別添資料については、委員会終了後回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに日程第13、第24号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第13、第24号議案 足立区ギャラクシティ運営評価委員会委員の委嘱について。

以上。

○教育長 第24号議案について、伊藤子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 別冊の3ページをお開きいただきたいと思います。第24号議案でございます。

ギャラクシティの運営評価委員会委員の委嘱でございます。ギャラクシティでは、条例の第14条に基づきまして、運営評価委員会を設置して、運営に関する評価を毎年実施しているということでございます。

今回、任期満了に伴いまして、新たな委員、これは全員なのですが、10名について評価委員会として委員を委嘱するものでございます。選任の方法でございますが、選任の対象につきましては学識経験者、それから区民団体、それと区民の公募でございます。

まず、学識経験者でございますが、運営に対して重要な分野を専門とする学識経験者の中から、区内大学等と協議をいたしまして、推薦等に基づきまして選任をしたものでございます。

区民団体推薦でございますけれども、青少年関係団体、それから文化団体から推薦に基づいて選任したものでございます。

区民公募につきましては、区内在住・在勤者の中から公募選考を経て選任したものでございます。これは論文の提出と面接を行いまして、選任したものでございます。

委員予定者でございますが、この10名でございます。宮田先生はじめ学識者、団体推薦による林先生、田中先生、大林先生、区民一般公募による勝倉委員・山崎委員という形での構成となっております。

委嘱は3月22日を予定しておりまして、任期は委嘱日から2年でございます。

現在、ギャラクシティは非常に賑わっておりますが、引き続きこの評価の内容を踏まえまして、ギャラクシティの運営をさらに充実したものとしていく所存でございます。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第24号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

杉田委員。

○杉田委員 この選任方法なのですが、学識経験者の先生方、もう少し詳しくどういった経緯でお選びになったか教えていただきたいと思います。

○教育長 青少年課長。

○青少年課長 学識の先生方5名いらっしゃいます。宮田先生は東京大学の先生ですが、東京大学では南米のチリ・アタカマに天文台をつくるアタカマ・プロジェクトということを進めています。そちらのプロジェクトの中心人物ということで、ギャラクシティとも関わりの深い先生でいらっしゃいます。今後、ギャラクシティと東大との連携を進めていく上で欠かせない人物ということで加わっていただきました。

また、池田先生につきましてはギャラクシティがボランティアの活用というのが1つ課題でございます。そういった意味から東京都のボランティアセンターに推薦を依頼したところ、池田先生のお名前を頂戴したところです。東京都の社会福祉協議会で、学校等における市民学習の推進方策検討委員会、こちらの委員長も務められているということで、池田先生のご推薦をいただいたところです。

続きまして、井徳先生でございます。こちらは今後足立区に進出してまいります文教大学に人選をお願いしたところです。井徳先生につきましては、博報堂に勤務していた経験もおありであるということから、メディア、また情報発信について広く知見を持つ方であるということでご推薦をいただいております。

また、小森先生につきましては東京学芸大学、こちらも現在学芸大学とギャラクシティでは連携事業等を進めているところでございます。専門分野は野外教育活動ですとか、エコロジカル教育などを専門にされているということ

で、子どもの体験分野についてご意見をいただけたと考えているところです。

また、伊志嶺先生につきましては東京芸術大学にお勤めになっておりますけれども、以前千住のアートリエゾンセンターにお勤めの経験もあるということです。区内文化・アートの現状をつぶさに見ておられるということから、そういった公共施設と区民参画、そのあたりの観点からご意見をいただけるものと考えております。

以上でございます。

○教育長 次に行ってよろしいですか。杉田委員。

○杉田委員 はい、ありがとうございます。

○教育長 では小川清美委員、どうぞ。

○小川（清）委員 前の委員の方々の任期満了に伴い、10人全員が替わるとおっしゃったと思うのですが、一度に委員が替わってしまうのが、いいのか悪いのか。大体よくいろいろ委員会というのは半分ぐらいずつというのはよくあるのですが、完全に全員が替わるというこのあたりは意味というか、偶然そうになったのか、あえてそうなのか。そのあたりを教えてください。

○教育長 青少年課長。

○青少年課長 今回10名全員が改選ということでございますけれども、ギャラクシティにつきましては平成28年度からインセンティブ制度、報奨制度を取り入れるということがございます。そうなりますと、評価委員会の評価とインセンティブが非常に直結してくるということもございまして、評価の継続性という意味では委員の方々を例えば半数改選するというのも1つの考え方ではあるとは思っておりますが、1つ制度が大きく変わるということから、今回全員を改選させていただくということでございます。

○教育長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

（なし）

ないようですので、これより第24号議案、足立区ギャラクシティ運営評価委員会委員の委嘱についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 次に、日程第14、第25号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第14、第25号議案 足立区文化財保護審議会委員の委嘱について。

以上。

○教育長 第25号議案について、浅見地域文化課長から、説明をお願いいたします。

地域文化課長。

○浅見地域文化課長 本年の3月31日をもちまして、現在の文化財保護審議会委員の任期が切れます。従いまして、4月1日から2年間の期間で、新たに審議会委員を選出する予定でございます。

ここに書かれている方々、それぞれの分野で著名な方であり、またこれ以外の方を探すというのなかなか難しいことがありますので、引き続き委員をお願いしたということでの上程でございます。

以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第25号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第25号議案、足立区文化財保護審議会委員の委嘱についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 それでは、非公開の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方にお戻りいただくようお願いください。

(傍聴者入室)

○教育長 お待たせしました。大変申し訳ありませんでした。

それでは、次に日程第15、教育長報告です。

本日は、現在開会中の足立区議会第1回定例会での主な質疑に対して報告いたします。

今回は、本会議が2月24日から始まっております。最終日は3月24日です。主な質疑ですけれども、教育委員会関係では、償還免除型の奨学金についてのご質問がありました。償還免除型の奨学金というのは、給付型奨学金とどう違うのかということですが、卒業し、社会に出て活躍するまで意欲を持ち続けられる可能性が高く、より目的に合致すると考えて、償還免除型を選択したということをご説明しております。また、給付型奨学金は学校を中途退学するなど、資格要件を欠いた場合に返済義務を課しても返済されない可能性もあります。こういったリスクを回避することが困難である。さらに、既に育英資金の返済を完了した方々にアンケートを実施しておりますけれども、償還免除型の実施を支持する意見を多くいただいた。このような理由から償還免除型奨学金を採用するものであります。

募集期間ですけれども、育英資金の募集と同時に年2回募集し、募集人員は募集時期ごとに高校と大学に進学する生徒を対象に、各5人ずつ、年間各10名募集をします。

応募資格は育英資金の貸付金を受ける生徒で、申し込み直前の学業成績の平均が5段階評価で4.0以上の生徒が対象。償還免除の要件は正規の就業年限で卒業した後、引き続き3年以上区内に居住し、その期間に2年以上特別区民税を納税した場合に、足立区育英資金の貸付総額の半額を、100万円を限度に免除する。こういう仕組みを考えております。

それから、学校トイレの改修についてご質問いただきました。平成28年度の予算編成の最終段階で、現在の施設更新計画を見直し、トイレ改修に特化した計画を策定いたしました。新しい計画では、平成28年度より学校トイレの詳細設計に着手し、平成29年度より工事に取り組み、遅くとも8年後の平成35年度までにすべての小中学校でトイレの環境整備を完了する予定という発言をさせていただいております。

これまでのテンポですと、20年も30年もかかるというご懸案をいただいております、これに早く着手すべきだということで、今回答弁をしているところです。

それから、先ほどもありましたけれども、放課後子ども総合プランにつきましては、夏休みなどの長期休業中についても実施できないのかというご質問をいただいております。当区の放課後子ども教室は、地域のボランティアで運営されております、長期休業中の安全管理など、ボランティアだけで行うには過度の負担をかけることから、慎重な検討が必要である。当区同様の形態で、夏休みなどに実施している自治体の運営を調査研究し、モデル的な実施が可能か判断していくという答弁をさせていただいております。

また、小・中学校2期制、夏休みの短縮についてもご質問がありまして、総合教育会議で出された意見を踏まえつつ、教育委員会としては足立区のエデュケーション環境、特に学力定着に適した制度を選択する必要があると考えており、4月頃までに結論を出していくという回答を差し上げております。

また、待機児ゼロを目指してというところでご質問いただいておりますけれども、既に3年間の計画全体を前倒し実施する予定はありませんけれども、地域の実情により、保育ニーズが急激に増えている地域について、随時計画を見直し、確実に整備をしていくという答弁をさせていただいております。これまで行っていた区有地等の公共用地の活用、鉄道、自動車等からも高架化のスペースであるとか、そういった領域に加えて、他施設との併設なども視野に入れ、また金融機関等の協力を得ながら、企業や個人の土地、建物所有者への働きかけを強め、あらゆる手段で用地や物件の確保に努めていく所存であります。

また、保育士確保についてもご質問いただいておりますけれども、平成28年1月から保育士等住居借り上げ支援事業を開始しております。これに加えて、同年4月から再就職セミナー等、区内施設での保育実施を組み合わせ、自己啓発費用の一部を補助する保育再就職応援事業及び奨学金の返済を一部補助する「保育士奨学金返済支援事業」を計画しており、必要な経費を平成28年度予算に計上しております。

新卒者を対象とした相談会については、区内大学・専門

学校と共同による保育就職相談会の開催や保育施設を通じた退職者への再就職セミナーの周知などを積極的に行っていくと答弁しております。

最後に、特別支援についてご質問いただいておりますけれども、特に学校生活支援シートの活用についてですけれども、区内小・中学校に様式を提示しておりますけれども、教員及び保護者の理解が不十分なところもあって、効果的に活用されていないのが現状であります。

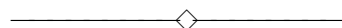
今後、教員には本人や保護者の希望を踏まえ、教育・保健・医療・福祉等が連携して児童・生徒を支援する長期計画としての学校生活支援シートとそれに基づき、小・中学校での支援を具体化した個別指導計画の作成や活用についての研修会を行ってまいり、また、保護者にはこの学校生活支援シートや個別指導計画などを1つのファイルにまとめた学校支援ファイルについても、保護者が高校等の進学、あるいは就労先へ示すことにより、支援のつながりができることを福祉部と連携を図り周知していくとさせていただきます。

なお、この定例会の議事録についてはまたホームページ等にも掲載されますので、ご覧いただければというふうに思っています。

何かご質問があれば。よろしいですか。

(なし)

ありがとうございました。



○教育長 続いて、報告事項に入ります。ご質問等はすべての報告が終わってから、まとめてお受けするようにいたします。

それでは①について、杉岡教育政策課長、お願いいたします。

○教育政策課長 資料67ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び足立区学校運営協議会規則に基づきまして、六月中学校開かれた学校づくり協議会会長と同校の校長の連名により、足立区学校運営協議会設置校指定申請書再指定分が提出されました。

内容を検討、また協議をさせていただいた結果、再指定することを決定いたしましたので、ご報告差し上げる次第でございます。

1番、2番、3番、記載のとおりでございます。参考までにコミュニティ・スクール指定校、現在11校でございます。今年度新規で弘道小学校を指定いたしましたので、含めて11校となっております。

今後の方針でございます。引き続き、学校と地域、保護者間の十分な協議が整い、思いが整ったところから順次学校運営協議会、コミュニティ・スクールを設置させていただく予定でございます。

以上でございます。

○教育長 次に、②について、太田学校適正配置担当課長、お願いします。

○学校適正配置課長 68ページをご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

鹿浜中と第八中の統合地域協議会の開催状況です。記載のとおりでございます。

続きまして、上沼田中と江北中の統合地域協議会の開催状況ということで、内容は記載のとおりとなります。

3番目、平成28年度の入学者向け説明状況ということで、表の中の小学校2校、中学校2校、あとは合同で鹿浜中と第八中の説明会に出向き、意見交換、情報提供を行ったところです。

今後の方針ですが、鹿浜地区の中学校につきましては、統合地域協議会が終了となりました。また、江北地区の中学校につきましては、引き続き具体的な検討を進めていくという状況でございます。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

次に③について、山中学校改築担当課長、お願いします。

○学校改築担当課長 説明資料70ページをご覧ください。

千寿小学校の施設更新事業に伴い、基本構想・基本計画書（案）についてです。千寿小学校の建て替えに伴いまして、基本構想・基本計画が整いましたのでご案内となります。所管部課名は記載のとおりです。

基本構想・基本方針として、①「成長を実感できる教育施設」をはじめ、8項目を定めました。

また、基本計画・基本設計については、構造は鉄筋コン

クリート造の5階建てです。なお、詳細につきましては別添基本構想・基本計画書（案）が添付されていますので、後ほどご覧ください。

今後の予定ですが、今年末に仮設校舎に引っ越しを行い、その後現在の校舎の解体、それから新築工事を行いまして、平成31年4月に新しい学校が開校する予定となります。今後の方針ですが、学校運営に支障のないようにスケジュールを決定してまいります。

説明は以上です。

○教育長 ありがとうございます。次に④について、望月学務課長をお願いします。

学務課長。

○学務課長 71ページでございます。件名・所管部課名、記載のとおりでございます。

小学校で選択できる学校の範囲が平成30年4月1日から変更となります。選択可能な小学校について、報告させていただきます。

平成30年度から選択できる小学校の原則は、通学区域の小学校と通学区域に隣接する小学校。あらかじめ分断されている学区域は、橋でつながっている場合は隣接とみなすということでございます。隣接学区域の特例として、まず特例措置として全校に今申し上げた1番の基準を適用した場合、選択できる学校が最低1校から最高9校と差が生じてしまうので、通学の安全性を考慮しながら、全学区域で通学区域を含めて最低4校まで選択できるよう、5校に以下のような特例措置を設けます。

（2）小中一貫校の選択ということで、小中一貫校は区内に2校しかありません。新田小学校と興本小学校ですので、この2校については区内全域からの選択を可能といたします。

3番、経過措置でございます。現在、学区域校以外の小学校に兄・姉が在学し、弟・妹が同一の小学校への入学を希望した場合は、経過措置として兄・姉と同じ学校の選択を認めます。ただし、希望する学校の応募人数が受け入れ可能人数を超えた場合は抽選の対象とさせていただきます。

今後の方針として、平成30年度の実施に向けて、区民の周知を十分行っていきたいと考えております。具体的な選択可能校につきましては72・73ページでございます。

私からは以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

次に、⑤～⑧について、浮津教育指導室長、お願いします。

教育指導室長。

○教育指導室長 74ページをご覧ください。平成27年度第3回のいじめに関する調査の結果について。所管部課名は記載のとおりです。

第3回のいじめの調査をさせていただきましたので、年3回の調査、最終調査をして、4月から3月までのまとめということでご説明をさせていただきます。

いじめの認知件数が2月末現在で小学校が595件、中学校が440件となっております。継続対応中73件と42件。これについては3月中に解決のための努力をするとともに、さらに継続のものは新年度になってから各学校の担当指導主事がおりますので、改めて把握させていただいて、対応を深めてまいりたいと思います。

また、いじめの案件は、特に学期の切り替え等で厳しい状況もということがありますので、学校にも春休み中のいじめを受けて不登校等になったお子さんの様子は把握するようにまた指示をしたいと思っております。

いじめの個票については、個票数、小学校303件、中学校は159件。いじめの個票化をしましたので、現在どういうところと関わっているのかということがわかるような資料を学校が作成して、指導室と連携をして解決に向けて対応しております。

それから、4番、第3回いじめに関するアンケートの実施。これは2月1日から29日までのアンケートの結果ということでアンケート集計の結果は小学校99%、中学校95.5%。この回収率の全回収ができないところはほぼ不登校のお子さんのところ です。

学校には、不登校傾向があった場合でも、ご自宅にお届けするような指示もしておりますが、集めきれなかったもの、または所在不明というようなものが含まれております。

あと、前回もお話しした相談できる人がいるということで小学校が97.3%、中学校が91.9%。やはり一番は家の方、先生、友人という形になっています。中学校の場合は家の人、友人、先生と。これも前回もお話ししましたが、やはり100%ではないという相談できな

い状況は非常に危険にも関わってきますので、できる限り相談できる人を増やすような取り組みを各学校にまた指示をしてまいりたいと思います。いじめの内容については、これは毎回冷やかし、からかいがやはり一番多いということです。

5番、いじめ相談ネット受付については、これは1年間の報告をさせていただきます。平成27年度として合計10件。平成26年度が20件ですので、ネットを通じてのものは半分になっているということです。

76ページは第3回のまとめですので、ご覧いただきたいと思います。

続いて77ページ、足立はばたき塾の結果について、ご報告をさせていただきます。平成27年度、以下のようにはばたき塾生の進学が確定しました。

昨年度と比べて若干下がっている状況であることは間違いありません。事業者と話し合いをしている中ですが、今回新しい事業者をお願いしたという観点もありますけれども、やはりはばたき塾に入るお子さんのレベル等、その辺ももう一回見直していかなければいけないかと思っています。

100名の定数というところですが、現在は3、4回のテストをして、最終的に93名というところですので、どういうレベルのお子さんをはばたき塾生にしていくか。また、土曜塾生にしていくかというところで検討を進めているところです。

受託業者のエデュケーショナルネットワークに関しては、家庭学習のやり方、それから塾内での切磋琢磨できるようなシステムづくりができないか。そこについて検討するように指示をしているところでございます。

続いて78ページ。平成28年度4月1日付教育管理職異動内示について、ご報告をさせていただきます。こちらについては小学校、中学校、記載のとおり、校長・副校長の新しい配置等が人数ベースで出ております。3月9日に校長先生に内示をさせていただきました。内示は本人止まりということで、4月1日に辞令交付を行います。

続いて79ページ。学校事故報告について、2月事故報告を受けた分について、ご報告をさせていただきます。学校事故状況、管理下8件、小学校5件、中学校3件です。

交通事故のところ、1点ご説明を少しさせていただきます

す。イです。児童が他の児童からの言葉に腹を立て、校外へ出た際、車両と接触し転倒。救急搬送と書かせていただきましたけれども、これは腹を立てて、門から出た瞬間に車とぶつかったということではなくて、お子様が少し地域を回っている間、横断歩道を渡っているときに車と接触をしたということです。軽傷だったという報告を受けております。

あと、それ以外の授業中のけが、家庭科で指に刺さってしまったというようなところ。休み時間・部活に関しては、やっぱり部活動のけが等がございますが、基本的には顧問がついて指導しておりますので、安全管理の徹底をまた進めていきたいと思います。

2月分までのところですが、やはり1年間通じて交通事故というところが、これは他区でも死亡事故も起きておりますので、改めて4月から交通事故の未然防止の徹底をはかってまいりたいと思います。裏面についてはその一覧表です。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。⑨について、松野待機児ゼロ対策担当課長よりお願いします。

待機児ゼロ対策担当課長。

○待機児ゼロ対策担当課長 81ページをお開きいただきたいと思います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

平成27年8月に改定いたしました待機児童解消アクション・プランですが、こちらが様々な理由から変更する必要性が出てまいりましたので、今回ご報告をさせていただきます。

変更内容でございますが、千住地域でございますけれども、千住大橋の大規模開発により、需要がそもそも多かったところではございますが、それに加えて廃業予定の保育施設などがございまして、もう1つ施設を追加整備することといたします。

また、加平地域、東和地域でございますが、それぞれ来年度小規模保育の予定をしてございましたが、需要の伸び、それから今後複数のマンションの建設が予定されていることから、できるだけ早く、平成30年4月には遅くともこちらに認可保育園の整備をするということで変更していきたいと考えてございます。

それから、小台地域、興野・本木地域でございます。小台地域につきましては、本年度中に、来年度整備する分として、公募・応募を行ってきたところなのですが、なかなか適した土地がございませんで、公募が不調になっておりましたので、この公募は取りやめ、近隣の江北に来年度予定しているもの。小規模保育室を興野・本木、こちらで予定しておりましたが、なかなか物件がないという状況でございましたので、こちらを認可保育園という考え方に切り替えまして、この2つで小台も補完するような形で整備を考えております。

また、82ページになりますが、中央本町につきましては、認可保育園を青井駅周辺に整備というところで、これまで公募を行ってきたところなのですが、小規模保育施設がここもまた不調になったことから、中央本町エリアを広く包括するものとして、認可保育園を整備し、またそれでも足りないような場合には小規模保育施設を整備していくということで考えております。

小規模保育施設の整備についての考え方なのですが、即効性がある年度で開設をすることができることから、来年度の予定につきましては小規模の2カ所の整備を挙げてございますが、待機児の状況などを見ながら、即効性のある整備をしていきたいと考えてございます。

変更後の年度別の整備数につきましては、表に表現しているとおりでございます。また整備スケジュールにつきましても、その下に記載させていただいたとおりでございます。

今後、まだ待機児も非常に話題になっておりまして、喫緊の課題として継続していく必要があるという認識でありますので、確実に整備をしていけるように、また保育士の確保等なども課題になっているところでございますので、あわせて取り組んでいきたいと考えております。

○教育長 ありがとうございます。次に⑩と⑪について、小山子ども・子育て支援課長をお願いします。

子ども・子育て支援課長。

○子ども・子育て支援課長 83ページをお開きください。件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

国から平成28年度4月以降保育所、それから幼稚園児の利用者負担についての方針が示されました。こちらの概要と区の対応状況をご報告申し上げます。

まず1番でございます。多子世帯の保育料軽減でございます。こちらにつきましては、対象者を年収約360万円未満の世帯、こちらの区民税のほか所得割課税額になります7万7,100円。こちら以下の世帯を想定しております。

内容でございますけれども、多子軽減につきましては現行1号認定につきましては3歳以下の子どもを第1子、第2子と考え、それに対して第2子は半額、それから第3子以降を無償化ということをやっております。

2号、3号認定につきましては、就学前のお子さんが、こちらのカウントにおいて、2人目を半額、第3子以降を無償化としてございます。

国はこちらについて、お子さんの年齢については制限を撤廃すると。ですから、今の上のお子さんが例えば18歳であっても、そちらを第1子とみなし、以降第2子、第3子とカウントしていくと。そういったことによって半額、ないし無償化の対象となるお子様が増えていく。こういったことでございます。

2つ目でございます。ひとり親世代への保育料負担軽減でございます。対象につきましては年収、区民税の所得割課税額、これについては同じ金額を想定してございます。

内容でございますけれども、こちらを現行におきましてひとり親世帯につきましては軽減措置なしとなっておりませんが、改正により第1子目から半額、第2子、第3子につきましても現行半額、無償となっているものにつきまして、改正後につきましては無償。こういった対応をとるということでございます。

なお、3番、幼稚園につきましてもこのようなところに基つきまして保護者等補助金等を増額することによって、実負担を半額、ないし無償化していく。こういったことでございます。

対応状況でございますけれども、現状内閣府からは概要のみ示されてございますが、具体的に内容が示されれば、こちらは早急に進めたいと考えてございます。そういった意味から、現行のシステム改修等の設計を行っているところでございます。

今後の方針ですが、当然のことながら、国から通知・政令が配布されれば、直ちに具体的な作業に着手するとともに、利用者様にも、具体的にご案内を申し上げてまいりたい

と考えてございます。

続きまして、85ページになります。

件名・所管部課名は記載のとおりとなります。

こちらにつきましては平成28年4月、こちらの入所に向けた利用調整の結果を概要でまとめましたので、ご報告申し上げます。

まず、1番でございます。利用調査の結果なのですが、平成28年4月分におきましては、募集・申請に対する不承諾は、1,752名でした。こちらは去年と比べますとマイナス270名ということで、募集数を区の方でも増やしたところ、要は申し込みは多かったのだけれども、不承諾になる方は、結果的には少なくとどまった。こういったところでございます。

2番につきましては、利用調整の後、どれだけ施設が空いているか。よく施設が空いているところを活用していく。こちら区も区のミッションでございまして、そちらを記載してございます。

まず、年齢別のところでございますけれども、トータルで49名です。去年より減少しました。黒三角のところは去年より改善していると見ていただければ結構なのですが、49名に改善してございます。特に0歳、1歳。こちらの施設の空きというところを埋め込めているような状況でございます。

3番につきましては、今回施設種別をこちらに並べてございます。去年よりも家庭的保育室、いわゆる保育ママ。そういった小規模保育施設。こういったところの埋まり方の状況が、去年よりは同じ時点で改善されているというところでございます。

なお、利用調整につきましては、今回第1次の結果報告させていただきましたけれども、これ以降第2次、それから第3次という形で引き続き行わせていただいております。こちらにつきましては待機児童、最終的に数字の確定が5月、ないし6月を予定してまいりますけれども、この第1発目、第1次的な数字としてはいいスタートを切れたところではないかなというところをご報告させていただきます。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。では、まず⑫から⑭について、後藤子ども・子育て施設課長お願いします。

子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 86ページをご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

平成26年度の子ども施設指定管理者の業務について、審査会において評価を行いましたので、ご報告いたします。

審査委員ですが、学識経験者等9名で、1月29日に実施しました。3番の(1)ですが、評価の目的としましては、指定管理者の業務を評価することによって、利用者サービスの向上につなげていくということです。(2)評価方法ですが、①から③、大きく3つあります。まず指定管理者による自己評価をしていただきまして、それに基づいて担当課による実地調査、ヒアリング等の評価を行いました。そして、それらを総合して審査会によって評価をしていただきました。

評価の基準としましてはA・B・C3段階で、Bが基準ということにしました。そして右側の表をご覧ください。14の保育園のうちすべてB以上の評価。基準どおりの評価でした。ちなみに、A評価が5施設ですので、全体の約3分の1がA評価ということになります。公表につきましてはホームページで公開をしていきます。

88ページに細かいのですが、評価の結果を載せてございます。

89ページをご覧ください。件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

小規模保育施設SAKURA保育園の3施設について、設置者を変更する旨の申し出がありましたので、報告いたします。1番、設置者ですが、現在は一般社団法人東京保育協会が設置者であります。これが、新しく社会福祉法人慈光明徳会に替わるものです。変更日は、平成28年4月1日になります。

対象施設はSAKURA保育園の3つの小規模保育施設になります。竹の塚、西新井、綾瀬の3カ所となります。

4番に確認事項と書いてありますが、施設名など、保育内容等全てそのまま引き継ぐということです。職員につきましても、今の雇用条件を下回ることなく、引き続き雇用しまして、たまたまお辞めになる方については慈光明徳会の法人内の異動によって、職員数を確保するということを確認しております。もちろん、今お預かりしている児童は引き続き在園できるということになっています。

(4)に書いてありますが、財務診断、A・B・C・Dの評価で、区の評価でBの良好というところを確認しています。今後につきましては、4月1日以降、保育がスムーズに継続できるように、こちらで巡回等をして、必要に応じて支援をしてまいります。

91ページです。件名・所管部課名は記載のとおりです。

こちらは区立保育園の平成30年4月の民営化について、今後についての報告でございます。1番に考え方が書いてありますが、ご覧の4園が対象になるのですが、沼田保育園と大谷田第二保育園の2園につきましては、URの土地をお借りしているという関係から、URとの今後の調整に時間がかかる可能性がありますので、この2園については前倒しで、平成28年3月と5月にそれぞれ公募をするというご報告でございます。

また、指定管理等を行っている東保木間保育園につきましては、10年間の期間が満了しますので、この公募とあわせて、2期目の再公募を行うというものです。

2番に沼田保育園、大谷田第二保育園の民営化手法を記載しています。沼田保育園につきましては、耐震の関係で建物の建て替えが必要ですので、建物を新設するということから事業所の公募を行います。2番目の大谷田第二保育園につきましては、建物の無償譲渡としております。

3番は指定管理園の状況です。

4番、民営化の理由につきましては、これまでどおり充実した保育サービスの提供と運営経費の削減を目的とします。

92ページですが、スケジュールをこのように管理しています。今後につきましては、保護者や近隣住民に丁寧に説明会等をして、進めていきたいと思います。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、⑮と⑯について、西野こども支援センターげんき所長、お願いします。

こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 93ページをご覧くださいと思います。特別支援教育に関する報告でございます。特別支援教育につきましては1月に学校現場をご覧いただきまして、その後で保護者の現場説明会、現在は備品等を学校に配備するなどの整備を行ったところでござ

いますが、このたび教員配置の原則的な考え方を定めましたので報告するものでございます。

原則、教員を各1名動員、配置するという考えでございます。94ページをご覧いただきたいと思います。4つのブロックの23校に今回導入するわけでございますが、これは近隣の4つのブロックに分けておりまして、1ブロック。これは千住でございます。ここにつきましては記載のとおり教室教員を確保になります。

それから、現在通級のある保木間がある10ブロックにつきましては各校1名と、それから通級はまだ残りますので、そちらへの教員。同じく7ブロックは辰沼のあるところでございますが、こちらへの配置。そして12ブロックにつきましても教員1名とそれから通級の教員というような形で、配置を考えているところでございます。

これらの理由でございますけれども、ある程度の教員の数が確保できることは見えてまいりました。そうなりますと、やはり特別支援教室の最大のメリットはその学校で、またはその児童の所属する担任、教室でその子のさまざまな状況を見て、それを指導に生かすことでございますので、なるべく子どもたちのそばに教員を置きたいということであろうといった形になったものでございます。

また、2番でございます。特別支援教室の呼称でございます。特別支援教室というのは公式な名前ではございませんけれども、やはりこれは現実に運用・運営していくには、よりやわらかな、そして親しみやすい名前が必要ということで、これまで通級の3校が使用しておりました「コミュニケーションの教室」という名前、こちらを使用することになりました。

ただ、それぞれの学校で、その後に例えば「わかば」でありますとか、さまざまなその学校で定めた名前をあわせて使っていただくことで、より親しみのある名前になるかなと考えているところでございます。

次に、95ページをご覧いただきたいと思います。これは基本的な考え方でございまして、これがすべて実施されるわけではございませんが、ある程度先生方がいくつかの学校をどういう形で回るかということの基本的なパターンをつくってみたいところでございます。具体的には、これから各学校、そして各先生方にあった形でのものをこれからつくっていきたいと考えているところでございます。

次に96ページをご覧いただきたいと思います。スクールソーシャルワーカーの配置についてのご報告でございます。現在、3人の統括スクールソーシャルワーカーを実験的に採用しまして配置いたしました。その成果をもとに、平成28年度からは、さらに6名のスクールソーシャルワーカーを配置いたします。

具体的には97ページをご覧いただきたいと思います。小学校35校、中学校17校の52校に平成28年度は配置したいと考えております。この52校を、この表にございますように6つのグループに分けます。この6つのグループに1人ずつ、このたび採用いたしますスクールソーシャルワーカーを配置いたしまして、それぞれのグループ2つずつ、要するにスクールソーシャルワーカー2人に1人統括を担当させまして、統括1人とスクールソーシャルワーカー2人の計3人で2つの地域を見ていくという形でスタートさせたいと考えております。

なお、こちらに拠点校と書かせていただきました。これはもちろんここにずっといるというわけではございません。ただ、その学校の体制づくりに支援をするのもこれもスクールソーシャルワーカーの非常に重要な業務でございます。ですので、それぞれこの中学校にありまして、この体制づくりにつきましても、一緒にスクールソーシャルワーカーが入っていく。いつとは申し上げられませんが、その学校がある程度体制が固まってまいりましたら、この拠点校というのも別の中学校に移していくということも十二分に考えたところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○教育長 それでは、⑰と⑱について、渡邊こども支援担当課長お願いします。

こども支援担当課長。

○こども支援担当課長 それでは、98ページをお開きいただければと思います。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

こちらは出産、育児の不安や孤立感などから親が養育困難とか児童虐待になることを防止するために、ボランティアを派遣しまして傾聴を行う事業を平成28年度から行うものでございます。

対象者としてしましては、妊婦または小学校入学前の子育てをしている保護者の方でございます。支援内容といた

しましては、研修を受けたボランティアが訪問し、傾聴を行うものでございます。事業形態にいたしましては、訪問ボランティアの養成とそれからサービスの利用決定、それからコーディネート、サポーターの派遣等を事業者へ委託をするものでございます。

契約方法でございますけれども、プロポーザル方式による委託契約を考えております。契約期間は3年間で、今後のスケジュールですけれども、まず3月下旬に個人情報保護審議会にかけます。こちらが通りましたら、以下予定のとおり進みまして、6月中くらいに委託先を決めて、その後サポーターの研修を行い、実際に事業を開始するのは9月くらいと考えております。

事業実施計画については記載のとおりでございます。今後の方針でございますけれども、サポーターには傾聴の技術とともに、その個人情報を漏えいしないようにきちんと研修をしていく。また、児童虐待とか養育困難があると見つけた場合については、専門の部署にきちんとつなぐというような関係機関と連携をしていきたいと思っております。

99ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

保護者が子どもの養育ができないときに宿泊できる「子どもショートステイ事業」というものがございますけれども、こちらの施設型の定員を拡充するものでございます。

拡充の理由でございますけれども、こちらの表にございますが、現在定員が4名で、場合によっては定員6名まで増加できるという運営をしておりますけれども、土曜日曜日だと平成27年度は100%を超えているという状況でございます。そういったことから定員を増やすものでございます。

利用要件としては、最近には特に育児疲れということでショートステイを利用される方がやはり多くなっているところでございます。増設する施設につきましては、現在委託をしている児童養護施設「クリスマス・ヴィレッジ」の施設を増設するような形でやりたいと思っております。変更時期については、平成28年9月でございます。

今後の方針でございますが、利用に当たりましては、申請時に利用者の方の状況をきちんと把握して、適切に利用していただきたいと思います。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。

ただいま各関係所管から18の報告がありました。これらの件につきまして、各委員からご質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

花岡委員。

○花岡委員 77ページ、はばたき塾の件ですが、今後の方針の最後に「高校卒業後の進路先の追跡調査を実施する」ということで、要望ですけれども、その中で奨学金の貸し付けが変わりますので、できればその紹介、そして貸し付けにつながるような形をとっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長 はい、そのようによろしくお願いいたします。ほかにございますか。

小川正人委員。

○小川（正）委員 2つ質問です。1つは今のはばたき塾について、平成24年度から27年度の進学先の数が出ていて、例えば進学指導重点校から中高一貫、さらに私立でも難関私立へ行っている生徒の数字をその年度の総数で割ってみると、確かに平成24年度から26年度はこういう進学指導重点校を含めて、いわゆる難関校といわれている学校への合格率が40%を超えているのですが、平成27年度は、40%を切り、30%台に落ちています。確かにこうした数字だけを見ると、先ほど教育指導室長から説明があったように、今年度は少し成果という点ではダウンしているというのはわかるのですが、その他の私立、都立という欄の内訳を見ても、やはり全体的にそういう傾向になっているのかというのを少し教えていただきたい。あと、たしか平成27年度から実施事業者が替わりましたよね。実施事業者が替わったという点について、学習指導上、あとは講義の質とか意欲面で、何か課題みたいなものはなかったのか教えてください。

それともう1つ質問は、96ページのスクールソーシャルワーカーで、いよいよ事業が区全体に拡大、展開してきていて、私も大変期待しているのですが、来年度からの対象校が52校ということでありますけれども、これは各学校の申請というか、希望を優先してこういう学校を指定したのか、それとも、生徒指導上の様々な問題を抱えた困難校で、教育委員会で認定して52校を対象校にした

のかというこの辺のところの内訳を少し教えていただければと思います。

○教育長 教育指導室長。

○教育指導室長 はばたき塾についてですけれども、その他都立、私立、未定、この65名についても前年度と割合的にそう変わらないところですが、やはり小川正人委員からお話いただいたように、私どもが今分析している中では当初志望から現実に志望している、当初志望はこの重点校47%の子が志望しておりましたが、実際はもう38%ぐらいのお子さんが志望に変わっている。それから、今回特徴的なところは外部模試等もやったのですが、外部模試の標準偏差にあまり変動がなかったというようなところもあります。

業者が替わったということが1点関係あるかなと思いますが、今回プロポーザルをやった時点では引き続き、前回の業者もプロポーザルに入っておりましたが、そういう点では、エデュケイションは理科や社会についても指導を重点的にできる。また、インターネットを活用してできるというような提案もしていただいておりますので、業者が変わったことで質が下がったというようなことはないのかなと思っています。

ただ、エデュケイションに関しても初めての試みですので、事業者は事業者として、細かい分析を指示しているところですので、その報告をもとに来年度に向けて、新しい取り組み、先ほどもお話ししましたが、家庭での学習の宿題を出して、それをどのようにやっていくかというようなところもやらせつつではなく、もう少し進行管理できないかというところと、あとやはりA・B・C・Dとクラス分けをしていますので、その中で切磋琢磨をしながらお互いに高めていくようなシステムづくりができるかというところを指示しているところです。

私からは以上です。

○教育長 よろしいですか。もう1つありましたね。

こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 スクールソーシャルワーカーの配置校でございます。これにつきましては希望というよりは私どもで設定させていただきました。

その選定方法でございますが、困難校というよりも課題にいろいろと工夫して取り組んでいる学校と連携して進

めてみたいというところがございます。ただ、1人のスクールソーシャルワーカーにやはり1つのグループを任せたいので、例えばあるお子さんのご家庭、小学校と中学校に両方関係しているという場合もございますので、その地域としての選定をしているところがございます。ちょっといろいろと複雑な形です。要するに幾つかの頑張った課題に取り組んでいる学校を中心に、その周りの周辺地域の学校という形で、このグループ分けをつくらせていただいているところがございます。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。小川正人委員。

○小川（正）委員 わかりました。

○教育長 1つだけ私から。先ほどのはばたき塾なのですが、出席率がどうかとちょっと気になっていました。要するに中学生なので、部活とかそっちに行ってしまうって抜けていることが多いので、私が行ったときにそういう話も聞いているので、この3年間の出席率なども比較してみたらどうかと思って、後でデータをちょっと出してください。

小川清美委員。

○小川（清）委員 5、6件あります。まず、ページの早い方から行きますと85ページでだいぶ人数調整ができてきたと思うのです。これは保育コンシェルジュの役割の効果と考えてよろしいでしょうか。

○教育長 1つずつ行きましょう。

子ども・子育て支援課長。

○子ども・子育て支援課長 そうですね。保育コンシェルジュで、相談された方、それから申し込んだ方のお話を聴きますと、保育の担当課へ行ったらまだ知らなかったと。説明を受けていく中でいい施設だなとわかったので申し込んでみましたという声をいただいているところがございます。確定的なところはわかりませんが、そういった要素もあったかと考えてございます。

○小川（清）委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。では2問目、小川清美委員。

○小川（清）委員 すごく細かくて申し訳ないのですが、88ページのこの採点結果一覧表がありますね。この中で、12番「新田おひさま」の5の欄が線になって、点数が出ていません。なにか意味があるのですか。

○教育長 子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 これは遊具の点検とか、あとは警備保障の点検という項目だったのですが、遊具がないというところと、あとは警備保障入っていなかったと今回わかったので、今後は入ってもらうようにするのですが、評価ができなかったのも、ここはそういう箇所があるということになります。

○教育長 では、細部を補足して、子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 今、遊具に関してましてですけれども、園庭がない施設なのです。それで、施設の遊具がないという状況になっております。

それと建物がリース契約でございまして、私どもも手がつけられないということで、警備保障のセットができなかった状態です。ただ、リース会社と話して導入したということでございますので、園が努力して、この法人が努力してやる内容ではなくて、区がやるべきことだったということで、ここはバー表記で、空欄となっております。

○教育長 小川清美委員。

○小川（清）委員 はい、わかりました。

それで、次の質問にも関係してくるのですが、その隣の11番「竹の塚」で、3点満点のところでは1.1点という、最低点だと思うのですが、それが「個人情報事故への対応」というかなり大事なところですよ。

実は質問をしようと思っているのは、98ページに「きかせて子育て訪問事業」が今度始まると。その研修をする会社のプロポーザルが多分そうだと思うのですが、今後の方針のところに「傾聴等の技術とともに、個人情報を漏えいしないよう」と書いてあるのですが、すごく大変な、簡単ではないところなのですね。ですので、どういう会社が手を挙げてくださるかはわからないのですが、ここで研修したからといってすぐれたサポーターさんになるとは限りません。

ですから、今後これをどのようにしっかりと評価していくかということを考えていかなければいけないのではないかと。簡単なことではありませんので、ちょっと「きかせて子育て」なんていい感じで言っていますが、とてもとてもこれはこんな甘いものではありません。

このあたりの研修場所、研修先もそうなのですが、それを継続していかにつけていくかということをや

んと考えていってほしいというのが、これは要望です。

あとは少し前に戻りますが、89ページのところで、設置者が替わる園があります。今回「財務診断だけでいいんじゃない」とやってしまったのでしょうか。そのあたりを教えてください。

○教育長 子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 こちらにつきましては、現在の法人、それから新しく受ける法人。それぞれにヒアリングを行いまして、経緯等をしっかり聞いた上で、また保育士の確保等しっかりできるか、すべてそういったことも確認した上で、こういった動きをしております。

○教育長 小川清美委員。

○小川（清）委員 今回は手放したというわけで、これは仕方ないのですが、今度、新設置者の法人は熊本の方ですよ。既に例えばこの法人が、都内でいくつぐらい保育園をやっているのかとか、そういうことまでちゃんと調べられたのでしょうか。

○教育長 子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 実はこの前の民営化の審査会があったときに手を挙げた施設で、こちらの職員が熊本の既存園に調査に実際に行っております。東京ではやっていないのですが、現在の保育園の様子は確認した上でヒアリングを行っているということでございます。

○教育長 小川清美委員。

○小川（清）委員 それだけでは本当は足りないですね。熊本ではうまくいっているけれども、ではそれがそのまま足立区でうまくいくかというのは全くわかりません。

ですから、地方で本当にいい保育園をやっている、それが東京に進出してうまくいかないということもよくあるので、そのあたりはやはりこれも継続して「ああこれでよかった」というのではなくて、今後ちゃんとこの園と保護者の方たちとしっかりとやりとりを保護者の方とするという形でチェックしていってほしいと思います。よろしくお願いします。要望です。

○教育長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 先ほどの11番「竹の塚」、これはベネッセがやっているところですよ。情報漏えいにはならなかったのですが、少し危ないところの事故があったところでして、そういう点では非常に点数が低くなってお

ります。

この評価の全般でございますが、これは点数が何点以下になったら契約を解除するとかというものではなくて、どこの保育に問題があるか。そこを直していただきたいということで、ここには記載がございませんけれども、点数の低いところについては個別具体的に「ここを改善してください」というような指導・指示を出す予定にはしてございます。

それと先ほどの慈光明徳会のお話でございますが、実は流れからいいますと、今経営しているところの東京保育協会さんがいくつかの法人さんに当たって、いろいろな価格の面ですとか、保育実務の面ですとか、いろいろな条件があってここを選択して、「ここでよろしいでしょうか」という話を今回持ってきたという流れでございます。

教育委員会としても、一度熊本まで現地に見にいっている。それから理事長さん、それから実際にこちらで園を運営されている方のお話も聞いて、内容について今のところを全て引き受ける。職員も引き受ける。今のところと大きな変更はないということも確認した上で、それと財務的にも問題はないというところの確認をとった上で、これなら行けるだろうという判断をしたところでございます。

先ほど小川清美委員からご指摘のありましたとおり、引き続きどんな内容をやっているか、注意深く、特に注視してまいりたいと思います。

○教育長 よろしいですか。小川清美委員。

○小川（清）委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。最後に、これは区全体にだと思のですが、区立保育園がどんどん民営化していくのですが、足立区は全部を民営化していくのですか。それとも、拠点となる保育園を何園かは区立として残すのですか。そのあたり、もし決まっていたらちょっと。

○教育長 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 現在は平成32年までの間に保育園を民営化という計画が定まっております。その段階では、区立保育園については26園のところまで、民営化を進めるということが今決まっている状態です。その先、平成33年以降についても今検討しておりまして、その後の民営化のスケジュールとそれから区立保育園の役割をどのような形で今後していくのかということも含めまして、まず検

討を行っている最中でございます。

○教育長 小川清美委員。

○小川（清）委員 自治体によってはどんどん民営化が進んでいるのですが、行政がやる、つまり区立・公立の保育所は何園かは残すという方針を立てている行政もよくあります。その理由の一番大きいものは保育の質です。保育の質を保つため、すべて民営化にしないで、やはり保育の質というところで、しっかりと保育者たちが研修をしていけるような、そしてそれがちゃんと民営化になっている私立保育園の保育者の方たちとともに保育の質を上げようということが主たる目的だと思います。

すべて民営化してしまうということをやっている自治体もありますが、やはりそれよりは最も大事な保育の質というのを担保するためには、どうしても公立の保育所というものは必要になると思いますので、すべて民営化ということにするのか、そうでないのか。まだ平成33年以降決まっていないのであれば、そのあたりを中身的にしっかり検討していったほうがいいという要望でございます。

○教育長 ありがとうございます。従前からこれも課題になっていて、例えばその保育から幼児教育、就学前の教育をどうするのかということ。それから、最近では障がい児の教育をどうするのかということ。それから、地域の保育のコーディネーターとしての役割が公立にあったのか、こんなところも議論しなければいけないところだと思ひまして、来年度きちんと議論をした上で方針を立てていきたいと考えております。また、ご意見いただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。花岡委員。

○花岡委員 2月7日に第7回中学生「東京駅伝」が開催されました。そこで足立区が男子、女子ともに優勝。そして念願の総合優勝。素晴らしい成績・結果だったと思ひます。私は残念ながら応援に行けなかったもので、その状況を教えていただければありがたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○教育長 教育指導室長

○教育指導室長 今、花岡委員からお話がいったように、初めて男女ともに1位で総合1位という状況です。今年度は、例年ですと何人か非常にいい記録を持った子どもたちもいたのですが、今回は最初の時点ではそれほど抜きん出た

子はいなかったようです。ただ、チームが1つにまとまれたのはやはり遅い子たちは一歩でも前の生徒、相手の他区の選手に近づこうと。他区より前に出ている子は一歩でも先に行こうというのがチームで共通の約束になっていたようで、私もスタンドで見ておりましたけれども、もう本当に他区の陸上部の素晴らしい走り方の子たちにまじって、今回は野球部の子もおりましたけれども、パソコン部の子もおまして、そういう中でもある程度の成績を持った子たちが一所懸命、本当に一所懸命走っているような状況でした。

東京都の担当の方に聞くと、「今年はほぼ足立が絶対にあの状況では優勝だったね」というようなことで、危なげない勝ち方をして、逆に私は正直最初に聞いたときには八王子市とかが非常に強いチームでしたので、今年はそこまで行かないかなと思ったのですが、いい意味で驚かせてもらいました。それもやはり区としても応援をしましたけれども、多くの先生方から定期的な練習のご指導をいただいて、その結果なのかなと思いました。

区長への報告等でもキャプテンの子たちが男女ともに立派に取り組みの説明もできましたし、来年度の後輩たちにつなげたいというような思いも持っておりましたので、また来年も素晴らしい結果が期待できるかなと思っています。

これまで連覇はありませんので、来年は連覇ということで頑張ればと思います。以上です。

○教育長 わかりました。勝ち負けではないと思っているのですが、やっぱり勝ったことは素晴らしいなと。教育指導室長からありましたけれども、有名な元マラソンのアスリートが解説をしてくださるのです、味の素スタジアムで。いくつかのポイントにカメラが置いてあって、走っている姿が出るのですね。そうすると、足立区が戦っている町田市とか八王子市にはすごく走り方もすてきだし、そういう練習しているなという子が走っていると、そのアスリートの方はその子を褒めるのですよ。「すごく走り方がいいですね」とか「これから伸びる」とか。うちの子はあまり褒めてくれないのです。それは走り方がちょっとぎこちなかったり。ところが要するに、粘って、粘って、ついていって、そしてどこかで抜いて、それで1位になったと。これはやっぱり42人の全員が一致してできたことだと

思っていて、格好じゃないなと思いました。そんな状況なのです。僕もやればできるという感動を、見ている子どもたちもそうですけれども、走っている子どもたちも、見ている子どもたちも、親も、向こうの先生方も勇気をもらったと、元気をもらったと思うのですね。

来年、別に勝ち負けは僕、問いませんけれども、頑張っしてほしいなと思います。そうやって頑張っている子どもたちがたくさんいると。これは今回駅伝ですけれども、そうでないところでもたくさんいるということですね。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。ないようですので、報告事項を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、本年第3回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後4時48分閉会

平成 2 8 年 第 3 回 足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 平成 2 8 年 3 月 1 4 日 月曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第 1 第 1 2 号議案 足立区教育委員会教育目標の変更について	1 及び 別添
日程第 2 第 1 3 号議案 平成 2 7 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及 び執行の状況の点検及び評価について	3 及び 別添
日程第 3 第 1 4 号議案 足立区放課後子ども総合プランの策定について	5
日程第 4 第 1 5 号議案 足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則 の送付について	1 1
日程第 5 第 1 6 号議案 足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	1 4
日程第 6 第 1 7 号議案 足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則	3 0
日程第 7 第 1 8 号議案 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行 規則及び足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例施行 規則の一部を改正する規則	3 7
日程第 8 第 1 9 号議案 足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正す る規則	4 0
日程第 9 第 2 0 号議案 足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	4 3
日程第 1 0 第 2 1 号議案 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正 する規則	4 6
日程第 1 1 第 2 2 号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負 担に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4 9
日程第 1 2 第 2 3 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について	6 3
日程第 1 3 第 2 4 号議案 足立区ギャラクシティ運営評価委員会委員の委嘱について	別冊
日程第 1 4 第 2 5 号議案 足立区文化財保護審議会委員の委嘱について	別冊
日程第 1 5 教育長報告	

2 報 告 事 項

- ① 足立区立六月中学校の学校運営協議会設置校の再指定について
《杉岡 教育政策課長》 … 6 7
- ② 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について
《太田 学校適正配置担当課長》 … 6 8
- ③ 千寿小学校施設更新事業に伴う基本構想・基本計画書（案）について 7 0 及
《稲本 学校施設課長》 … び別添
- ④ 平成 3 0 年度以降の小学校学校選択制度について 《望月 学務課長》 … 7 1
- ⑤ 平成 2 7 年度第 3 回いじめアンケート集計結果報告について
《浮津 教育指導室長》 … 7 4
- ⑥ 足立はばたき塾について 《浮津 教育指導室長》 … 7 7
- ⑦ 平成 2 8 年 4 月 1 日付教育管理職異動内示について 《浮津 教育指導室長》 … 7 8
- ⑧ 学校事故報告について（平成 2 8 年 2 月分） 《浮津 教育指導室長》 … 7 9
- ⑨ 足立区待機児童解消アクション・プランの整備内容の変更について
《松野 待機児ゼロ対策担当課長》 … 8 1
- ⑩ 保育所・幼稚園等の利用者負担軽減（幼児教育無償化）について
《小山 子ども・子育て支援課長》 … 8 3
- ⑪ 平成 2 8 年 4 月分保育施設利用調整結果（第一次）について
《小山 子ども・子育て支援課長》 … 8 5
- ⑫ 足立区子ども施設指定管理者の評価結果について
《後藤 子ども・子育て施設課長》 … 8 6
- ⑬ 小規模保育事業の設置者変更について 《後藤 子ども・子育て施設課長》 … 8 9
- ⑭ 区立保育園の運営事業者の公募について 《後藤 子ども・子育て施設課長》 … 9 1
- ⑮ 特別支援教室の教員配置及び呼称等について
《西野 こども支援センターげんき所長》 … 9 3
- ⑯ スクールソーシャルワーカーの配置について
《西野 こども支援センターげんき所長》 … 9 6
- ⑰ きかせて子育て訪問事業の委託に係る公募型プロポーザルの実施について
《渡邊 こども支援担当課長》 … 9 8
- ⑱ 施設型こどもショートステイの定員拡充について 《渡邊 こども支援担当課長》 … 9 9

3 その他報告資料

- ① 平成 2 7 年度足立区育英資金秋期募集の採用結果について [学務課]…100
- ② 新制度に移行した私立幼稚園・私立認定こども園の利用定員変更について [子ども家庭課]…101
- ③ 行事实施結果・実施予定 [青少年課]…102
- ④ 医療機関向け児童虐待防止講演会の開催について [こども支援担当課]…104
- ⑤ 平成 2 8 年度公益財団法人足立区生涯学習振興公社の事業計画及び収支予算について
[生涯学習振興公社]…別添
- ⑥ 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社]…106

第 1 2 号議案

足立区教育委員会教育目標の変更について
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会教育目標の変更について
足立区教育委員会教育目標を足立区教育大綱として改める。

(提案理由)

足立区教育大綱の制定に伴い、教育目標を改める必要があるので、この案を提出いたします。

第 1 2 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区教育委員会教育目標の変更について				
所 管 部 課 名	学校教育部 教育政策課				
内 容	教育委員会全体が取り組むべき目標を定めた「足立区教育委員会の教育目標（H20.2.26 策定）」は、区の教育に関する基本的な姿勢を示す教育大綱の策定に伴い、「足立区教育大綱」に改めることとする。 なお、足立区教育委員会の教育方針は、28 年度策定の教育振興計画とあわせて改定作業を進めていく。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 足立区教育委員会の教育目標 足立区教育委員会は、区民との協働による生涯にわたる学びを支えるしくみを整え、以下の教育目標を定め、その実現に向けた教育施策を総合的に推進していきます。 ○ 思いやりの心と規範意識をもつ、社会に貢献する人を育てる ○ 自ら学び、考え、行動する、個性と創造力豊かな人を育てる ○ 心身ともに健やかな、夢や希望を実現する自立した人を育てる ○ 文化と伝統を大切にし、郷土を愛する人を育てる </td><td> 足立区教育大綱 ※添付リーフレット参照  (1, 2 面)  (3, 4 面) </td></tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	足立区教育委員会の教育目標 足立区教育委員会は、区民との協働による生涯にわたる学びを支えるしくみを整え、以下の教育目標を定め、その実現に向けた教育施策を総合的に推進していきます。 ○ 思いやりの心と規範意識をもつ、社会に貢献する人を育てる ○ 自ら学び、考え、行動する、個性と創造力豊かな人を育てる ○ 心身ともに健やかな、夢や希望を実現する自立した人を育てる ○ 文化と伝統を大切にし、郷土を愛する人を育てる	足立区教育大綱 ※添付リーフレット参照  (1, 2 面)  (3, 4 面)
変更前	変更後				
足立区教育委員会の教育目標 足立区教育委員会は、区民との協働による生涯にわたる学びを支えるしくみを整え、以下の教育目標を定め、その実現に向けた教育施策を総合的に推進していきます。 ○ 思いやりの心と規範意識をもつ、社会に貢献する人を育てる ○ 自ら学び、考え、行動する、個性と創造力豊かな人を育てる ○ 心身ともに健やかな、夢や希望を実現する自立した人を育てる ○ 文化と伝統を大切にし、郷土を愛する人を育てる	足立区教育大綱 ※添付リーフレット参照  (1, 2 面)  (3, 4 面)				
今 後 の 方 針	教育委員会の方針及び教育振興計画の策定作業を同時に進めていく。				

第 13 号議案

平成 27 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 14 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

平成 27 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

平成 27 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、別添報告書のとおりとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行う必要があるので、この案を提出いたします。

第 1 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	平成 2 7 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
所 管 部 課 名	学校教育部 教育政策課
内 容	1 目的 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づいて、足立区教育委員会自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、その結果に対する報告書を別添資料のとおり報告する。 2 「足立区教育委員会の権限に属する事務（平成 2 7 年度）の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）」の内容 （1）検証内容 小中一貫教育学校について ①概要 目的、点検・評価の内容、点検・評価のスケジュール、これまでの取り組みの経緯 ②評価結果報告書 （2）検証のための視察先 ①興本扇学園 ②新田学園 （3）評価結果報告書の主な内容 ①興本扇学園、新田学園の現状 ②小中一貫教育学校の課題 生活指導面、学力調査面 等 ③今後の方向性
今 後 の 方 針	足立区議会文教委員会へ報告後、区ホームページで公表する。

第 1 4 号議案

足立区放課後子ども総合プランの策定について
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区放課後子ども総合プランの策定について
足立区放課後子ども総合プランを別紙のとおり定める。

(提案理由)

足立区放課後子ども総合プランの策定の必要があるので、この案を提出いたします。

1 趣旨・目的

文部科学省と厚生労働省は平成26年7月に、共働き家庭等の「小1の壁」(※1)を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型(※2)を中心とした放課後児童健全育成事業(足立区では「学童保育」という。)及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(足立区では「あだち放課後子ども教室」という。)の計画的な整備等を進めることとし、各地方自治体に「放課後子ども総合プラン」についての通知を出した。次いで平成26年11月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針が告示された。

これを受けて、平成31年度までの学童保育室と放課後子ども教室の整備計画について、一体型を中心とした放課後子ども教室と学童保育室の設置目標などについて具体的な方策を示した、足立区放課後子ども総合プランを下記のとおり定める。なお本計画は平成28年度以降は次世代育成支援対策推進法に基づく計画(子ども・子育て支援事業計画に含む)の中に位置付ける。

- ※1 小1の壁：子どもが小学校に入学するにあたり、学童保育に希望どおり入室できなかつたり、保育時間が保育園よりも短いために、働き方を見直さなければならない問題。
- ※2 一体型：学童保育とあだち放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内(隣接含む)等において、両方の児童が放課後子ども教室の実施する体験プログラムに共に参加できるよう連携がとられること。

2 整備計画(計画期間 平成27年度～31年度)

(1) 学童保育の目標事業量

- ① 平成26年度までの足立区内の学童保育室の状況(平成26年4月1日現在)

	保育室数	利用定員	入室者数
学童保育室	106室	4,210人	3,851人

- ② 学童保育室におけるニーズ量の見込みと確保方策に関する基本的な考え方

ア 現状

現状は、小学校2年生までの児童については、申請者のほとんどが入室できている。また、一日子どもだけで過ごすことになる夏休みが終わると3年生以上の退室児童が増えるなど、児童の成長などにより学年が上がるにつれて申請数が減少している。

イ 整備方針

- 学童保育の利用対象は小学校1～6年生とするが、学童保育の必要性が高い4年生までのニーズ量を学童保育での確保目標とする。
- 5・6年生は学習塾や習い事などに通う児童が多く、学童保育よりも自由度の高い児童館がニーズに即していると考え、児童館機能の強化を図る。
- 学童保育室を新規に整備する際には、児童の安全確保や放課後子ども教室との連携などの面において望ましいため、小学校内への整備を検討する。

③ 量の見込みと確保方策の整備計画（平成27年度～31年度）

【単位：人】

区全域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (※3)	低学年	4,213	4,254	4,266	4,254	4,232
	高学年	1,651	1,640	1,637	1,685	1,702
	合計 A	5,864	5,894	5,903	5,939	5,934
確保方策	年度中整備	①年度当初定員	4,210	4,465	4,625	4,705
		②定数見直し・増室	255	160	0	0
		合計 (①+②)	4,465	4,625	4,625	4,705
	その他	③定数弾力化運用(※4)	325	333	333	341
	児童館 特例利用 (※5)	④5・6年	707	640	645	672
		⑤1～4年	381	297	312	271

※確保方策の数値は、入室申請状況や人口推計等により見直す。

※3 量の見込み：平成25年12月実施のニーズ調査結果をもとに算定した。

※4 定数弾力化運用：定員の1割増までは受け入れる運用。

※5 児童館特例利用：小学校から一旦帰宅せずに直接児童館を利用できる登録制度。

ア 学童保育ニーズの補完策として、土曜日や夏休みなど学校休業日の児童館開館時間について見直しを図り、平成27年度より午前9時開館とした。

イ 保護者が児童の居場所を確認できるように、学童保育需要の多い地域などの児童館に入退館管理システムの整備を行う。

(2) あだち放課後子ども教室の目標事業量

平成22年度に全校での実施となり、その後も開催日数及び参加児童数が着実に増加している。今後は全校全学年実施を目指すとともに、体験プログラム(※6)の充実を目指す。

① 平成26年度までの放課後子ども教室実施状況（平成26年度末現在）

区分 年度	全学年実 施校数	開催日数 (1校当り)	登録児童 数(人)	在籍児童 数(人)	参加児童 数(人)	週5日開 催校数	図書室開 催校数
22	41校	105日	19,785	32,343	410,673	24校	22校
23	43校	130日	21,035	31,902	492,536	28校	66校
24	44校	148日	22,835	31,462	590,073	48校	69校
25	48校	165日	24,203	31,264	630,015	68校	70校
26	51校	171日	25,150	31,145	700,063	69校	70校

《参考》

平成22年度：全校での実施達成

平成26年度：週5日開催(98%達成)

※6 体験プログラム：放課後子ども教室において自由遊び・学習のほか、意図的・計画的に宿題や読書などの学習活動、工作や将棋などの文化活動、サッカーなどのスポーツ活動を取り入れ、活動を支援するもの。(4)③で後述する。

② 学年及び開催日拡大目標値 （各年度末の見込み数／26年度は実績数）

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30・31 年度
学校数	70 校	69 校	69 校	69 校	
全学年 実施校数	51 校	55 校	60 校	63 校	施設ごとの環境整備に 合わせ全校実施を目指す。
平均開催日数	171 日	171 日	173 日	175 日	

《参考》

平成26年度末現在：1年生～3年生未実施1校

1年生～2年生未実施9校

1年生未実施9校

(3) 一体型の学童保育及びあだち放課後子ども教室の目標事業量

国は、平成31年度までに、全小学校(約2万か所)で一体的又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型での実施を目指すこととしている。これにあわせ、区の目標事業量についての考え方は次のとおりとする。

- ① 小学校の大規模改修や統合時に小学校内への学童保育室の設置を促進し、全校のうち約半数(平成26年度末現在70校中30校)での設置を目指す。
- ② 小学校内に学童保育室のある全小学校において両事業の一体型での実施を目指す。
- ③ 住区センター内学童保育室など小学校外の学童保育室も、可能な範囲で連携型(※7)の放課後子ども総合プランの実施を検討していく。

※7 連携型：学童保育が小学校外の場所にあるが、放課後子ども教室が実施する体験プログラムに、学童保育室の児童が参加できるもの。

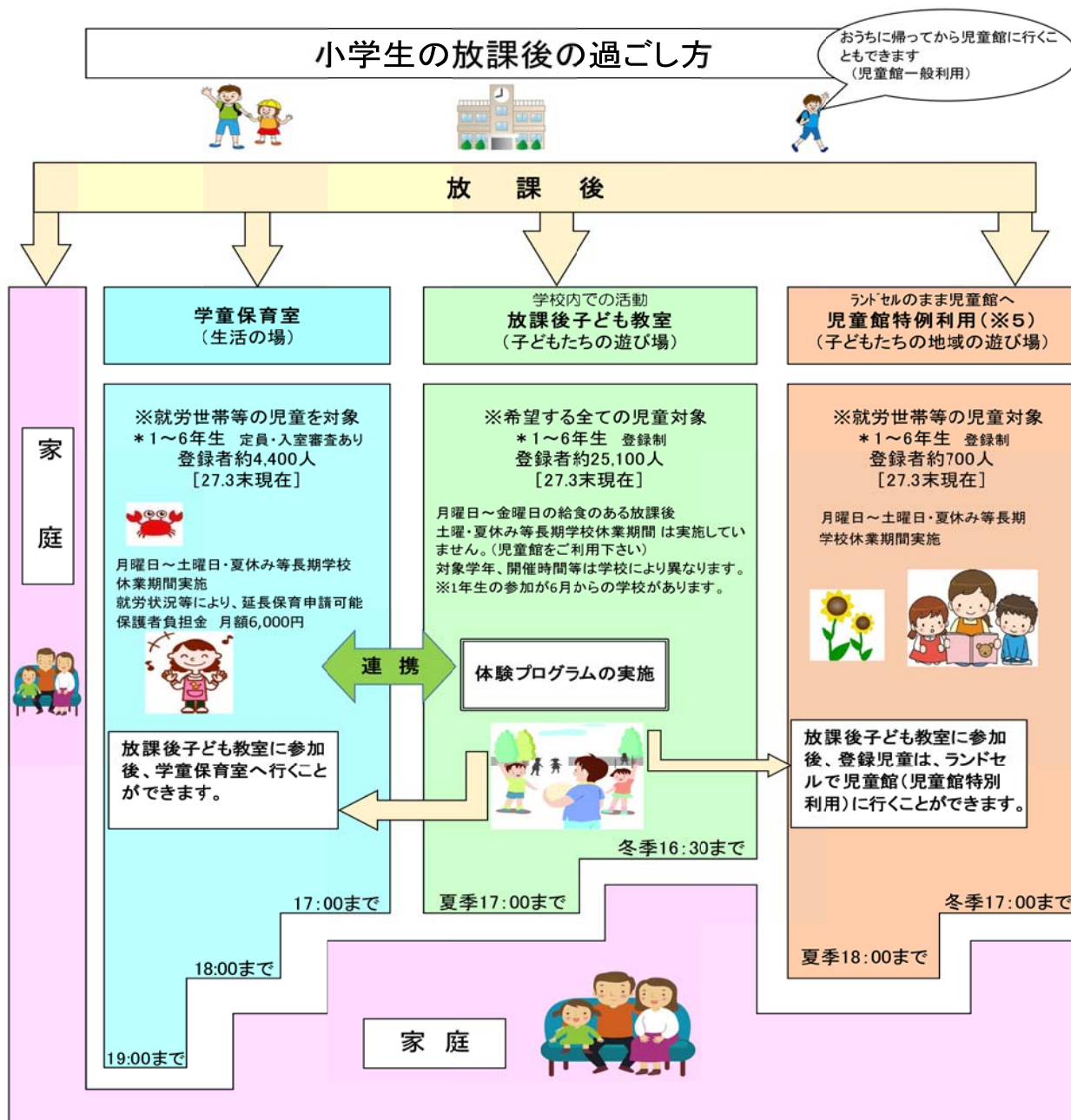
(4) 一体型の学童保育及びあだち放課後子ども教室の目標事業量を達成するための
具体的方策

- ① 児童の参加・利用および周知について
 - ア 学童保育室の児童があだち放課後子ども教室に参加できるものとして受け入れ態勢を整えとともに、保護者向け利用案内等により周知する。
- ② 情報連絡会等について
 - ア 両事業の担当課および公益財団法人足立区生涯学習振興公社の職員は、定期的に連絡会を開催し、必要な情報の共有、協議等を行う。
 - イ あだち放課後子ども教室のスタッフ・学校関係者・学童保育室従事者は定期的に会議に出席し、情報共有や意見交換等を行う。
- ③ 体験プログラムの充実について
 - ア 放課後子ども教室の中で体験プログラムを実施することで、「家庭学習の補完と学習習慣の定着(学習活動)」「興味関心・意欲の醸成、体力の向上(文化・スポーツ活動)」「規範意識やコミュニケーション能力の向上(交流)」などが期待できる。
 - イ 各校の放課後子ども教室において、実行委員会等の地域住民の協力、足立区生涯学習振興公社による人材育成事業、企業・NPOとの連携、ボランティアセンターやあだち皆援隊等の人材の活用等により、全校における体験プログラムの導入とさらなる充実を目指す。

(5) 学童保育の開所時間の延長について

特別延長保育ニーズの高い地域で25か所程度整備することを目指す（平成26年度末現在21か所）。なお、実施場所については、特別延長保育の需要数など地域状況を分析しながら検討していく。

※足立区児童の放課後の居場所イメージ



※夏休み等の長期学校休業日、土曜日の「放課後子ども教室」を実施していない日は、児童館などの既存施設の利用を促し、児童の多様な居場所を確保する。

※5(再掲) 児童館特例利用: 小学校から一旦帰宅せずに直接児童館を利用できる登録制度。

第 1 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区放課後子ども総合プランの策定について	
所管部課名	学校教育部 教育政策課、地域のちから推進部 住区推進課、 足立区生涯学習振興公社	
内 容	1 制定の理由 文部科学省と厚生労働省は平成 2 6 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」を発表。次いで平成 2 6 年 1 1 月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針が告示されました。これを受けて、平成 3 1 年度までの放課後子ども教室と学童保育室の整備計画の目標や具体策を策定する必要があるため。 2 足立区放課後子ども総合プラン（詳細は別紙 1） パブリックコメントを平成 2 8 年 1 月 6 日から 2 月 4 日まで実施し 2 名から 4 件の意見が寄せられた。今回の意見によるプラン修正は無し。	
	No.	寄せられた意見の内容
		区の考え方
	1	学童保育室の需要見込みは慎重な対応を希望する。
	2	学童保育室の質の向上として、専門資格を保有した職員の一定数配置を希望する。
	3	児童館とのイベントを共同開催する方法はあり得るのではないだろうか。
今 後 の 方 針	4	制度が新しくなることで、学童保育の目的があやふやになったり、現場が戸惑うことのないよう希望する。
		高学年の需要見込みや、3 年生の夏休み以降の減少など、様々な状況を分析しながら安全・安心な居場所作りを検討していきます。 国の方針にしたがい放課後児童支援員の配置を進めていきます。 現在もクリスマスなどの行事や昔遊びなどで多世代の交流を実施しております。今後も多世代交流事業の充実を図ってまいります。 学童保育と放課後子ども教室は、それぞれの特性を生かしながら連携を取って、質の向上を図っていきます。今後、関係者で打ち合わせを密にし、混乱のないようにしていきます。

第 15 号議案

足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の送付について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 14 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

足立区青少年問題協議会条例施行規則（昭和 41 年足立区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項第 17 号中「生活支援課長」を「くらしとしごとの相談センター所長」に改め、同項第 21 号中「教育指導室長」を「教育指導課長」に改め、同項第 22 号中「子ども家庭課長」を「子ども政策課長」に改める。

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区長部局及び教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 1 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則について
所 管 部 課 名	子ども家庭部 青少年課
内 容	1 改正の理由 「足立区組織規則」及び「足立区教育委員会事務局組織規則」の一部改正に伴い、関係規定の整備を行う必要があるため。 2 改正の概要（詳細は、別紙 1・新旧対照表のとおり） 条文中の「福祉部生活支援課」を「福祉部くらしとしごとの相談センター」に、「学校教育部教育指導室」を「学校教育部教育指導課」に、「子ども家庭部子ども家庭課」を「子ども家庭部子ども政策課」に改める。 3 施行年月日 平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
今 後 の 方 針	

足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
第 1 条～第 4 条 省略 (幹事、書記及び事務局) 第 5 条 協議会に幹事及び書記を置く。 2 省略 3 幹事は、次に掲げる職にあるものとする。 (1)～(16) 省略 (17) <u>福祉部生活支援課長</u> (18)～(20) 省略 (21) <u>教育委員会事務局学校教育部教育指導室長</u> (22) <u>教育委員会事務局子ども家庭部子ども家庭課長</u> (23) 省略 4～6 省略 第 6 条～第 7 条 省略	第 1 条～第 4 条 省略 (幹事、書記及び事務局) 第 5 条 協議会に幹事及び書記を置く。 2 省略 3 幹事は、次に掲げる職にあるものとする。 (1)～(16) 省略 (17) <u>福祉部くらしとしごとの相談センター所長</u> (18)～(20) 省略 (21) <u>教育委員会事務局学校教育部教育指導課長</u> (22) <u>教育委員会事務局子ども家庭部子ども政策課長</u> (23) 省略 4～6 省略 第 6 条～第 7 条 省略 <u>付 則 (平成28年 3 月 日教委規則第 号)</u> <u>この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。</u>

第 16 号議案

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 14 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会事務局組織規則（平成 12 年足立区教育委員会規則
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「分課」を「分課等」に改める。

第 2 条第 1 項中「分課」の次に「及び第 4 条第 2 項に規定する室長の
担任する課（以下「課等」という。）」を加え、同項の表学校教育部の
部教育政策課の項の次に次のように加える。

学校経理課

教育指導課

第 2 条第 1 項の表学校教育部の部教育指導室の項及び教職員課の項
を削り、同部の次に次のように加える。

学力定着対策室長

学力定着推進課

就学前教育推進課

第 2 条第 1 項の表子ども家庭部の部子ども家庭課の項中「子ども家庭
課」を「子ども政策課」に改め、同部子ども・子育て支援課の項及び子
ども・子育て施設課の項を削り、同部青少年課の項の前に次のように加
える。

子ども施設整備課

子ども施設運営課

子ども施設入園課

第 2 条第 2 項中「部の分課」を「課等」に改める。

第3条の見出し中「分掌事務」の次に「及び担任事務」を加え、同条中「第1項の部」の次に「の分掌事務、次条第2項に規定する室長の担任事務」を加え、「部の分課」を「課等」に改め、同条の表学校教育部の部教育政策課の款9の項を削り、同款8の項を同款9の項とし、同款7の項を同款8の項とし、同款6の項の次に次のように加える。

7 事務局の調整管理に関すること。

第3条の表学校教育部の部教育政策課の款10の項及び11の項を削り、同款13の項を同款11の項とし、同款12の項を同款10の項とし、同部教育政策課の款の次に次のように加える。

学校経理課

- 1 学校勤務区職員の人事・服務に関すること。
- 2 都費行政系職員（事務・栄養士）の人事に係る東京都教育委員会との調整に関すること。
- 3 教職員の給与、旅費及び福利厚生並びに学校勤務区職員の旅費に関すること。
- 4 教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関すること。
- 5 区立学校の運営及び経理に関すること。
- 6 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関すること。

教育指導課

- 1 教育管理職及び教職員の人事・服務に係る東京都教育委員会との調整に関すること。
- 2 区立学校における教育課程等、学校教育に関すること。
- 3 区立学校への支援に関すること。
- 4 教科書その他教材の取り扱いに関すること。
- 5 教科用図書の採択に関すること。
- 6 教育施策の推進に関すること。
- 7 教職員の育成に関すること。
- 8 区立学校におけるいじめ防止対策に関すること

第3条の表学校教育部の部教育指導室の款及び教職員課の款を削り、同部の次に次のように加える。

学力定着対策室長

- 1 基礎学力定着の推進及び区立学校経営の指導・支援に関すること。
- 2 就学前教育施策の推進及び区立園の指導・支援に関すること。

学力定着推進課

- 1 基礎学力定着の推進に関すること。
- 2 区立学校経営の指導・支援に関すること。
- 3 区立学校への支援に係る区専門非常勤職員等に関すること。
- 4 学力調査・分析及び学力定着施策・事業の実施に関すること。
- 5 室長の担当事務の調整管理に関すること。

就学前教育推進課

- 1 就学前教育施策の推進に関すること。
- 2 区立園の指導・支援に関すること。

第3条の表子ども家庭部の部2の項を次のように改める。

- 2 子育て支援に関すること。

第3条の表子ども家庭部子ども家庭課の款を次のように改める。

子ども政策課

- 1 子ども施策の推進及び総合調整に関すること。
- 2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。
- 3 子ども・子育て支援制度の総合調整に関すること。
- 4 区立認可保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関すること。
- 5 私立幼稚園・認定こども園及び私立専修学校並びに私立各種学校等に関すること。
- 6 就園援助に関すること。
- 7 未就学児の家庭教育の支援に関すること。

- 8 子ども・子育て施設整備基金に関する事。
- 9 旧こども家庭支援センターの施設管理に関する事。
- 10 子ども子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の運営に関する事。
- 11 部の調整管理に関する事。
- 12 部内他の課及び係に属しない事。

第3条の表子ども家庭部の部子ども・子育て支援課の款及び子ども・子育て施設課の款を削り、同部青少年課の款の前に次のように加える。

子ども施設整備課

- 1 保育施設等の整備に関する事。
- 2 保育士確保対策に関する事。
- 3 私立認可保育所に関する事。

子ども施設運営課

- 1 保育施設等の指導検査及び相談に関する事。
- 2 区立認可保育所に関する事。
- 3 区立認定こども園に関する事。

子ども施設入園課

- 1 保育の認定及び保育施設の入所に関する事。（東京都認証保育所を除く。）
- 2 地域型保育（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）事業に関する事。
- 3 東京都認証保育所に関する事。
- 4 子ども・子育て支援システム等に関する事。
- 5 保育コンシェルジュ事業に関する事。

第4条中第4項を第5項とし、同条第3項中「部長」の次に「（第2項の室長を含む。以下同じ。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次のように加える。

- 2 学校教育部に学力定着対策室長を置く。

第 5 条第 1 項中「、室に室長を」を削り、同条第 3 項中「（第 1 項の室長を含む。以下同じ。）」及び「又は室」を削る。

第 6 条第 2 項中「分課」を「課等」に改める。

第 7 条第 1 項中「教育政策課」を「青少年課」に改め、同条第 2 項中「教育指導室」を「教育指導課及び学力定着推進課」に改める。

第 1 0 条を削り、第 1 1 条を第 1 0 条とし、第 1 2 条を第 1 1 条とする。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条関係）

所属		教育機関及び行政機関等
子ども家庭部	子ども施設運営課	保育所
		こども支援センターげんき

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（足立区教育委員会会議規則の一部改正）

2 足立区教育委員会会議規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項の表第 1 順位の項中「教育次長」を「学校教育部長」に改め、同表第 2 順位の項中「学校教育部長」を「子ども家庭部長」に改め、同表第 3 順位の項を削る。

（提案理由）

教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要があるもので、この規則案を提出いたします。

第 1 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	学校教育部 教育政策課
内 容	教育委員会事務局の組織改正に伴い、以下のとおり足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する。 1 主な改正内容（詳細は、別紙 2・新旧対照表のとおり） （1）教育次長 教育次長組織を廃止する。新たに、「学力定着対策室」を設置し、学校教育部内に置く。 （2）学校教育部 学力定着対策室の設置に伴い、「教育指導室」を「教育指導課」に名称変更。「教職員課」を廃止し、係は「教育指導課」と新たに設置される「学校経理課」へ移管。 （3）子ども家庭部 「子ども家庭課」を「子ども政策課」に名称変更。「子ども・子育て支援課」及び「子ども・子育て施設課」を廃止し、「子ども施設整備課」、「子ども施設運営課」、「子ども施設入園課」を設置。 こども支援センターげんき所長を部長級とし、「支援管理課」等を設置。 （4）その他 各課における分掌事務を規定 2 教育長職務代理者の職務代行者 教育次長組織の廃止に伴い、足立区教育委員会会議規則第 8 条の職務代行者の順位を改める。（付則による改正） 3 施行年月日 平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
今 後 の 方 針	本件議決後、関連する訓令等の改正処理を行う。

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

別紙 2

改 正 前	改 正 後
（目的） 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第 2 項の規定に基づき足立区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し定めるものとする。 （部の設置及び<u>分課</u>） 第 2 条 事務局に次の部を置き、部の分課は次のとおりとする。 学校教育部 教育政策課 学校施設課 学務課 <u>教育指導室</u> <u>教職員課</u> 子ども家庭部 <u>子ども家庭課</u> <u>子ども・子育て支援課</u> <u>子ども・子育て施設課</u> 青少年課	（目的） 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第 2 項の規定に基づき足立区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し定めるものとする。 （部の設置及び<u>分課等</u>） 第 2 条 事務局に次の部を置き、部の分課<u>及び第 4 条第 2 項に規定する室長の担任する課（以下「課等」という。）</u>は次のとおりとする。 学校教育部 教育政策課 <u>学校経理課</u> <u>教育指導課</u> 学校施設課 学務課 <u>学力定着対策室長</u> <u>学力定着推進課</u> <u>就学前教育推進課</u> 子ども家庭部 <u>子ども政策課</u> <u>子ども施設整備課</u> <u>子ども施設運営課</u> <u>子ども施設入園課</u> 青少年課

改正前	改正後
2 足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、前項の<u>部の分課</u>に係を置くことができる。 （分掌事務） 第3条 前条第1項の部及び<u>部の分課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 学校教育部 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の企画及び調整に関すること。 3 学校教育施策の推進に関すること。 4 学校施設の維持管理及び更新に関すること。 5 児童・生徒の就学に関すること。 6 教職員等の人事に関すること。 7 事務局の調整管理に関すること。 教育政策課 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の基本的な政策の立案及び重要施策の総合調整に関すること。 3 学校教育に係る支援の全体調整に関すること。 4 開かれた学校づくりの推進に関すること。 5 学校運営協議会に関すること。 6 事務局職員の人事に関すること。 <u>7 文書及び公印に関すること。</u> <u>8 法規及び庁規に関すること。</u> <u>9 区立学校の運営及び経理に関すること。</u> <u>10 区立学校の公費及び私費会計の検査等に関すること。</u> <u>11 事務局の調整管理に関すること。</u> <u>12 放課後子ども教室事業に関すること。</u>	2 足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、前項の<u>課等</u>に係を置くことができる。 （分掌事務及び担任意務） 第3条 前条第1項の部<u>の分掌事務、次条第2項に規定する室長の担任意務</u>及び<u>課等</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 学校教育部 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の企画及び調整に関すること。 3 学校教育施策の推進に関すること。 4 学校施設の維持管理及び更新に関すること。 5 児童・生徒の就学に関すること。 6 教職員等の人事に関すること。 7 事務局の調整管理に関すること。 教育政策課 1 教育委員会に関すること。 2 教育行政の基本的な政策の立案及び重要施策の総合調整に関すること。 3 学校教育に係る支援の全体調整に関すること。 4 開かれた学校づくりの推進に関すること。 5 学校運営協議会に関すること。 6 事務局職員の人事に関すること。 <u>7 事務局の調整管理に関すること。</u> <u>8 文書及び公印に関すること。</u> <u>9 法規及び庁規に関すること。</u> <u>10 放課後子ども教室事業に関すること。</u>

改正前	改正後
<u>13</u> 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関する こと。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 学校施設課 1 区立学校の施設更新計画及び維持管理に関すること。 2 区立学校の設備に関すること。 3 区立学校の改修等の設計及び工事に関すること。 4 区立学校の施設・設備の維持管理に関する指導・助言に関する こと。 5 区立学校の設置並びに廃止の事務に関すること。	<u>11</u> 公益財団法人足立区生涯学習振興公社との連絡調整に関する こと。 学校経理課 1 <u>学校勤務区職員の人事・服務に関すること。</u> 2 <u>都費行政系職員（事務・栄養士）の人事に係る東京都教育委員会 との調整に関すること。</u> 3 <u>教職員の給与、旅費及び福利厚生並びに学校勤務区職員の旅費に 関すること。</u> 4 <u>教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関すること。</u> 5 <u>区立学校の運営及び経理に関すること。</u> 6 <u>区立学校の公費及び私費会計の検査等に関すること。</u> 教育指導課 1 <u>教育管理職及び教職員の人事・服務に係る東京都教育委員会との 調整に関すること。</u> 2 <u>区立学校における教育課程等、学校教育に関すること。</u> 3 <u>区立学校への支援に関すること。</u> 4 <u>教科書その他教材の取り扱いに関すること。</u> 5 <u>教科用図書の採択に関すること。</u> 6 <u>教育施策の推進に関すること。</u> 7 <u>教職員の育成に関すること。</u> 8 <u>区立学校におけるいじめ防止対策に関すること</u> 学校施設課 1 区立学校の施設更新計画及び維持管理に関すること。 2 区立学校の設備に関すること。 3 区立学校の改修等の設計及び工事に関すること。 4 区立学校の施設・設備の維持管理に関する指導・助言に関する こと。 5 区立学校の設置並びに廃止の事務に関すること。

改 正 前	改 正 後
6 区立学校の改築及び大規模改修の総合調整に関すること。 7 教育委員会の所管する教育財産の管理に関すること。 学務課 1 学齢児童及び生徒の就学に関すること。 2 区立学校の学級編制に関すること。 3 区立学校の学区域に関すること。 4 就学援助及び進学援助に関すること。 5 学校保健及び学校環境衛生に関すること。 6 学校給食に関すること。 7 自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関すること。 <u>教育指導室</u> <u>1 教職員の人事の統括に関すること。</u> <u>2 区立学校における教育課程、学習指導及びその他の学校教育に関すること。</u> <u>3 教育課題への取組みと実践に関すること。</u> <u>4 区立学校への支援に関すること。</u> <u>5 教科用図書の採択に関すること。</u> <u>6 教育施策の推進に関すること。</u> <u>7 教職員の育成に関すること。</u> <u>8 小中一貫教育及び幼・保・小・中連携教育に関すること。</u> <u>9 学校評価に関すること。</u> <u>10 学力向上及び学力調査に関すること。</u> <u>11 区立学校におけるいじめ防止対策に関すること。</u> <u>教職員課</u> <u>1 教職員（非常勤講師を含む。）及び学校勤務区職員の人事・服務に関すること。</u> <u>2 教職員の給与、旅費及び福利厚生並びに学校勤務区職員の旅費に関すること。</u>	6 区立学校の改築及び大規模改修の総合調整に関すること。 7 教育委員会の所管する教育財産の管理に関すること。 学務課 1 学齢児童及び生徒の就学に関すること。 2 区立学校の学級編制に関すること。 3 区立学校の学区域に関すること。 4 就学援助及び進学援助に関すること。 5 学校保健及び学校環境衛生に関すること。 6 学校給食に関すること。 7 自然教室及び校外施設の運営・維持管理に関すること。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>

改正前	改正後
<u>3 教職員及び学校勤務区職員の労働安全衛生に関すること。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 子ども家庭部 1 児童福祉に関すること。 2 <u>幼児教育の振興に関すること。</u> 3 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。 4 教育相談及び特別支援教育に関すること。 <u>子ども家庭課</u> 1 子ども施策の推進及び調整に関すること。 2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。 3 <u>幼児教育の振興に関すること。</u> 4 区立保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関すること。 5 私立幼稚園・認定こども園及び私立専修学校並びに私立各種学校等に関すること。 6 就園援助に関すること。 7 未就学児の家庭教育の支援に関すること。	<u>学力定着対策室長</u> 1 <u>基礎学力定着の推進及び区立学校経営の指導・支援に関すること。</u> 2 <u>就学前教育施策の推進及び区立園の指導・支援に関すること。</u> <u>学力定着推進課</u> 1 <u>基礎学力定着の推進に関すること。</u> 2 <u>区立学校経営の指導・支援に関すること。</u> 3 <u>区立学校への支援に係る区専門非常勤職員等に関すること。</u> 4 <u>学力調査・分析及び学力定着施策・事業の実施に関すること。</u> 5 <u>室長の担当事務の調整管理に関すること。</u> <u>就学前教育推進課</u> 1 <u>就学前教育施策の推進に関すること。</u> 2 <u>区立園の指導・支援に関すること。</u> 子ども家庭部 1 児童福祉に関すること。 2 <u>子育て支援に関すること。</u> 3 青少年及び家庭教育施策の推進に関すること。 4 教育相談及び特別支援教育に関すること。 <u>子ども政策課</u> 1 子ども施策の推進及び<u>総合</u>調整に関すること。 2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。 3 <u>子ども・子育て支援制度の総合調整に関すること。</u> 4 区立<u>認可</u>保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関すること。 5 私立幼稚園・認定こども園及び私立専修学校並びに私立各種学校等に関すること。 6 就園援助に関すること。 7 未就学児の家庭教育の支援に関すること。

改 正 前	改 正 後
8 子ども・子育て施設整備基金に関すること。 <u>9 子ども・子育て支援新制度に関すること。</u> <u>10 旧こども家庭支援センターの施設管理に関すること。</u> 11 部の調整管理に関すること。 <u>子ども・子育て支援課</u> <u>1 保育計画に関すること。</u> <u>2 保育施設の指導調整に関すること。</u> <u>3 保育の認定及び保育施設（東京都認証保育所を除く。）の入所に 関すること。</u> <u>4 保育システムに関すること。</u> <u>子ども・子育て施設課</u> <u>1 認可保育所に関すること。</u> <u>2 特別保育に関すること。</u> <u>3 東京都認証保育所に関すること。</u> <u>4 区立認定こども園に関すること。</u> <u>5 地域型保育給付に関すること。</u> <u>6 認証保育所等利用者助成事業に関すること。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	8 子ども・子育て施設整備基金に関すること。 <u>9 旧こども家庭支援センターの施設管理に関すること。</u> <u>10 子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の運営に関するこ と。</u> 11 部の調整管理に関すること。 <u>12 部内他の課及び係に属しないこと。</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>子ども施設整備課</u> <u>1 保育施設等の整備に関すること。</u> <u>2 保育士確保対策に関すること。</u> <u>3 私立認可保育所に関すること。</u> <u>子ども施設運営課</u> <u>1 保育施設等の指導検査及び相談に関すること。</u> <u>2 区立認可保育所に関すること。</u> <u>3 区立認定こども園に関すること。</u>

改正前	改正後
<u>(新設)</u> 青少年課 1 青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関すること。 2 家庭教育支援の推進及び調整に関すること。 3 青少年活動及び家庭教育支援のための研修、人材育成に関すること。 4 青少年活動及び家庭教育に関する調査研究及び関連資料の収集及び提供に関すること。 5 青少年及び家庭教育の相談に関すること。 6 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。 7 家庭教育に関わる団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。 8 こども未来創造館及び西新井文化ホールの施設の提供に関すること。 9 学校教育活動を支援するための体験学習に関すること。 10 社会教育委員に関すること。 (部長等の職及び職責) 第4条 部に部長を置く。 <u>2</u> 部に参事を置くことができる。	<u>子ども施設入園課</u> <u>1 保育の認定及び保育施設の入所に関すること。(東京都認証保育所を除く。)</u> <u>2 地域型保育(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)事業に関すること。</u> <u>3 東京都認証保育所に関すること。</u> <u>4 子ども・子育て支援システム等に関すること。</u> <u>5 保育コンシェルジュ事業に関すること。</u> 青少年課 1 青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関すること。 2 家庭教育支援の推進及び調整に関すること。 3 青少年活動及び家庭教育支援のための研修、人材育成に関すること。 4 青少年活動及び家庭教育に関する調査研究及び関連資料の収集及び提供に関すること。 5 青少年及び家庭教育の相談に関すること。 6 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。 7 家庭教育に関わる団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。 8 こども未来創造館及び西新井文化ホールの施設の提供に関すること。 9 学校教育活動を支援するための体験学習に関すること。 10 社会教育委員に関すること。 (部長等の職及び職責) 第4条 部に部長を置く。 <u>2 学校教育部に学力定着対策室長を置く。</u> <u>3</u> 部に参事を置くことができる。

改 正 前	改 正 後
<u>3</u> 部長は、教育長の命を受け、その事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 <u>4</u> 参事は、部長を補佐し、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (課長等の職及び職責) 第5条 課に課長を、<u>室に室長を</u>置く。 2 部に副参事を置くことができる。 3 課長 <u>(第1項の室長を含む。以下同じ。)</u> は、上司の命を受け、その課 <u>又は室</u> の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (係長等の職及び職責) 第6条 係に係長を置く。 2 部長は、教育長の承認を得て、第2条第1項の<u>分課</u>に担当係長を置くことができる。 3 部長は、教育長の承認を得て、第2条第2項の係(前項の担当係長を含む。以下この項及び第6項において同じ。)に主査を置くことができる。 4 係長は、上司の命を受け、その係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 5 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 6 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち特定の事務を処理する。 (専門職の設置及び職責) 第7条 <u>教育政策課</u>に社会教育主事を置く。 2 <u>教育指導室</u>に統括指導主事及び指導主事を置く。 3 前2項に定めるもののほか、部に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。 4 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育行政の指導及び助言に関する	<u>4</u> 部長 <u>(第2項の室長を含む。以下同じ。)</u> は、教育長の命を受け、その事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 <u>5</u> 参事は、部長を補佐し、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (課長等の職及び職責) 第5条 課に課長を置く。 2 部に副参事を置くことができる。 3 課長は、上司の命を受け、その課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 (係長等の職及び職責) 第6条 係に係長を置く。 2 部長は、教育長の承認を得て、第2条第1項の<u>課等</u>に担当係長を置くことができる。 3 部長は、教育長の承認を得て、第2条第2項の係(前項の担当係長を含む。以下この項及び第6項において同じ。)に主査を置くことができる。 4 係長は、上司の命を受け、その係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 5 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 6 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち特定の事務を処理する。 (専門職の設置及び職責) 第7条 <u>青少年課</u>に社会教育主事を置く。 2 <u>教育指導課及び学力定着推進課</u>に統括指導主事及び指導主事を置く。 3 前2項に定めるもののほか、部に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。 4 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育行政の指導及び助言に関する

改 正 前	改 正 後
る事務に従事する。 5 社会教育主事補は、上司の命を受け、社会教育主事の職務を補助する。 6 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。 (その他の職員の職及び職責) 第8条 第4条から第7条までの職のほか、必要な職を置くことができる。 2 第4条から第7条までに定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。 (職責の分任) 第9条 部長は、必要があるときは、教育長の承認を得て、部長、課長又は係長の職責の一部を、それぞれ参事、副参事又は担当係長に分任させることができる。 <u>(教育次長の設置等)</u> <u>第10条 事務局に教育次長を置く。</u> <u>2 教育次長の担任意務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 基礎学力定着の推進及び区立学校経営の指導・支援に関すること。</u> <u>(2) 就学前教育施策の推進及び区立園の指導・支援に関すること。</u> <u>(3) 事務局の施策の全体調整に関すること。</u> <u>3 教育次長に、統括指導主事及び指導主事を置くことができる。</u> <u>4 第4条第2項から前条までの規定は、教育次長に準用する。この場合において、第4条第2項中「部」とあるのは「教育次長」と、同条第3項及び第4項中「部長」とあるのは「教育次長」と、第5条第2項中「部」とあるのは「教育次長」と、第6条第2項中「部長」とあるのは「教育次長」と、同項中「第2条第1項の分課」とあるのは「その所属する副参事」と、同条第3項中「部長」とあるのは「教育次長」と、第7条第3項中「部」とあるのは「教育次長」と、前条中「部長」とあるのは「教育次長」と読み替えるものとする。</u>	る事務に従事する。 5 社会教育主事補は、上司の命を受け、社会教育主事の職務を補助する。 6 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。 (その他の職員の職及び職責) 第8条 第4条から第7条までの職のほか、必要な職を置くことができる。 2 第4条から第7条までに定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。 (職責の分任) 第9条 部長は、必要があるときは、教育長の承認を得て、部長、課長又は係長の職責の一部を、それぞれ参事、副参事又は担当係長に分任させることができる。 <u>(削除)</u>

改正前

(教育機関等の組織)

第11条 教育委員会で所管する教育機関等及び区長の権限に属する事務の委任等に関する条例（平成23年足立区条例第 3 号）に基づき教育委員会に委任された事務に係る機関（以下「行政機関」という。）の内部組織は、教育委員会が別に定める。

2 教育機関及び行政機関等の組織上の所属は、別表のとおりとする。ただし、足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年足立区教育委員会規則第17号）に規定する補助執行させる事務に係る教育機関等の組織上の所属は、教育委員会が別に定める。

(準用)

第12条 服務関係については区長部局の職員について定められているものによる。

別表（第11条関係）

所属		教育機関及び行政機関等
子ども家庭部	子ども・子育て施設課	保育所
		こども支援センターげんき

改正後

(教育機関等の組織)

第10条 教育委員会で所管する教育機関等及び区長の権限に属する事務の委任等に関する条例（平成23年足立区条例第 3 号）に基づき教育委員会に委任された事務に係る機関（以下「行政機関」という。）の内部組織は、教育委員会が別に定める。

2 教育機関及び行政機関等の組織上の所属は、別表のとおりとする。ただし、足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成23年足立区教育委員会規則第17号）に規定する補助執行させる事務に係る教育機関等の組織上の所属は、教育委員会が別に定める。

(準用)

第11条 服務関係については区長部局の職員について定められているものによる。

付 則（平成28年 3 月 日教委規則第 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（足立区教育委員会会議規則の一部改正）

2 足立区教育委員会会議規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項の表第 1 順位の項中「教育次長」を「学校教育部長」に改め、同表第 2 順位の項中「学校教育部長」を「子ども家庭部長」に改め、同表第 3 順位の項を削る。

別表（第10条関係）

所属		教育機関及び行政機関等
子ども家庭部	子ども施設運営課	保育所
		こども支援センターげんき

第 17 号議案

足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 14 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則
足立区教育委員会公印規程（昭和 44 年足立区教育委員会規則第 2 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 足立区教育委員会印の部 2 の 5 の項中

「

保育課長	を	子ども施設整備課長	に改め、
		子ども施設運営課長	
		子ども施設入園課長	

」

同部 2 の 6 の項を削り、同表足立区教育委員会事務局部長印の部名称
の欄中「足立区教育委員会事務局部長印」を「足立区教育委員会事務局
部（室）長印」に改め、同部管守者の欄中「各部」を「各部（室）」に
改め、同表足立区教育委員会事務局課（室）長印の部名称の欄中「足立
区教育委員会事務局課（室）長印」を「足立区教育委員会事務局課長印」
に改め、同部管守者の欄中「各課（室）長」を「各課長」に改め、同表
足立区教育委員会教育次長印の部を削り、同表足立区こども支援センタ
ーげんき印の部管守者の欄中「こども支援センターげんき所長」を「支
援管理課長」に改め、同表足立区こども支援センターげんき所長印の部
の次に次のように加える。

足立区こども支援セ ンターげんき課長印	60	同	方 20 耗	同	こども支援センタ ーげんき各課長
------------------------	----	---	--------	---	---------------------

別表第 2 中

「

2 の 3 ・ 5 ・ 6		
専 用	足立区教育委員会印	何

」 を

「

2 の 3 ・ 5		
専 用	足立区教育委員会印	何

」 に、

「

1 0		
何事教育足 部務委員立 長員 印局会区		

」 を

「

1 0

何	事	教	足
部		育	
(室	務	委	立
)		員	
長	局	会	区
印			

」に、

「

1 1			
(	何	事	教
室	部		育
)		務	委
長	何		員
印	課	局	会
			区

」を

「

1 1			
何	事	教	足
部		育	
何	務	委	立
課		員	
長	局	会	区
印			

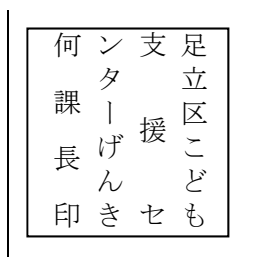
」に改め、

「

5 7			
教	会	教	足
育	事	育	
次			立
長	務	委	
印	局	員	区

」を削り、同表に次のように加える。

6 0			
-----	--	--	--



付 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提 案 理 由)

教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要があるの
で、この規則案を提出いたします。

第 1 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	学校教育部 教育政策課
内 容	教育委員会事務局の組織改正に伴い、以下のとおり足立区教育委員会公印規程の一部を改正する。 1 主な改正内容（詳細は、別紙 3・新旧対照表のとおり） （1）別表第 1 ①保育関連所属の組織改正に伴い、保育事務専用印の管主者を変更 ②改正漏れに伴う保育計画事務専用印の廃止 ③学力定着対策室長の設置に伴い、部長印を部（室）長印へ変更 ④教育指導課への名称変更に伴い、課（室）長印を課長印へ変更 ⑤こども支援センターげんき所長が部長級となることに伴い、管主者を支援管理課長へ変更 ⑥こども支援センターげんき課長印を追加 （2）別表第 2 ①上記（1）②・③・④を理由とするひな型の変更 ②教育次長組織の廃止に伴うひな型の削除 ③こども支援センターげんき課長印のひな型を追加 2 施行年月日 平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
今 後 の 方 針	

足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

別紙 3

改 正 前						改 正 後					
第 1 条～第 1 7 条 （略）						第 1 条～第 1 7 条 （略）					
						<u>付 則（平成28年 3 月 日教委規則第 号）</u> <u>この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。</u>					
別表第 1 （第 2 条関係）						別表第 1 （第 2 条関係）					
名称	番号	書体	寸法	用途	管守者	名称	番号	書体	寸法	用途	管守者
足立区教育委員会印	1	てん書	方 30耗	一般文書	教育政策課長	足立区教育委員会印	1	てん書	方 30耗	一般文書	教育政策課長
	2	同	方 60耗	職記用	同		2	同	方 60耗	職記用	同
	2 の 2	同	方 10.5耗	証明書その他	同		2 の 2	同	方 10.5耗	証明書その他	同
	2 の 3	同	方 30耗	電子計算機事務専用	同		2 の 3	同	方 30耗	電子計算機事務専用	同
	2 の 5	同	方 30耗	保育事務専用	保育課長		2 の 5	同	方 30耗	保育事務専用	子ども施設整備課長
	<u>2 の 6</u>	<u>同</u>	<u>方 30耗</u>	<u>保育計画事務専用</u>	<u>保育計画課長</u>						<u>子ども施設運営課長</u>
足立区教育委員会事務局印	3	同	方 30耗	一般文書	教育政策課長	足立区教育委員会事務局印	3	同	方 30耗	一般文書	教育政策課長
(中略)						(中略)					
足立区教育委員会割印	8	同	長径26耗 短径13耗	一般文書割印用	各公印管守者	足立区教育委員会割印	8	同	長径26耗 短径13耗	一般文書割印用	各公印管守者

改正前						改正後					
足立区教育委員会事務局	10	同	方 21耗	一般文書	各部庶務担当課長	足立区教育委員会事務局	10	同	方 21耗	一般文書	各部（室）庶務担当課長
足立区教育委員会事務局	11	同	方 21耗	同	各課（室）長	足立区教育委員会事務局	11	同	方 21耗	同	各課長
足立区立中学校	12	同	方 30耗	同	各中学校長	足立区立中学校	12	同	方 30耗	同	各中学校長
印	13	同	方 60耗	卒業証書用	同	印	13	同	方 60耗	卒業証書用	同
(中略)						(中略)					
足立区立こども園	56	同	方 21耗	一般文書	同	足立区立こども園	56	同	方 21耗	一般文書	同
足立区教育委員会	57	同	方 21耗	一般文書	教育政策課長	足立区教育委員会	57	同	方 21耗	一般文書	教育政策課長
会教育次長印						会教育次長印					
足立区こども支援センター	58	同	方 30耗	同	こども支援センターげんき所長	足立区こども支援センター	58	同	方 30耗	同	支援管理課長
げんき印						げんき印					
足立区こども支援センター	59	同	方 20耗	同	同	足立区こども支援センター	59	同	方 20耗	同	同
げんき所長印						げんき所長印					
足立区こども支援センター	60	同	方 20耗	同	こども支援センターげんき各課長	足立区こども支援センター	60	同	方 20耗	同	こども支援センターげんき各課長
げんき課長印						げんき課長印					
別表第2（第2条関係）						別表第2（第2条関係）					
1～2の2	2の3・5・6	3	6	7		1～2の2	2の3・5	3	6	7	

改 正 前					改 正 後				
員教足 会育立 印委区	専委足 用員立 何 会区教 印育	事委足 務立区 局員教 印会育	教育足 育委立 長員区 印会教	職会育足 務教立区 代理育委 印長員教	員教足 会育立 印委区	専委足 用員立 何 会区教 印育	事委足 務立区 局員教 印会育	教育足 育委立 長員区 印会教	職会育足 務教立区 代理育委 印長員教
8	10	11	12・13	14	8	10	11	12・13	14
委足 員立 会区 割教 印育	何会教足 部事育立 長務委 印局員区	(室)何会教足 部長何務委 印課局員区	中立足 学立 校何区 印何区	学立足 校何立 長中 印中区	委足 員立 会区 割教 印育	何部何会教足 (室)事育立 部長務委 印課局員区	何部何会教足 (室)事育立 部長務委 印課局員区	中立足 学立 校何区 印何区	学立足 校何立 長中 印中区
14の2	14の3	15・16	17	17の2	14の2	14の3	15・16	17	17の2
長何足 代中立 理学区 印校立	学立足 校何立 長代理 印中区	小立足 学立 校何区 印何区	小立足 学立 校何区 印何区	学立足 校何立 長代理 印小区	長何足 代中立 理学区 印校立	学立足 校何立 長代理 印中区	小立足 学立 校何区 印何区	小立足 学立 校何区 印何区	学立足 校何立 長代理 印小区
17の3	43	51	52	55	17の3	43	51	52	55
学立足 校何立 長代行 印小区	称(足)付属立 長機関区 印名	育何足 園立区 印保立	園何足 長保区 印育立	こども足 何立区 園立 印立	学立足 校何立 長代行 印小区	称(足)付属立 長機関区 印名	育何足 園立区 印保立	園何足 長保区 印育立	こども足 何立区 園立 印立
20の3	57	58	59		20の3	58	58	60	
こども足 何立区 園立 印立	教会教足 育事育立 次務委 長局員区 印	んセも足 ン立区 き支区 ターこ ーど 印げ援ど	所ンも足 ター支立区 長げ援区 印んきこ きセど		こども足 何立区 園立 印立	んセも足 ン立区 き支区 ターこ ーど 印げ援ど	所ンも足 ター支立区 長げ援区 印んきこ きセど	何ンも足 課ター立区 長げん支 印んきセ きセど	

第 18 号議案

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則
及び足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例施行規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 14 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則
及び足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例施行規則の一部
を改正する規則

(足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則の
一部改正)

第 1 条 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則
(平成 23 年足立区教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正
する。

第 5 条中「子ども家庭課」を「子ども政策課」に改める。

(足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例施行規則の一部改正)

第 2 条 足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例施行規則 (平成
23 年足立区教育委員会規則第 23 号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例施行規則

第 7 条中「子ども家庭課」を「子ども政策課」に改める。

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要がある
ので、この規則案を提出いたします。

第 1 8 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則及び足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	1 概要 教育委員会事務局組織改正に伴う規程整備 2 改正内容（詳細は、別紙 4・新旧対照表のとおり） （1）組織改正に伴い、以下の審議会及び審査会の庶務を担当する課の名称を「子ども家庭課」から「子ども政策課」に改める。 ① 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会 ② 足立区子ども施設指定管理者等選定審査会 （2）条例名変更に伴い、規則名を以下のとおり変更する。 旧）足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例施行規則 新）足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例施行規則 3 施行年月日 平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
今 後 の 方 針	

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改 正 前	第 1 条による改正案
（庶務） 第 5 条 審議会の庶務は、子ども家庭部<u>子ども家庭課</u>において処理する。	（庶務） 第 5 条 審議会の庶務は、子ども家庭部<u>子ども政策課</u>において処理する。 <u>付 則</u> この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改 正 前	第 2 条による改正後
○足立区子ども施設<u>指定管理者等選定</u>審査会条例施行規則 （庶務） 第 7 条 審査会の庶務は、子ども家庭部<u>子ども家庭課</u>において処理する。	○足立区子ども施設<u>指定管理者選定等</u>審査会条例施行規則 （庶務） 第 7 条 審査会の庶務は、子ども家庭部<u>子ども政策課</u>において処理する。 <u>付 則</u> この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 19 号議案

足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 14 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会の権限の委任に関する規則（平成 27 年足立区教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号中「、異議申立て」を削る。

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

改正行政不服審査法の施行に伴い、規定を整備する必要があるもので、この規則案を提出いたします。

第 1 9 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	1 改正理由 改正行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の施行に伴い、所要の規定整備をする必要が生じたため。 2 改正内容 不服申立ての種類が「審査請求」に一元化（異議申立てと審査請求の一本化）されたことに伴い、文言整理を行う。 詳細は、別紙 5 ・新旧対照表のとおり。 3 施行年月日 平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
今後の方針	

足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 （省略） （委任事項） 第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教 育長に委任する。 （ 1 ）～（ 9 ） （省略） （10） 審査請求、<u>異議申立て</u>及び訴訟にすること。 （11） （省略） 第 3 条～第 4 条 （省略）	第 1 条 （省略） （委任事項） 第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教 育長に委任する。 （ 1 ）～（ 9 ） （省略） （10） 審査請求及び訴訟にすること。 （11） （省略） 第 3 条～第 4 条 （省略） <u>付 則</u> <u>この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。</u>

第 20 号議案

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 14 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
足立区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53 年足立区教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の見出し及び同条第 1 項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 13 条の 2 第 1 項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

東京都立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、東京都の事務職員及び栄養士の職務名の変更が必要となったため、この規則案を提出いたします。

第 2 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部 教職員課
内 容	1 改正の理由 東京都が「東京都立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正したことに伴い、東京都の事務職員及び栄養士の職務名の変更に必要となつたため、本規則を改正する。 2 改正内容 東京都の事務職員及び栄養士の職務名について、「課長補佐」を「課長代理」に改める。（※ 詳細は、別紙 6 ・新旧対照表のとおり。） 3 施行年月日 平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
今後の方針	

足立区立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(<u>課長補佐</u>等) 第13条 小中学校に<u>課長補佐</u>を置くことができる。 <u>2 小中学校に主査を置くことができる。</u> <u>3 小中学校に次席を置くことができる。</u> 第13条の2 <u>課長補佐</u>は上司の命を受け担任の事務を処理し、上司を補佐する。 <u>2 主査は、上司の命を受け担任の事務を処理する。</u> <u>3 次席は、上司の命を受け担任の事務を処理する。</u> <u>4 前3項</u>に定める職員以外の職員は、上司の命を受けその事務に従事する。	(<u>課長代理</u>等) 第13条 小中学校に<u>課長代理</u>を置くことができる。 第13条の2 <u>課長代理</u>は上司の命を受け担任の事務を処理し、上司を補佐する。 <u>2 前項</u>に定める職員以外の職員は、上司の命を受けその事務に従事する。 <u>付 則</u> <u>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</u>

改正

昭和55年教育委員会規則第 7 号

昭和58年教育委員会規則第 4 号

昭和59年教育委員会規則第11号

昭和63年教育委員会規則第 9 号

平成10年教育委員会規則第 8 号

平成11年教育委員会規則第 2 号

平成12年教育委員会規則第26号

平成13年12月14日教育委員会規則第26号

平成14年 4 月 9 日教育委員会規則第10号

平成15年 1 月15日教育委員会規則第 1 号

平成15年12月 9 日教育委員会規則第15号

平成16年10月15日教育委員会規則第17号

平成17年 3 月10日教育委員会規則第 3 号

平成18年12月20日教育委員会規則第18号

平成19年 3 月14日教育委員会規則第 2 号

平成19年 8 月16日教育委員会規則第10号

平成20年 3 月13日教育委員会規則第 3 号

平成23年 3 月31日教育委員会規則第16号

平成24年 2 月15日教育委員会規則第 3 号

平成25年12月10日教育委員会規則第 6 号

足立区立学校の管理運営に関する規則を公布する。

足立区立学校の管理運営に関する規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、足立区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 校長及び職員は、この規則及び他の法令等の定めるところに従い、適正にして円滑な学校の管理運営に努めなければならない。

(学校運営協議会)

第2条の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会については、別に定める。

第2章 小学校及び中学校

(学期及び休業日)

第3条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第29条の規定に基づく小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の学期及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 学期

ア 前期 4月1日から国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する体育の日（以下「体育の日」という。）まで

イ 後期 体育の日の翌日から3月31日まで

(2) 休業日

ア 夏季休業日 7月21日から8月24日まで

イ 冬季休業日 12月26日から1月7日まで

ウ 春季休業日 3月26日から4月5日まで

エ 開校記念日

オ 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）の規定する日

カ その他足立区教育委員会（以下「委員会」という。）が定める日

2 休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもつて足りるものとする。

(臨時休業の報告)

第4条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第63条及び同条を準用する施行規則第79条の規定による臨時休業の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 臨時休業の期日

- (2) 事由
- (3) 措置
- (4) その他参考となる事項

(校長の職務)

第5条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第37条第4項及び同項を準用する法第49条に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理及び学校事務の管理に関すること。
- (2) 所属職員の職務上及び身分上の監督に関すること。
- (3) 前各号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。

2 校長は、所属職員に校務を分掌させることができる。

(統括校長)

第5条の2 学校に、委員会が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる。

(副校長)

第6条 小中学校に副校長を置く。

2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。

3 副校長は、校長の命を受け、所属職員を監督し、及び必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどる。

4 副校長がつかさどる校務は、所属職員の服務に関する事務の一部とし、その範囲は、委員会が別に定める。

5 法第37条第6項及び同項を準用する法第49条に規定する副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合とは、次の場合とする。

(1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は長期にわたる病気等で職務を執行することができない場合

(2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

6 前項の規定に基づき副校長が校長の職務を代理し、又は行う場合及びそれが終了した場合は、校長又は副校長は、委員会に報告しなければならない。

(副校長の職務代理の順序等)

第7条 2人以上の副校長のいる学校の校長は、法第37条第6項に定める順序をあらかじめ委員会に報告しなければならない。

(主幹教諭)

第7条の2 小中学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。

- 2 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。
- 3 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（第12条に規定する事務職員及び学校栄養職員並びに第14条に規定する職員を除く。）を監督する。
- 4 主幹教諭が担当する校務の範囲は、委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。
- 5 校長は、前項の規定に基づき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、委員会に報告しなければならない。
- 6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

(主任教諭及び主任養護教諭)

第7条の3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

- 2 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

(指導教諭)

第7条の4 小中学校に指導教諭を置くことができる。

- 2 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(主任)

第8条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

- 2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。
- 3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

第9条 前条に規定する主任は、次の各号に掲げる主任ごとに、当該各号に定める事項について企

画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

- (1) 教務主任 教務に関する事項
- (2) 生活指導主任 生活指導に関する事項
- (3) 保健主任、保健に関する事項
- (4) 学年主任 学年の教育活動に関する事項
- (5) 研究主任 研究活動に関する事項
- (6) 進路指導主任 進路指導に関する事項

第10条 第8条に規定する主任は、当該学校の教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。ただし、特別の事情がある場合は、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。

2 第8条第2項に規定する研究主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。

3 前2項に規定する主任の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

第11条 校長は、第8条に規定する主任のほか、必要に応じ、校務を分掌する主任等を置くことができる。

2 校長は、前項に規定する主任等を命じたとき、委員会に報告しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前2項に規定する主任等に準用する。

（事務職員等の職名）

第12条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員（以下「都費負担事務職員等」という。）の職名は、職層名及び職務名による。

2 職層名は、主事とする。

3 職務名は、別表のとおりとする。

（課長代理等）

第13条 小中学校に課長代理を置くことができる。

第13条の2 課長代理は上司の命を受け担任の事務を処理し、上司を補佐する。

2 前項に定める職員以外の職員は、上司の命を受けその事務に従事する。

（必要な職員）

第14条 第12条に定めるもののほか、法第37条第2項及び同項を準用する法第49条に規定する必要な職員については、別に定める。

（事案の決定）

第14条の2 校長の権限に属する事務及び補助執行をする事務に係る事案の決定手続等については、委員会が別に定める。

(職員会議)

第14条の3 小中学校に、校長がつかさどる校務を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、次の各号に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

3 職員会議は、校長が招集し、その運営を管理する。

4 前3項に掲げるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。

(教育課程の編成)

第15条 小中学校は、法に掲げる教育目標を達成するために、適正な教育課程を編成するものとする。

(教育課程編成の基準)

第16条 小中学校が、教育課程を編成するに当たっては、学習指導要領及び委員会が別に定める基準による。

(教育課程の届出)

第17条 校長は、翌年度において実地する教育課程について、次の事項を毎年3月末日までに、委員会に届け出なければならない。

- (1) 教育目標
- (2) 指導の重点
- (3) 学年別授業日数及び授業時数の配当
- (4) 学校行事

(部活動)

第17条の2 中学校は、その管理下において、部活動を行うものとする。

(宿泊を伴う学校行事)

第18条 校長は、修学旅行、夏季施設その他の小中学校が計画する行事で宿泊を伴うものについては、委員会が別に定める基準により企画し、その実施期日14日前までに、委員会に計画書を届け出なければならない。

(教材の使用)

第19条 小中学校は、有益適切と認められる教科書以外の図書その他の教材（以下「教材」という。）を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

（教材の選定）

第20条 小中学校は、教材を使用する場合、学習指導要領及び委員会が定める基準により編成する教育課程に準拠し、かつ、次の各号の要件を備えるものを選定するものとする。

- （１） 内容が正確中正であること。
- （２） 学習の進度に即応していること。
- （３） 表現が正確適切であること。

２ 前項に規定する教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

（承認又は届け出を要する教材）

第21条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書については、使用開始期日30日前までに、委員会の承認を求めなければならない。

２ 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として次のものを継続使用する場合、使用開始期日14日前までに、委員会に届け出なければならない。

- （１） 教科書又は教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書
- （２） 学習の過程又は休業中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類
（指導要録及び抄本）

第22条 施行規則第24条に規定する指導要録及びその抄本の様式は、別に定める。

２ 施行規則第24条に規定する指導要録の抄本及び写の送付は、児童又は生徒の進学又は転学後30日以内にしなければならない。

（出席簿）

第23条 施行規則第25条に規定する出席簿の様式は、別に定める。

（懲戒）

第24条 法第11条に規定する懲戒は、訓告、訓戒その他とする。

２ 訓告は校長が行い、訓戒その他の懲戒は教育上必要な範囲内で校長が定める。

（原学年留め置き）

第25条 小中学校において、児童又は生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、校長は、その児童又は生徒を原学年に留め置く

ことができる。

(出席停止)

第25条の2 教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、その保護者に対して、児童又は生徒の出席停止を命ずることができる。

- (1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を明記した文書を交付する。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続き及び教育上必要な措置に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業証書)

第26条 施行規則第58条及び同条を準用する施行規則第79条に規定する卒業証書の様式は、別に定める。

(表簿)

第27条 小中学校において備えなければならない表簿は、施行規則第28条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 卒業証書授与台帳
- (3) 旧職員履歴書綴
- (4) 辞令交付簿
- (5) 職員の人事に関する書類綴
- (6) 公文書綴
- (7) 文書件名簿
- (8) 諸願書届書綴
- (9) 統計資料綴
- (10) 学校一覧表

2 前項の表簿中第1号から第5号までは永年、第6号は10年、第7号から第8号までは5年、第

9号は2年、第10号は1年保存しなければならない。

第3章 削除

第27条の2から第30条まで 削除

第4章 雑則

(委任)

第31条 この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則第8条に規定する教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任、進路指導主任の職務に相当する職務を現に校務分掌として校長により命ぜられている者は、昭和54年3月31日までの間、この規則第7条の規定による教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任、進路指導主任に命ぜられたものとみなす。

付 則（平成12年3月31日教委規則第26号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年12月14日教委規則第26号）

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

付 則（平成14年4月9日教委規則第10号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成15年1月15日教委規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正規定中委員会が必要と認めることに
関する部分は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年12月9日教委規則第15号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年10月15日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年3月10日教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年12月20日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成19年4月1日から施行
する。

付 則（平成19年 3 月14日教委規則第 2 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成19年 8 月16日教委規則第10号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成20年 3 月13日教委規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 足立区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（平成19年足立区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 を第 7 条の 3 とする。

付 則（平成23年 3 月31日教委規則第16号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年 2 月15日教委規則第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（平成25年12月10日教委規則第 6 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

別表（第12条関係）

都費負担事務職員等	職務名
事務職員	一般事務
学校栄養職員	栄養士
委員会が指定する都費負担事務職員等	委員会が指定する名称

付 則（平成28年 3 月14日教委規則第 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

第 2 1 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する
規則

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 0」を「1 0 0 分の 8 5」に、
「1 0 0 分の 1 1 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1
0 0 分の 4 2 . 5」を「1 0 0 分の 4 0」に、「1 0 0 分の 5 2 . 5」を
「1 0 0 分の 5 0」に改める。

付 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特別区人事委員会勧告の趣旨に沿った給与改定を行うにあたり、文言
の修正を行う必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	特別区人事委員会勧告の主旨に沿った職員の給与改定実施に伴い、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正された。 条例改正に伴い、関連規定についての一部改正を行う。 記 1 改正の概要 (1) 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0. 1 月引上げる（現行 4. 2 月→4. 3 月） (2) 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振る (3) 勧告を受け、平成 2 7 年度については、年間支給分を 1 2 月にまとめて支給したが、2 8 年度以降については年 2 回の支給割合に戻す必要がある 2 施行年月日 平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。 3 新旧対照表 別紙 7 のとおり
今後の方針	所属長及び職員に対して、周知を図っていく。

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

別紙 7

改 正 前	改 正 後
（支給割合） 第 4 条 条例第 30 条第 2 項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第 1 左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （1） 法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100 分の 90</u>（条例第 10 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100 分の 110</u>） （2） 再任用職員 <u>100 分の 42.5</u>（条例第 10 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100 分の 52.5</u>） 2・3 （略）	（支給割合） 第 4 条 条例第 30 条第 2 項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第 1 左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （1） 法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100 分の 85</u>（条例第 10 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100 分の 105</u>） （2） 再任用職員 <u>100 分の 40</u>（条例第 10 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては <u>100 分の 50</u>） 2・3 （略） 付 則 <u>この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</u>

第 2 2 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則（平成 2 7 年足立区教育委員会規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、減免の申請に係る支給認定子どもが、1 号認定子どもにあつては B 階層（特別区（市町村）民税均等割課税世帯に限る。）及び C 階層、2 号若しくは 3 号認定子どもにあつては C 階層及び D 階層である場合であつて、利用者が次に掲げる者であるときの利用者負担額の減額は、当該各号に定めるところにより算定して得られた特別区（市町村）民税（当該申請に係る利用者負担が 4 月から 8 月までの月分にあつては前年度分のものとし、9 月から翌年 3 月までの月分にあつては当該年度分のものとする。）に対応する階層に適用される額に減額する。

- (1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となったことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族（子に限る。）又はその者と生計を一にする親族（子に限る。）」

と読み替えた場合において、同イに該当する者 当該者を同号イに定める寡婦とみなして、同法に定める特別区（市町村）民税を算定して得られた額

（２）地方税法第２９２条第１項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであって父となったことのある男子」と読み替えた場合において、同号に該当する者 当該者を同号に定める寡夫とみなして、同法に定める特別区（市町村）民税を算定して得られた額

３ 前項の規定の適用を受ける者の第１項の規定の適用については、前項の規定を適用した後の階層区分及び特別区（市町村）民税額を、当該者の階層区分及び特別区（市町村）民税額とみなして、別表第１及び別表第２の規定を適用する。

第７条中「（昭和２５年法律第２２６号）」を削る。

別表第２Ｄ階層の部適用される額（附加基準は適用しない）の欄中「特別区（市町村）民税額（）」を「特別区（市町村）民税所得割額（）」に、「特別区（市町村）民税額に」を「特別区（市町村）民税所得割額に」に、「仮定特別区（市町村）民税額が」を「仮定特別区（市町村）民税所得割額が」に、同部７の項適用される額（附加基準は適用しない）の欄中「仮定特別区（市町村）民税額一」を「仮定特別区（市町村）民税所得割額一」に、「特別区（市町村）民税額一」を「特別区（市町村）民税所得割額一」に改め、同部８の項適用される額（附加基準は適用しない）の欄中「仮定特別区（市町村）民税額」を「仮定特別区（市町村）民税所得割額」に、「特別区（市町村）民税額一」を「特別区（市町村）民税所得割額一」に改め、同部９の項適用される額（附加基準は適用しない）の欄中「仮定特別区（市町村）民税額」を「仮定特別区（市町村）民税所得割額」に、「特別区（市町村）民税額一」を「特別区（市町村）民税所得割額一」に改め、同部１０の項適用される額（附加基準は適用

しない)の欄中「仮定特別区(市町村)民税額」を「仮定特別区(市町村)民税所得割額」に、「特別区(市町村)民税額―その者特別区(市町村)民税額」を「特別区(市町村)民税所得割額―その者の特別区(市町村)民税所得割額」に、「特別区(市町村)民税+」を「特別区(市町村)民税所得割額+」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

この表の条件番号9における仮定特別区(市町村)民税所得割額の算出に用いる扶養控除額は、地方税法に定める扶養控除額を適用する。ただし、同法に扶養控除額の定めがない扶養親族に係る控除額は、33万円とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則第5条の規定は、平成28年4月以後の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の利用に係る利用者負担額について適用し、同年3月以前の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の利用に係る利用者負担については、なお従前の例による。

(提案理由)

婚姻歴のないひとり親世帯に対する寡婦(夫)控除のみなし適用の導入にあたり、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 2 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する 条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課、子ども・子育て支援課、 子ども・子育て施設課
内 容	1 改正の理由 ひとり親世帯において、地方税法上の寡婦（夫）控除の適用を受ける死別、離婚等による世帯と、適用を受けない婚姻歴がない世帯の間で、教育・保育施設等の利用者負担額の算定において、差異が生じないようにするため、寡婦（夫）控除をみなし適用（以下、みなし寡婦（夫）控除という。）する。 2 主な改正内容 （１）寡婦（夫）控除のみなし適用（別紙 8・新旧対照表第 5 条参照） ア 対象事業 幼稚園、認定こども園、認可保育所、小規模保育、家庭的保育（足立区認定保育ママ含む）の利用者負担額 イ 対象者 婚姻歴がないひとり親世帯 ウ みなし寡婦（夫）控除額 ・ 一般寡婦控除（26 万円）を適用 婚姻歴がない母で、扶養親族である子又は生計を一にする子（総所得金額が 38 万円以下で他の人の配偶者控除、扶養控除の対象となっていない）がいるもの ・ 特別寡婦控除（30 万円）を適用 婚姻歴がない母で、扶養親族である子を有し、合計所得金額が 500 万円以下であるもの ・ 寡夫控除（26 万円）を適用 婚姻歴のない父で、生計を一にする子（総所得金額が 38 万円以下で他の人の配偶者控除、扶養控除の対象となっていない）を有し、合計所得金額が 500 万円以下であるもの エ 利用者負担額の算定方法 寡婦（夫）とみなして、地方税法に定める特別区民税を算定した額に対応する階層区分に定める利用者負担額を適応する。 オ 手続き方法 本人からの申請に基づき、申請時に添付する戸籍謄本で確認の上、みなし寡婦（夫）対象者とする。

	(2) その他の規定の整備（別紙 8・新旧対照表別表第 2 参照） ア 別表第 2 中の「特別区（市町村）民税額」を「特別区（市町村）民税所得割額」に改める。 イ 別表第 2 の備考として、「この表の条件番号 9 における仮定特別区（市町村）民税所得割額の算出に用いる扶養控除額は、地方税法に定める扶養控除額を適用する。ただし、同法に扶養控除額の定めがない扶養親族に係る控除額は、33 万円とする。」を加える。 3 施行日 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 4 その他 幼稚園保護者補助金及び認証保育所利用者助成についても、補助金等の算定において寡婦（夫）控除をみなし適用する。
今後の方針	保育施設利用者に対して、寡婦（夫）控除のみなし適用に関する案内文を通知するとともに、区ホームページ等で区民に周知していく。

改 正 前	改 正 後
第 1 条～第 4 条 （略） （利用者負担の減免）	第 1 条～第 4 条 （略） （利用者負担の減免）
第 5 条 条例第 9 条の規定による利用者負担の減額は、支給認定子どもごとに別表第 1 及び別表第 2 に定めるところによる。	第 5 条 条例第 9 条の規定による利用者負担の減額は、支給認定子どもごとに別表第 1 及び別表第 2 に定めるところによる。
	2 前項に規定するもののほか、減免の申請に係る支給認定子どもが、1 号認定子どもにあつてはB階層（特別区（市町村）<u>民税均等割課税世帯に限る。</u>）及びC階層、2 号若しくは3号認定こどもにあつてはC階層及びD階層である場合であつて、利用者が次に掲げる者であるときの利用者負担額の減額は、当該各号に定めるところにより算定して得られた特別区（市町村）民税（当該申請に係る利用者負担が4月から8月までの月分にあつては前年度分のものとし、9月から翌年3月までの月分にあつては当該年度分のものとする。）に対応する階層に適用される額に減額する。 （1） 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となつたことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族（子に限る。）又はその者と生計を一にする親族（子に限る。）」と読み替えた場合において、同イに該当する者 当該者を同号イに定める寡婦とみなして、同法に定める特別区（市町村）民税を算定して得られた額 （2） 地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となつたことのある男子」と読み替えた場合において、同号に該当する者 当該者を同号に定める寡夫とみなして、同法に定める特別区（市町村）民税を算定して得られた額 3 前項の規定の適用を受ける者の第1項の規定の適用については、前項の

2 条例第9条の規定による利用者負担の免除は、支給認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原則として申請のあった日以降2箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行う。	規定を適用した後の階層区分及び特別区（市町村）民税額を、当該者の階層区分及び特別区（市町村）民税額とみなして、別表第1及び別表第2の規定を適用する。 4 条例第9条の規定による利用者負担の免除は、支給認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原則として申請のあった日以降2箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行う。																						
第6条 （略） （特別区民税課税額の算出） 第7条 条例別表第1備考第1項第2号に規定する規則で定める法令の規定は、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定とする。</u> 第8条～第9条 （略） 別表第1（第5条関係） （略） 別表第2（第5条関係）	第6条 （略） （特別区民税課税額の算出） 第7条 条例別表第1備考第1項第2号に規定する規則で定める法令の規定は、<u>地方税法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定とする。</u> 第8条～第9条 （略） 別表第1（第5条関係） （略） 別表第2（第5条関係）																						
2号又は3号認定子ども <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th><th>条 件 番号</th><th>条 件</th><th>適用される額（附加基準は適用しない）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">B階層、 C階層及 びD階層</td><td>1</td><td>生活保護法による保護を受けたとき。</td><td>A階層に適用する額（当月分のみ）</td></tr> <tr> <td>2</td><td>その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。</td><td>A階層に適用する額</td></tr> </tbody> </table>	階層区分	条 件 番号	条 件	適用される額（附加基準は適用しない）	B階層、 C階層及 びD階層	1	生活保護法による保護を受けたとき。	A階層に適用する額（当月分のみ）	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	A階層に適用する額	2号又は3号認定子ども <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th><th>条 件 番号</th><th>条 件</th><th>適用される額（附加基準は適用しない）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">B階層、 C階層及 びD階層</td><td>1</td><td>生活保護法による保護を受けたとき。</td><td>A階層に適用する額（当月分のみ）</td></tr> <tr> <td>2</td><td>その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。</td><td>A階層に適用する額</td></tr> </tbody> </table>	階層区分	条 件 番号	条 件	適用される額（附加基準は適用しない）	B階層、 C階層及 びD階層	1	生活保護法による保護を受けたとき。	A階層に適用する額（当月分のみ）	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	A階層に適用する額
階層区分	条 件 番号	条 件	適用される額（附加基準は適用しない）																				
B階層、 C階層及 びD階層	1	生活保護法による保護を受けたとき。	A階層に適用する額（当月分のみ）																				
	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	A階層に適用する額																				
階層区分	条 件 番号	条 件	適用される額（附加基準は適用しない）																				
B階層、 C階層及 びD階層	1	生活保護法による保護を受けたとき。	A階層に適用する額（当月分のみ）																				
	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	A階層に適用する額																				

C 階層 及び D 階層	3	地方税法第15条又は課税団体の条例において前年度又は当該年度分の特別区（市町村）民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたとき。	① C階層についてはB階層に適用する額 ② Dの1及び2階層についてはC階層に適用する額 ③ Dの3階層以上については3階層低位に適用する額
B 階層 及び C 階層	4	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。）。)	① B階層についてはA階層に適用する額 ② C階層についてはB階層に適用する額
	5	その年に前年の所得額の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は地方税法の例による。）。)	
	6	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき、又はその年の主たる稼働者が失業したとき。	
D階層	7	その年に前年の所得額の10	特別区(市町)仮定特別(市

C 階層 及び D 階層	3	地方税法第15条又は課税団体の条例において前年度又は当該年度分の特別区（市町村）民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたとき。	① C階層についてはB階層に適用する額 ② Dの1及び2階層についてはC階層に適用する額 ③ Dの3階層以上については3階層低位に適用する額
B 階層 及び C 階層	4	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。）。)	① B階層についてはA階層に適用する額 ② C階層についてはB階層に適用する額
	5	その年に前年の所得額の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は地方税法の例による。）。)	
	6	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき、又はその年の主たる稼働者が失業したとき。	
D階層	7	その年に前年の所得額の10	特別区(市町)仮定特別区

	分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。）。	村） <u>民税額</u> （4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分のものとし、9月分から翌年3月までの月分の利用者に定める値負担額にあっては当該年度分のものとする。以下同じ。）を右記の算式のとおり仮定し、仮定した特別区（市町村） <u>民税額</u> に対応する階層に適用される額（仮定特別区（市町村） <u>民税額</u> が0円以下	町村） <u>区民税額</u> ＝特別区（市町村） <u>民税額</u> －（損害金額－保険金等で補てんされる金額－前年の所得額の10分の1）×階層ごとに次の①Dの1から8階層0.3②Dの9から13階層0.25③Dの14から16階層0.2④Dの17から19階層0.15⑤Dの20階層以上0.1
8	その年に前年の所得額の100分の5又は地方税法に	のときはB階層に適用	<u>仮定特別区（市町村）民</u>

	分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。）。	村） <u>民税所得割額</u> （4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分のものとし、9月分から翌年3月までの月分の利用者に定める値負担額にあっては当該年度分のものとする。以下同じ。）を右記の算式のとおり仮定し、仮定した特別区（市町村） <u>民税所得割額</u> に対応する階層に適用される額（仮定特別区（市町村） <u>民税所得割額</u> が0円以下のと	（市町村） <u>民税所得割額</u> ＝特別区（市町村） <u>民税所得割額</u> －（損害金額－保険金等で補てんされる金額－前年の所得額の10分の1）×階層ごとに次の①Dの1から8階層0.3②Dの9から13階層0.25③Dの14から16階層0.2④Dの17から19階層0.15⑤Dの20階層以上0.1
8	その年に前年の所得額の100分の5又は地方税法に	得割額が0円以下のと	<u>仮定特別区（市町村）民</u>

		定める最高限度額を超える 医療費（保険金等で補てん される金額を控除する。） を支出したとき（医療費の 認定及びその範囲は地方税 法の例による。）。	する額） 税額＝ {特別 区（市町村） 民税額－ {支 払った医療費 －保険金等で 補てんされる 金額－特別区 （市町村）民 税額の100分 の5（当該金 額が地方税法 に定める最高 限度額を超え る場合にはそ の最高限度 額）} ×階層 ごとに次に定 める値 ①Dの1から 8階層 0.3 ②Dの9から 13階層 0.25 ③Dの14から 16階層 0.2 ④Dの17から 19階層			定める最高限度額を超える 医療費（保険金等で補てん される金額を控除する。） を支出したとき（医療費の 認定及びその範囲は地方税 法の例による。）。	きはB階層 に適用する 額)	税所得割額＝ {特別区（市 町村）民税所 得割額－ {支 払った医療費 －保険金等で 補てんされる 金額－特別区 （市町村）民 税額の100分 の5（当該金 額が地方税法 に定める最高 限度額を超え る場合にはそ の最高限度 額）} ×階層 ごとに次に定 める値 ①Dの1から 8階層 0.3 ②Dの9から 13階層 0.25 ③Dの14から 16階層 0.2 ④Dの17から	
--	--	---	--	--	--	---	-------------------------------	---	--

			0.15 ⑤Dの20階層以上 0.1				19階層 0.15 ⑤Dの20階層以上 0.1
	9	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。	仮定特別区 (市町村)民 税額＝特別区 (市町村)民 税額－(扶養 控除額×増加 人員)×階層 ごとに次に定 める値 ①Dの1から 8階層 0.3 ②Dの9から 13階層 0.25 ③Dの14から 16階層 0.2 ④Dの17から 19階層 0.15 ⑤Dの20階層 以上 0.1		9	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。	仮定特別区 (市町村)民 税所得割額＝ 特別区(市町 村)民税所得 割額－(扶養 控除額×増加 人員)×階層 ごとに次に定 める値 ①Dの1から 8階層 0.3 ②Dの9から 13階層 0.25 ③Dの14から 16階層 0.2 ④Dの17から 19階層 0.15 ⑤Dの20階層 以上

	10	その年の主たる稼働者が失業したとき。		仮定特別区 (市町村) 民 税額＝(その 世帯の特別区 (市町村) 民 税額－その者 特別区(市町 村) 民税額＋ 退職所得に係 る特別区(市 町村) 民税額)
B 階層、 C 階層及 びD階層	11	その世帯の前3箇月の平均 収入額(賞与を除く。)が 前年の平均収入月額(賞与 を除く。)より1割以上低 額と認められるとき。	1 階層低位に適用する額 (1 階層低位に適用して もなお減額されない場合 は最初に減額されるまで 順次低位に適用する額) ※適用期間は3 箇月を限 度とする。	
	12	生計を一にする世帯から同 時に2人以上の小学校就学 前子どもが幼稚園(特定教 育・保育施設を除く。)、 特別支援学校の幼稚部、若 しくは情緒障害児短期治療 施設通所部に通い、在学し、 若しくは在籍し、又は児童	条例第5条第1項及び第 2項の規定に準じ、算定し た額	

			0.1	
	10	その年の主たる稼働者が失業したとき。		仮定特別区 (市町村) 民 税所得割額＝ (その世帯の 特別区(市町 村) 民税所得 割額－その者 の特別区(市 町村) 民税所 得割額＋退職 所得に係る特 別区(市町村) 民税額)
B 階層、 C 階層及 びD階層	11	その世帯の前3箇月の平均 収入額(賞与を除く。)が 前年の平均収入月額(賞与 を除く。)より1割以上低 額と認められるとき。	1 階層低位に適用する額 (1 階層低位に適用して もなお減額されない場合 は最初に減額されるまで 順次低位に適用する額) ※適用期間は3 箇月を限 度とする。	
	12	生計を一にする世帯から同 時に2人以上の小学校就学 前子どもが幼稚園(特定教 育・保育施設を除く。)、 特別支援学校の幼稚部、若 しくは情緒障害児短期治療 施設通所部に通い、在学し、 若しくは在籍し、又は児童	条例第5条第1項及び第 2項の規定に準じ、算定し た額	

		発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている場合であって、当該小学校就学前子どもらのうち最年長でない子どもが特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業を利用しているとき。	
B 階層、 C 階層及 び D の 1 から 3 階 層	13	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているとき。	1 階層低位に適用する額
B 階層、 C 階層及 び D 階層	14	条件番号 1 から 13 までの各号により難いもので、教育委員会が特に調査のうえ必要と認めたとき。	2 階層低位に適用する額の範囲内で認定した額（2 階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額）

別表第 3（第 8 条関係）（略）

		発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている場合であって、当該小学校就学前子どもらのうち最年長でない子どもが特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業を利用しているとき。	
B 階層、 C 階層及 び D の 1 から 3 階 層	13	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているとき。	1 階層低位に適用する額
B 階層、 C 階層及 び D 階層	14	条件番号 1 から 13 までの各号により難いもので、教育委員会が特に調査のうえ必要と認めたとき。	2 階層低位に適用する額の範囲内で認定した額（2 階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額）

備考 この表の条件番号 9 における仮定特別区（市町村）民税所得割額の算出に用いる扶養控除額は、地方税法に定める扶養控除額を適用する。ただし、同法に扶養控除額の定めがない扶養親族に係る控除額は、33万円とする。

別表第 3（第 8 条関係）（略）

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則第5条の規定は、平成28年4月以後の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の利用に係る利用者負担額について適用し、同年3月以前の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の利用に係る利用者負担については、なお従前の例による。

第 2 3 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名	称	第八中学校
所	在	地 足立区江北七丁目 1 7 番 1 1 号
種	類	別紙のとおり
名	称	別紙のとおり
数	量	別紙のとおり
価	格	別紙のとおり
用途廃止の日		平成 2 8 年 4 月 1 日

(提案理由)

鹿浜中学校と第八中学校の統合による新校改築工事に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

(内訳)

第八中学校

足立区江北七丁目 1 7 番 1 1 号

種 類	名 称	数 量	価 格 (円)
建物	体育館便所	16.25 m ²	3,449,000
建物	給食シャワー室	3.15 m ²	193,000
建物	校舎 1	1,430.10 m ²	73,203,000
建物	校舎 2	1,493.45 m ²	126,121,000
建物	校舎 3	1,702.60 m ²	98,373,000
建物	校舎 4	517.22 m ²	28,144,000
建物	校舎 5	975.22 m ²	53,068,000
建物	体育館	1,011.29 m ²	101,081,000
建物	陶芸小屋	12.70 m ²	1,098,000
建物	変電室	20.25 m ²	5,250,000
工作物	門	5 基	1,595,000
工作物	万年堀	426.80m	3,041,000
工作物	水飲場	1 基	163,000
工作物	雑工作物	3 基	1,216,000
工作物	プール	1 基	7,605,000
工作物	防球フェンス	31.50m	993,000
工作物	渡り廊下	1 基	876,000
工作物	外構	1 基	6,700,000
工作物	碑塔	1 基	222,000
立木	樹木 (どうだんつつじ他)	420 本	162,300

第 2 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について		
所 管 部 課 名	学校教育部 学校施設課		
内 容	1 提案の理由 鹿浜中学校と第八中学校の統合による新校改築工事に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。 2 用途を廃止する財産 名 称 第八中学校 所在地 足立区江北七丁目 1 7 番 1 1 号		
	種 類	名 称	数 量
	建物	体育館便所	16. 25 m ²
	建物	給食シャワー室	3. 15 m ²
	建物	校舎 1	1, 430. 10 m ²
	建物	校舎 2	1, 493. 45 m ²
	建物	校舎 3	1, 702. 60 m ²
	建物	校舎 4	517. 22 m ²
	建物	校舎 5	975. 22 m ²
	建物	体育館	1, 011. 29 m ²
	建物	陶芸小屋	12. 70 m ²
	建物	変電室	20. 25 m ²
	工作物	門	5 基
	工作物	万年塀	426. 80m
	工作物	水飲場	1 基
	工作物	雑工作物	3 基
	工作物	プール	1 基
	工作物	防球フェンス	31. 50m
	工作物	渡り廊下	1 基
	工作物	外構	1 基
	工作物	碑塔	1 基
	立木	樹木（どうだんつつじ他）	420 本
		価 格（円）	
			3, 449, 000
			193, 000
			73, 203, 000
			126, 121, 000
			98, 373, 000
			28, 144, 000
			53, 068, 000
			101, 081, 000
			1, 098, 000
			5, 250, 000
			1, 595, 000
			3, 041, 000
			163, 000
			1, 216, 000
			7, 605, 000
			993, 000
			876, 000
			6, 700, 000
			222, 000
			162, 300

	3 施行年月日(用途廃止日) 平成28年4月1日
今後の方針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議する。また、財産の取り壊し完了後は資産管理部長あて公有財産の取り壊しについて通知する。

教 育 委 員 会 報 告

平成28年3月14日

件 名	足立区立六月中学校の学校運営協議会設置校の再指定について																								
所管部課名	学校教育部 教育政策課																								
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5及び足立区学校運営協議会規則第3条に基づき、六月中学校開かれた学校づくり協議会会長、同校校長の連名により、「足立区学校運営協議会設置校指定申請書（再指定分）」が提出された。 指定申請書等の提出書類の検討、ならびに協議会会長、学校長との協議を踏まえ、同校を足立区学校運営協議会規則第3条第1項に掲げる事項を達成することのできる学校であると判断し、下記のとおり学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）として再指定することを決定したので報告する。 記 1 指定した学校 足立区立六月中学校 2 指定期間 平成28年4月1日から平成32年3月31日まで（4年間） 3 学校運営協議会委員の任期 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで（2年間） 《参考》コミュニティ・スクール指定校(学校運営協議会設置指定校)一覧 <table> <tr> <th>〔学校名〕</th><th>〔指定日〕</th></tr> <tr> <td>栗原北小学校</td><td>平成24年 7月 1日</td></tr> <tr> <td>大谷田小学校</td><td>平成25年 2月 1日</td></tr> <tr> <td>平野小学校</td><td>平成25年 3月 1日</td></tr> <tr> <td>西新井第二小学校</td><td>平成25年 5月 1日</td></tr> <tr> <td>弥生小学校</td><td>平成25年 9月 1日</td></tr> <tr> <td>西新井第一小学校</td><td>平成26年 9月 1日</td></tr> <tr> <td>弘道小学校</td><td>平成27年12月 1日</td></tr> <tr> <td>谷中中学校</td><td>平成19年10月12日</td></tr> <tr> <td>第四中学校</td><td>平成23年11月 1日</td></tr> <tr> <td>六月中学校</td><td>平成24年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>第五中学校</td><td>平成25年 9月 1日</td></tr> </table>	〔学校名〕	〔指定日〕	栗原北小学校	平成24年 7月 1日	大谷田小学校	平成25年 2月 1日	平野小学校	平成25年 3月 1日	西新井第二小学校	平成25年 5月 1日	弥生小学校	平成25年 9月 1日	西新井第一小学校	平成26年 9月 1日	弘道小学校	平成27年12月 1日	谷中中学校	平成19年10月12日	第四中学校	平成23年11月 1日	六月中学校	平成24年 4月 1日	第五中学校	平成25年 9月 1日
〔学校名〕	〔指定日〕																								
栗原北小学校	平成24年 7月 1日																								
大谷田小学校	平成25年 2月 1日																								
平野小学校	平成25年 3月 1日																								
西新井第二小学校	平成25年 5月 1日																								
弥生小学校	平成25年 9月 1日																								
西新井第一小学校	平成26年 9月 1日																								
弘道小学校	平成27年12月 1日																								
谷中中学校	平成19年10月12日																								
第四中学校	平成23年11月 1日																								
六月中学校	平成24年 4月 1日																								
第五中学校	平成25年 9月 1日																								
今後の方針	学校と地域、保護者間の十分な協議が整い、思いが合致した学校から順次、学校運営協議会を設置していく。																								

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について							
所管部課名	学校教育部 学校適正配置担当課							
内 容	1 鹿浜中学校と第八中学校の適正規模・適正配置実施計画について							
	(1) 統合地域協議会の開催状況							
	①開催日							
	<table><tr><th>対象校</th><th>第十三回</th></tr><tr><td>鹿浜中学校と第八中学校</td><td>2/19</td></tr></table>			対象校	第十三回	鹿浜中学校と第八中学校	2/19	
	対象校	第十三回						
	鹿浜中学校と第八中学校	2/19						
	②主な協議事項							
	・平成28年度開かれた学校づくり協議会について							
	(2) 統合地域協議会ニュースの発行について							
	統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。(第十三回統合地域協議会の内容を、第13号として3月8日に発行)							
2 上沼田中学校と江北中学校の適正規模・適正配置実施計画について								
(1) 統合地域協議会の開催状況								
①開催日								
<table><tr><th>対象校</th><th>第十回</th><th>第十一回</th></tr><tr><td>上沼田中学校と江北中学校</td><td>2/9</td><td>3/7</td></tr></table>			対象校	第十回	第十一回	上沼田中学校と江北中学校	2/9	3/7
対象校	第十回	第十一回						
上沼田中学校と江北中学校	2/9	3/7						
②主な協議事項								
【第十回統合地域協議会】								
・統合新校の新校舎の設計等について								
・統合新校の校歌について								
【第十一回統合地域協議会】								
・統合新校の新校舎の設計等について								
(2) 統合地域協議会ニュースの発行について								
統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。(第九回統合地域協議会の内容を、第7号として2月9日に発行)								

3 平成28年度入学者向け説明状況

月日	対象校
2/1	江北小学校
2/2	高野小学校
2/5	江北中学校
2/6	上沼田中学校
2/13	鹿浜中学校と第八中学校（合同）

- ・対象校の入学説明会において、統合に向けた情報提供や意見交換を行った。

今後の方針

【鹿浜地区の中学校】

今回をもって、統合地域協議会は終了となるが、必要に応じて、統合後のサポートを継続していく。

【江北地区の中学校】

統合に向けた様々な課題については、統合地域協議会において、具体的な検討を進めていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成28年3月14日

件名	千寿小学校施設更新事業に伴う基本構想・基本計画書（案）について		
所管部課名	学校教育部 学校施設課、学校改築担当課		
内 容	千寿小学校施設更新事業に伴う基本構想及び基本計画（案）について、以下のとおり報告する。		
	1 基本構想		
	（１）基本方針		
	①成長を実感できる教育施設		
	②時代の変化に対応できる施設		
	③健康で安全な環境が整った施設		
	④利用しやすく人と環境にやさしい施設		
	⑤情報社会に対応できる施設		
	⑥地域のシンボルとしての施設		
	⑦防災拠点としての施設		
⑧地域に開かれた施設			
2 基本計画（基本設計）の概要等			
構造：鉄筋コンクリート造 階数：5階建			
敷地面積：7,807.00㎡ 延床面積：11,500㎡程度			
	種別	階数	主要諸室・校庭内訳
	校舎	R階	太陽光パネル、室外機置場
		5階	普通教室（ 7教室）、屋上プール、ランチルーム
		4階	普通教室（11教室）、理科室
		3階	普通教室（11教室）、音楽室
		2階	普通教室（ 7教室）、体育館、家庭科室
		1階	校長室、職員室、事務室、図工室、図書室、PC室、保健室、給食室、地域連携室、備蓄倉庫 等
	校庭	—	100mトラック（5コース）、50m直線（5コース）、体育倉庫 等
※ 詳細は別添「基本構想・基本計画書（案）」のとおり			
3 今後の予定			
平成28年12月・・・・・・仮設校舎に引越し			
平成29年 1月～6月・・・・既存校舎解体工事			
平成29年 7月～平成31年 2月			
・・・・・・・・新校舎改築工事			
平成31年 4月・・・・・・新校舎開校			
今後の方針	地元住民、開かれた学校づくり協議会等との十分な協議を行いながら、事業期間を厳守するなど、学校運営に支障のないようスケジュール管理を徹底していく。		

教 育 委 員 会 報 告

平成 28 年 3 月 14 日

件名	平成30年度以降の小学校学校選択制度について																																		
所管部課名	学校教育部 学務課																																		
内 容	小学校で選択できる学校の範囲が、平成30年4月1日以降に入学又は転学する児童から変更となるので、選択可能な小学校について報告する。 なお、各通学区域の選択可能な小学校は別紙9のとおりである。																																		
	1 平成30年度から選択できる小学校の原則																																		
	(1) 通学区域の小学校																																		
	(2) 通学区域に隣接する小学校																																		
	※荒川で分断されている学区域は、橋でつながっている場合は隣接とみなす。																																		
内 容	2 隣接学区域の特例																																		
	(1) 特例措置																																		
	全校に上記1を適用とした場合、選択できる学校の数が最低1校から最高9校と差が生じてしまうので、通学の安全性等を考慮しながら、全学区域で、通学区域を含めて最低4校までは選択できるよう、以下のような特例措置を実施する。																																		
	<table><tr><td>通学区域校</td><td colspan="2">特例措置校</td><td colspan="2">隣接校</td></tr><tr><td>桜花小</td><td>湊江第一小</td><td></td><td>花畑西小</td><td>花畑第一小</td></tr><tr><td>新田小</td><td>宮城小</td><td>江北小</td><td>鹿浜西小</td><td></td></tr><tr><td>舎人第一小</td><td>古千谷小</td><td></td><td>舎人小</td><td>足立入谷小</td></tr><tr><td>長門小</td><td>北三谷小</td><td>東湊江小</td><td>大谷田小</td><td></td></tr><tr><td>六木小</td><td>辰沼小</td><td></td><td>中川北小</td><td>花畑小</td></tr></table>					通学区域校	特例措置校		隣接校		桜花小	湊江第一小		花畑西小	花畑第一小	新田小	宮城小	江北小	鹿浜西小		舎人第一小	古千谷小		舎人小	足立入谷小	長門小	北三谷小	東湊江小	大谷田小		六木小	辰沼小		中川北小	花畑小
	通学区域校	特例措置校		隣接校																															
桜花小	湊江第一小		花畑西小	花畑第一小																															
新田小	宮城小	江北小	鹿浜西小																																
舎人第一小	古千谷小		舎人小	足立入谷小																															
長門小	北三谷小	東湊江小	大谷田小																																
六木小	辰沼小		中川北小	花畑小																															
(2) 小中一貫校の選択																																			
内 容	小中一貫校である新田小学校と興本小学校は、区内全域からの選択を可能とする。																																		
	3 経過措置																																		
	現在、隣接学区域校（上記2の特例を含む）以外の小学校に兄弟が在学し、弟妹が同一の小学校への入学を希望した場合は、経過措置として「兄弟と同じ学校の選択」を認める。ただし、希望する学校の応募人数が受入可能人数を超えた場合は、抽選の対象とする。																																		
今後の方針	平成30年度実施に向けて、区民への周知を十分に行っていく。																																		

別紙9 小 学 校 選択可能な学校一覧

	小学校名	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	青 井	弘道小	弘道第一小	栗島小	加平小	東加平小	綾瀬小			
2	足 立	梅島第二小	梅島小	弥生小	弘道第一小	弘道小	千寿双葉小	千寿本町小		
3	足立入谷	舎人小	舎人第一小	皿沼小						
4	綾 瀬	弘道小	青井小	東加平小	東綾瀬小					
5	伊 興	西伊興小	皿沼小	舎人小	古千谷小	東伊興小	栗原北小			
6	梅 島	梅島第二小	亀田小	梅島第一小	弥生小	足立小				
7	梅島第一	梅島小	亀田小	栗原小	島根小	中島根小	平野小	栗島小	弥生小	
8	梅島第二	関原小	亀田小	梅島小	足立小	千寿双葉小	千寿本町小			
9	桜 花	花畑西小	花畑第一小	洲江第一小						
10	扇	江北小	高野小	興本小	寺地小	宮城小				
11	大 谷 田	長門小	北三谷小	東洲江小	中川小	中川東小				
12	興 本	寺地小	扇小	高野小	西新井第一小	西新井小	本木小			
13	加 平	青井小	栗島小	東栗原小	花保小	花畑小	東加平小			
14	亀 田	梅島第二小	関原小	栗原小	梅島第一小	梅島小				
15	北 三 谷	東綾瀬小	東洲江小	大谷田小						
16	北 鹿 浜	鹿浜五色桜小	鹿浜西小	皿沼小	鹿浜第一小					
17	栗 島	弘道第一小	弥生小	梅島第一小	平野小	東栗原小	加平小	青井小		
18	栗 原	関原小	西新井小	西新井第一小	西新井第二小	栗原北小	島根小	梅島第一小	亀田小	
19	栗 原 北	栗原小	西新井第一小	西新井第二小	西伊興小	伊興小	東伊興小	竹の塚小	島根小	
20	弘 道	足立小	弥生小	弘道第一小	青井小	東加平小	綾瀬小			
21	弘道第一	足立小	弥生小	栗島小	青井小	弘道小				
22	江 北	鹿浜西小	鹿浜五色桜小	高野小	扇小	宮城小				
23	高 野	扇小	江北小	鹿浜五色桜小	西新井第一小	興本小				
24	古 千 谷	伊興小	舎人小	東伊興小						
25	皿 沼	鹿浜第一小	北鹿浜小	足立入谷小	舎人小	伊興小	西伊興小	西新井第二小		
26	鹿浜五色桜	高野小	江北小	鹿浜西小	北鹿浜小	鹿浜第一小	西新井第一小			
27	鹿浜第一	鹿浜五色桜小	北鹿浜小	皿沼小	西伊興小	西新井第二小	西新井第一小			
28	鹿 浜 西	北鹿浜小	鹿浜五色桜小	江北小	新田小					
29	島 根	栗原小	栗原北小	竹の塚小	保木間小	中島根小	梅島第一小			
30	新 田	鹿浜西小	宮城小	江北小						
31	関 原	本木小	西新井小	栗原小	亀田小	梅島第二小	千寿双葉小			
32	千 寿	千寿桜小	千寿本町小	千寿常東小	千寿第八小					
33	千 寿 桜	千寿小	宮城小	千寿双葉小	千寿本町小					
34	千寿常東	千寿第八小	千寿小	千寿本町小						
35	千寿第八	千寿常東小	千寿小	千寿本町小						
36	千寿双葉	千寿本町小	千寿桜小	足立小	梅島第二小	関原小	本木小			
37	千寿本町	千寿第八小	千寿小	千寿桜小	千寿双葉小	千寿常東小	足立小	梅島第二小		
38	竹 の 塚	島根小	栗原北小	東伊興小	洲江小	保木間小				

	小学校名	1	2	3	4	5	6	7	8	9
39	辰 沼	中川小	東加平小	花畑小	中川北小	中川東小				
40	寺 地	扇小	興本小	本木小	宮城小					
41	舎 人	皿沼小	足立入谷小	舎人第一小	古千谷小	伊興小				
42	舎人第一	舎人小	足立入谷小	古千谷小						
43	中 川	東湊江小	東加平小	辰沼小	中川東小	大谷田小				
44	中 川 北	辰沼小	花畑小	六木小	中川東小					
45	中 川 東	大谷田小	東湊江小	中川小	辰沼小	中川北小				
46	中 島 根	梅島第一小	島根小	保木間小	平野小					
47	長 門	大谷田小	北三谷小	東湊江小						
48	西 新 井	本木小	興本小	西新井第一小	栗原小	関原小				
49	西 一	西新井小	興本小	高野小	鹿浜五色桜小	鹿浜第一小	西新井第二小	栗原北小	栗原小	
50	西 二	西新井第一小	鹿浜第一小	皿沼小	西伊興小	栗原北小	栗原小			
51	西 伊 興	西新井第二小	鹿浜第一小	皿沼小	伊興小	栗原北小				
52	西保木間	湊江小	東伊興小	花畑西小	湊江第一小					
53	花 畑	加平小	花保小	花畑第一小	六木小	中川北小	辰沼小	東加平小		
54	花畑第一	花保小	湊江第一小	花畑西小	桜花小	花畑小				
55	花 畑 西	湊江第一小	西保木間小	桜花小	花畑第一小					
56	花 保	加平小	東栗原小	湊江第一小	花畑第一小	花畑小				
57	東 綾 瀬	綾瀬小	東加平小	東湊江小	北三谷小					
58	東 伊 興	伊興小	古千谷小	西保木間小	湊江小	竹の塚小	栗原北小			
59	東 加 平	綾瀬小	弘道小	青井小	加平小	花畑小	辰沼小	中川小	東湊江小	東綾瀬小
60	東 栗 原	栗島小	平野小	湊江第一小	花保小	加平小				
61	東 湊 江	北三谷小	東綾瀬小	東加平小	中川小	中川東小	大谷田小			
62	平 野	栗島小	梅島第一小	中島根小	保木間小	湊江第一小	東栗原小			
63	湊 江	保木間小	竹の塚小	東伊興小	西保木間小	湊江第一小				
64	湊江第一	東栗原小	平野小	保木間小	湊江小	西保木間小	花畑西小	花畑第一小	花保小	
65	保 木 間	中島根小	島根小	竹の塚小	湊江小	湊江第一小	平野小			
66	宮 城	千寿桜小	扇小	江北小	寺地小					
67	六 木	中川北小	花畑小	辰沼小						
68	本 木	寺地小	興本小	西新井小	関原小	千寿双葉小				
69	弥 生	足立小	梅島小	梅島第一小	栗島小	弘道第一小				

* 小中一貫校（興本小、新田小）は、区内全域から選択可能。

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

平成28年2月1日

件名	平成27年度第3回いじめに関する調査の結果について												
所管部課名	学校教育部 教育指導室												
内 容	平成27年度第3回いじめに関する調査の結果について、4月から3月までの取組概要を以下のとおり報告する。 結果は、別紙「資料1」のとおりである。												
	1 いじめの認知数（2月末現在）												
	<table><tr><td></td><td>認知校数</td><td>いじめ認知数</td><td>継続対応中</td></tr><tr><td>小学校</td><td>57/69校</td><td>595件</td><td>73件</td></tr><tr><td>中学校</td><td>34/37校</td><td>440件</td><td>42件</td></tr></table>		認知校数	いじめ認知数	継続対応中	小学校	57/69校	595件	73件	中学校	34/37校	440件	42件
		認知校数	いじめ認知数	継続対応中									
	小学校	57/69校	595件	73件									
	中学校	34/37校	440件	42件									
	2 「いじめの個票」作成（平成27年11月より実施） 学校がいじめと認知したものについて作成。												
	<table><tr><td></td><td>個票作成校数</td><td>個票数</td></tr><tr><td>小学校</td><td>49/69校</td><td>303件</td></tr><tr><td>中学校</td><td>29/37校</td><td>159件</td></tr></table>		個票作成校数	個票数	小学校	49/69校	303件	中学校	29/37校	159件			
		個票作成校数	個票数										
	小学校	49/69校	303件										
中学校	29/37校	159件											
3 「いじめ受付票」作成（平成27年11月より実施） いじめの認知に関係なく、いじめ訴え等の記録。													
<table><tr><td></td><td>受付票作成校数</td><td>受付数</td></tr><tr><td>小学校</td><td>66/69校</td><td>3,426件</td></tr><tr><td>中学校</td><td>34/37校</td><td>592件</td></tr></table>		受付票作成校数	受付数	小学校	66/69校	3,426件	中学校	34/37校	592件				
	受付票作成校数	受付数											
小学校	66/69校	3,426件											
中学校	34/37校	592件											
4 「いじめに関するアンケート」の実施（平成26年度より実施） （1）実施期間 平成28年2月1日（月）～29日（月） （2）対象 全区立小・中学校 全児童・生徒 （3）実施方法 児童・生徒が家庭で記入後、学校に提出 （4）アンケート集計結果													
<table><tr><td></td><td>回収率</td><td>アンケートによるいじめ認知</td></tr><tr><td>小学校</td><td>99%</td><td>284件</td></tr><tr><td>中学校</td><td>95.5%</td><td>32件</td></tr></table>		回収率	アンケートによるいじめ認知	小学校	99%	284件	中学校	95.5%	32件				
	回収率	アンケートによるいじめ認知											
小学校	99%	284件											
中学校	95.5%	32件											
（5）内容：「相談できる人がいる」の項目について													
<table><tr><td></td><td>相談できる人</td><td>相談相手</td></tr><tr><td>小学校</td><td>97.3%</td><td>①家の人 ②先生 ③友人</td></tr><tr><td>中学校</td><td>91.9%</td><td>①家の人 ②友人 ③先生</td></tr></table>		相談できる人	相談相手	小学校	97.3%	①家の人 ②先生 ③友人	中学校	91.9%	①家の人 ②友人 ③先生				
	相談できる人	相談相手											
小学校	97.3%	①家の人 ②先生 ③友人											
中学校	91.9%	①家の人 ②友人 ③先生											

	(6) 内容：いじめの態様の項目について	
		いじめの態様 ※いじめの認知ではなく本人の訴えによる
	小学校	①冷やかし、からかい、悪口 ②仲間はずれ、無視 ③軽く叩かれる、蹴られる
	中学校	①冷やかし、からかい、悪口 ②軽く叩かれる、蹴られる ③物を取られる、隠される
5 いじめ相談ネット受付窓口		
		受付件数
	平成27年度（12～3月）	2件
	平成27年度（7～11月）	2件
	平成27年度（4～6月）	6件
	平成27年度 合計	10件
	平成26年度	20件
今後の方針	解決に至っていないいじめ事案については、学校と教育委員会及び関係諸機関が十分な連携を図りながら、早急な解決に向けた取組を進める。	

平成27年度 いじめ状況調査結果（第3回：2月）

資料1

1 認知件数

		平成27年度				
		受付票数	認知件数	継続対応中	解決数	解消率
小学校	6月		172件	75件	97件	56%
	11月	2,539件	451件	96件	355件	79%
	2月	3,426件	595件	73件	522件	88%
中学校	6月		240件	93件	147件	61%
	11月	447件	360件	50件	310件	86%
	2月	592件	440件	42件	398件	90%

※数値は、各調査月現在のもの

＜参考＞ 平成26年度問題行動等調査より

H26	認知件数	解消数	解消率
小学校	957件	880件	92%
中学校	449件	390件	87%

2 いじめの態様（複数回答）

	いじめの態様
小学校	①冷やかし、からかい、悪口 ②仲間はずれ、無視 ③軽く叩かれる、蹴られる
中学校	①冷やかし、からかい、悪口 ②軽く叩かれる、蹴られる ③物を取られる、隠される

3 いじめ発見のきっかけ（複数回答）

	いじめ発見のきっかけ
小学校 中学校	①アンケート調査等 ②本人からの訴え ③学級担任が発見 ④保護者からの訴え

4 相談できる相手がいる

	相談できる人がいる	相談相手
小学校	97.3%	①家の人 ②先生 ③友人
中学校	91.9%	①家の人 ②友人 ③先生

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件名	足立はばたき塾について								
所管部課名	学校教育部 教育指導室								
内 容	平成28年2月20日(土)をもって、足立はばたき塾、足立土曜塾ともに、平成27年度生(第4期生)の授業が全て終了した。								
	■足立はばたき塾生								
	【平成27年度生の進学先(3月2日現在)】 (人)								
	進学先 年度	進学指導 重点校	進学指導 特別推進校	進学指導 推進校	中高 一貫校	国立	その他都立・ 私立・未定	うち 難関 私立	総計
	H27	1	3	23	1	0	65	2	93
	H26	4	1	30	3	1	51	2	90
	H25	6	5	19	2	0	42	2	74
	H24	5	1	31	6	0	57	0	100
	■足立土曜塾生(参考)								
	【平成27年度生の進学先(3月2日現在)】 (人)								
進学先 年度	進学指導 推進校	その他都立・ 私立・未定		総計					
H27	0	32		32					
H26	2	17		19					
H25	5	15		20					
H24	4	15		19					
【平成28年度足立はばたき塾の実施について】									
(1) 実施事業者									
・平成27年度に引き続き、下記事業者が実施する。(継続2年目) ㈱エデュケーショナルネットワーク									
(2) 平成28年度塾生(第5期生)の募集									
・希望する生徒・保護者に平成28年2月11日(木)に説明会を実施した。									
・入塾申込者には、所得審査を経て、学力診断テストを以下のとおり実施し、塾生を決定する。									
<学力診断テスト> 実施日 平成28年3月12日(土)									
会 場 足立区役所 庁舎ホール									
(3) 講座内容									
・4月2日(土)より講座開始									
(定期講座40回、夏季・冬季集中講座15日)									
・数学・英語を中心とした5教科									
※足立土曜塾についても、4月からの授業開始に向けて準備を進める。									
今後の方針	効果的な事業運営のため、在籍校及び事業者との連絡を密にして実施していく。 また、第1期生(平成25年2月卒塾)が、平成28年3月で高校を卒業する年次にあたるため、高校卒業後の進路先の追跡調査を実施する。								

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	平成 2 8 年 4 月 1 日付教育管理職異動内示について																																																	
所管部課名	学校教育部 教育指導室																																																	
内 容	東京都教育委員会から校長及び副校長の異動内示があったので報告する。 《小学校》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>校 長</th><th>副校長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用</td><td>5 名</td><td>0 名</td></tr> <tr> <td>内 転</td><td>1 名</td><td>6 名</td></tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で内転</td><td>4 名</td><td>8 名</td></tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入</td><td>4 名</td><td>3 名</td></tr> <tr> <td>現校長・副校長で区外からの転入</td><td>2 名</td><td>3 名</td></tr> <tr> <td>統括校長（継続）</td><td>1 名</td><td>—</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>1 7 名</td><td>2 0 名</td></tr> </tbody> </table> 《中学校》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>校 長</th><th>副校長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用</td><td>4 名</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td>内 転</td><td>4 名</td><td>5 名</td></tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で内転</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入</td><td>0 名</td><td>0 名</td></tr> <tr> <td>現校長・副校長で区外からの転入</td><td>2 名</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td>統括校長（継続）</td><td>4 名</td><td>—</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>1 5 名</td><td>8 名</td></tr> </tbody> </table> ※ 内転・・・区内での異動		種 別	校 長	副校長	再任用	5 名	0 名	内 転	1 名	6 名	現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	4 名	8 名	現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	4 名	3 名	現校長・副校長で区外からの転入	2 名	3 名	統括校長（継続）	1 名	—	合 計	1 7 名	2 0 名	種 別	校 長	副校長	再任用	4 名	1 名	内 転	4 名	5 名	現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	1 名	1 名	現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	0 名	0 名	現校長・副校長で区外からの転入	2 名	1 名	統括校長（継続）	4 名	—	合 計	1 5 名	8 名
種 別	校 長	副校長																																																
再任用	5 名	0 名																																																
内 転	1 名	6 名																																																
現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	4 名	8 名																																																
現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	4 名	3 名																																																
現校長・副校長で区外からの転入	2 名	3 名																																																
統括校長（継続）	1 名	—																																																
合 計	1 7 名	2 0 名																																																
種 別	校 長	副校長																																																
再任用	4 名	1 名																																																
内 転	4 名	5 名																																																
現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	1 名	1 名																																																
現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	0 名	0 名																																																
現校長・副校長で区外からの転入	2 名	1 名																																																
統括校長（継続）	4 名	—																																																
合 計	1 5 名	8 名																																																
今後の方針	・異動対象者に対し 3 月 9 日電話連絡を行った。（<u>内示は本人止まり</u>） ・ 4 月 1 日に辞令交付を行う。																																																	

教 育 委 員 会 報 告

平成28年3月14日

件 名	学校事故報告について（平成28年2月分）
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	1 学校事故状況 管理下 8件（小学校 5件、中学校3件） 管理外 0件 合 計 8件 2 事故内容 (1) 交通事故 ア 登校中、横断歩道を青信号で横断していた際、右折してきた車と接触し転倒、左上前歯を欠損。（小学校管理下） イ 児童が、他の児童からの言葉に腹を立て、校外へ出た際、車両と接触し転倒、救急搬送。（小学校管理下） ウ 登校中、横断歩道を青信号で横断していた際、右折車に衝突され、打撲。（中学校管理下） (2) 授業中の傷害、打撲等 ア 体育の授業中、跳び箱を跳んだ際、上体が前のめりになり支えていた手を捻り、左手小指骨折。（小学校管理下） イ 家庭科で布を縫う学習をしていた際、ミシン操作を誤りミシン針が左手親指先に刺さり負傷。（小学校管理下） (3) 休憩時間、放課後、登・下校時、部活動等における傷害、打撲等 ア 給食の準備中に手を洗いに廊下に出た際、追いかけてこをした児童がコップの入った給食袋を振り回し、近くにいた児童の目に当たった。右目の内出血、眼圧上昇の負傷。（小学校管理下） イ サッカー部の練習中、ボールを追いかけてバランスを崩し、ゴールキーパーの右膝に前頭部をぶつけ負傷。（中学校管理下） ウ バスケットボール部の活動中、ゴール下でボールの取り合いになった生徒同士がぶつかり、右眉横の切創と左こめかみの打撲。（中学校管理下） 3 各学校への事故防止の指導 (1) 交通事故防止について 学校管理（内・外）を含めた事故発生状況を踏まえ、児童・生徒に対し正しい交通マナーを具体的に指導するとともに、家庭等へ注意喚起を促し、未然防止に努める。 (2) 学習活動における事故防止について 学習道具の正しい使い方、学習環境の整え方、怪我の防止についての指導を図り、事故の未然防止に努める。 (3) 休憩時間、放課後等における事故防止について 校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止についての指導を図り、運動器具等の定期的な点検・整備による安全対策の推進に努める。
今後の方針	いじめや不登校等の未然防止と早期発見・早期解決に向けた取り組みにおいて、家庭訪問等による実態把握、教育相談・生徒会活動・学級委員会等による早期対応を図り、未然防止を図る。

学校事故状況

平成28年2月分（児童・生徒）

教育指導室

内 訳		管 理 下			管 理 外		合 計
		幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	
交 通 事 故	自転車・バイク						
	歩行者・キックボード		2	1			3
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫		1				1
	裂傷・打撲・暴行						
	火傷・熱傷						
	歯目鼻耳等の損傷		1				1
	発症・発作・火傷						
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故（学校行事含む）	骨折・脱臼・捻挫						
	裂傷・打撲・暴行			1			1
	歯目鼻耳等の損傷		1	1			2
	発症・発作・火傷						
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫						
	歯目鼻耳等の損傷						
暴力・暴行傷害事件							
家出・外泊・行方不明							
窃盗・万引き・恐喝							
対教師暴力							
火災・火傷・火遊び							
その他・地域での怪我							
死 亡	病 死						
	事 故 死						
合 計			5	3			8

（施 設）

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計	0	0	0	

教 育 委 員 会 報 告

平成28年3月14日

件 名	足立区待機児童解消アクション・プランの整備内容の変更について																																										
所管部課名	子ども家庭部 待機児ゼロ対策担当課																																										
内 容	平成27年8月に改定した「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づき保育施設の整備を進めているが、公募の応募状況及び計画地域外の需要の状況から、以下のとおり整備計画を見直す。 1 変更内容 (1) 千住地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>従前計画</th><th>開設時期</th><th></th><th>変更後</th><th>開設時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可保育所 (千住)</td><td>平成29年4月</td><td>→</td><td>認可保育所(千住) 1か所追加 (1か所→2か所)</td><td>平成29年4月</td></tr> </tbody> </table> 千住大橋の大規模開発による保育需要増及び既存施設の廃業予定があるため、平成29年4月開設予定の認可保育所(定員85人程度) 1か所を追加整備する。 (2) 加平地域、東和地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>従前計画</th><th>開設時期</th><th></th><th>変更後</th><th>開設時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模保育 (加平)</td><td>平成29年4月</td><td>→</td><td>認可保育所(北綾瀬駅周辺)に変更。</td><td>平成29年4月 ～平成30年4月</td></tr> <tr> <td>小規模保育 (東和)</td><td>平成29年4月</td><td>→</td><td>認可保育所(東和・中川)に変更。</td><td>平成29年4月 ～平成30年4月</td></tr> </tbody> </table> 平成27年10月の待機児童数から綾瀬地域で整備計画を上回る需要増加が見られ、今後も周辺地域で複数のマンションの建設計画があることから、小規模保育2か所について施設種別を変更し、平成29年4月から30年4月までのできるだけ早い時期に開設予定の認可保育所として整備する。 (3) 小台地域、興野・本木地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th>従前計画</th><th>開設時期</th><th></th><th>変更後</th><th>開設時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可保育所 (小台)</td><td>平成29年4月</td><td rowspan="2">→</td><td>認可保育所(江北) ※アクション・プランで計画済み。</td><td>平成30年4月</td></tr> <tr> <td>小規模保育 (興野・本木)</td><td>平成28年4月</td><td>認可保育所(扇)に変更。</td><td>平成30年4月</td></tr> </tbody> </table> 募集対象地域に適した物件がなく、公募が不調となったため、同地域の公募は取りやめ、計画済みの江北地域の認可保育所に加え、新規で扇地域に認可保育所を1か所整備し、需要に対応する。小台地域については、平成28年4月の待機児童状況を踏まえ、更に整備が必要な場合は(5)の小規模保育を整備する。				従前計画	開設時期		変更後	開設時期	認可保育所 (千住)	平成29年4月	→	認可保育所(千住) 1か所追加 (1か所→2か所)	平成29年4月	従前計画	開設時期		変更後	開設時期	小規模保育 (加平)	平成29年4月	→	認可保育所(北綾瀬駅周辺)に変更。	平成29年4月 ～平成30年4月	小規模保育 (東和)	平成29年4月	→	認可保育所(東和・中川)に変更。	平成29年4月 ～平成30年4月	従前計画	開設時期		変更後	開設時期	認可保育所 (小台)	平成29年4月	→	認可保育所(江北) ※アクション・プランで計画済み。	平成30年4月	小規模保育 (興野・本木)	平成28年4月	認可保育所(扇)に変更。	平成30年4月
従前計画	開設時期		変更後	開設時期																																							
認可保育所 (千住)	平成29年4月	→	認可保育所(千住) 1か所追加 (1か所→2か所)	平成29年4月																																							
従前計画	開設時期		変更後	開設時期																																							
小規模保育 (加平)	平成29年4月	→	認可保育所(北綾瀬駅周辺)に変更。	平成29年4月 ～平成30年4月																																							
小規模保育 (東和)	平成29年4月	→	認可保育所(東和・中川)に変更。	平成29年4月 ～平成30年4月																																							
従前計画	開設時期		変更後	開設時期																																							
認可保育所 (小台)	平成29年4月	→	認可保育所(江北) ※アクション・プランで計画済み。	平成30年4月																																							
小規模保育 (興野・本木)	平成28年4月		認可保育所(扇)に変更。	平成30年4月																																							

(4) 中央本町地域

従前計画	開設時期		変更後	開設時期
認可保育所 (青井駅周辺)	平成29年4月	→	認可保育所(中央本町)に変更。	平成29年4月
小規模保育 (中央本町)	平成28年4月			

募集対象地域に適した物件がなく、公募が不調となったため、認可保育所の募集地域を一部拡大し、平成29年4月までの整備を図る。また、平成28年4月の待機児童状況を踏まえ、更に整備が必要な場合は(5)の小規模保育を整備する。

(5) 小規模保育の整備について

平成28年4月の待機児童状況を踏まえ、整備が必要な地域に平成29年4月開設予定の小規模保育2か所を整備する。

2 変更後の年度別整備数 28～29年2年間で930人分の新規整備

年度	整備数	定員
28年度	認可保育所 6施設 (千住×2、六町、中央本町、加平、東和・中川) 認証保育所 2施設 (千住、西新井駅周辺) 小規模保育 2施設 (未定)	560
29年度	認可保育所 5施設 (扇、六町、西新井、舎人、江北) 認証保育所 1施設 (保木間) 小規模保育 2施設 (竹の塚、新田一丁目)	370

3 平成28年度整備スケジュール

平成28年2月 認可保育所(平成29年4月開設分) 公募
 3月 選定審査会⇒事業者選定
 5月 待機児童数の算出(平成28年4月分)
 7～8月 小規模保育・認証保育所(平成29年4月開設分)

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件名	保育所・幼稚園等の利用者負担軽減（幼児教育無償化）について		
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課、子ども家庭課		
内 容	国から、平成28年度より実施予定の保育所・幼稚園等の利用者負担軽減（幼児教育無償化）に関する方針が示された。 ついては、概要及び現在の対応状況を、以下のとおり報告する。		
	1 多子世帯の保育料負担軽減対象者		
	(1) 対象		
	年収約360万円未満の世帯 (区民税所得割課税額77, 100円以下の世帯を想定)		
	(2) 内容		
	多子軽減に係る年齢制限を撤廃 第2子半額、第3子以降無償化を完全実施		
		現行制度	改正後
	1号認定	小学校3年生まで	年齢制限撤廃
	2・3号認定	小学校就学前まで	
	2 ひとり親世帯等の保育料負担軽減		
(1) 対象			
年収約360万円未満のひとり親等の世帯 (区民税所得割課税額77, 100円以下の世帯を想定)			
(2) 内容			
ひとり親世帯等の保育料を第1子半額、第2子以降を無償化			
	現行制度	改正後	
第1子	軽減措置なし	半額	
第2子	半額	無償	
第3子以降	無償		
3 幼稚園について			
幼稚園についても上記1・2に基づき、保護者補助金を増額すること とで、実負担(=保育料-補助金)を半額または無償とする。			

	4 対応状況 現在、内閣府からは概要のみ示されている。具体的な内容が示された後、遅滞なく対応できるよう、システムの改修などを想定して準備を進めている。
今後の方針	4月の保育料算定に対応する必要があるため、国から政令・通知等が発出され次第、直ちに具体的な作業に着手する。

教 育 委 員 会 報 告

平成28年3月14日

件名	平成28年4月分保育施設利用調整結果（第一次）について						
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て支援課						
内 容	認可保育所・認定こども園・小規模保育・家庭的保育（保育ママ）・足立区認定保育ママにおける保育施設利用調整の結果について、以下のとおり報告する。						
	1 前年度利用調整結果との対比（第一次分）						
		募集数		申請数		不承諾数	
	28年4月分	2,883人		4,431人		1,752人	
	27年4月分	2,692人		4,315人		2,022人	
	前年比	191人		116人		▲270人	
	※上記人数には、在園児の転園、区外からの入園等を含む。						
	2 利用調整後の空き状況（年齢別）						
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
	28年4月分	103人	128人	74人	47人	221人	573人
27年4月分	142人	148人	73人	49人	210人	622人	
前年比	▲39人	▲20人	1人	▲2人	11人	▲49人	
3 利用調整後の空き状況（施設種別）							
	認可保育所	認定こども園	小規模保育	家庭的保育	計		
28年4月分	278人	13人	100人	182人	573人		
27年4月分	240人	43人	124人	215人	622人		
前年比	38人	▲30人	▲24人	▲33人	▲49人		
4 利用調整の状況							
(1) 不承諾数は、前年比270人減の1,752人となった。							
(2) 空き状況は、前年比49人減の573人となった。年齢別では0歳児・1歳児、施設種別では認定こども園、小規模保育、家庭的保育において、ミスマッチの解消が進んだ。							
今後の方針	利用調整の結果、保育施設にまだ多くの空きが生じていることから、引き続き利用調整を実施していく。 待機児の人数については、5月頃までに確定させる。						

教 育 委 員 会 報 告

平成28年3月14日

件 名	足立区子ども施設指定管理者の評価結果について								
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課、子ども家庭課								
内 容	平成26年度の子ども施設指定管理者の業務について、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会（以下、「審査会」という。）による評価を行ったので、以下のとおり報告する。 1 審査会委員の構成 <table> <tr> <td>(1) 学識経験者</td><td>4名</td></tr> <tr> <td>(2) 区内関係団体の代表者</td><td>2名</td></tr> <tr> <td>(3) 区職員</td><td>3名</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>9名</td></tr> </table> 2 審査会開催日時 平成28年1月29日（金） 午前9時 3 業務評価の内容 (1) 評価目的 指定管理者の業務を適切に検証し、評価することにより、各子ども施設における利用者サービス向上を図ることを目的とする。 (2) 評価方法 「指定管理者制度に関する基本的な考え方について」に基づき評価シートを作成し実施した。なお、委員の各評価点の平均点（小数点第2位四捨五入）を審査会評価点とした。 ①指定管理者による自己評価 ②担当課による実地調査・ヒアリング等に基づく評価 ③審査会による評価 【評価基準】 A：24点以上、B：18点以上24点未満、 C：18点未満	(1) 学識経験者	4名	(2) 区内関係団体の代表者	2名	(3) 区職員	3名	合 計	9名
(1) 学識経験者	4名								
(2) 区内関係団体の代表者	2名								
(3) 区職員	3名								
合 計	9名								

	4 各施設の評価結果等				
	No.	施設名称	指定管理者	評価点	評価結果
	①	やよい保育園	社会福祉法人江北会	21.1	B
	②	さつき保育園	社会福祉法人江北会	22.4	B
	③	せきや保育園	社会福祉法人桑の実会	24.0	A
	④	青井保育園	社会福祉法人からしだね	23.8	B
	⑤	東保木間保育園	社会福祉法人高砂福祉会	24.3	A
	⑥	谷在家保育園	社会福祉法人わかば会	23.6	B
	⑦	伊興大境保育園	社会福祉法人高砂福祉会	22.6	B
	⑧	新田さくら保育園	社会福祉法人じろう会	22.8	B
	⑨	水神橋保育園	社会福祉法人あだちの里	23.6	B
	⑩	千住保育園	社会福祉法人太陽会	25.0	A
	⑪	竹の塚保育園	株式会社 ベネッセスタイルケア	22.1	B
	⑫	新田おひさま保育園	社会福祉法人太陽会	25.1	A
	⑬	青井おひさま保育園	社会福祉法人水の会	24.2	A
	⑭	新田三丁目なかよし 保育園	社会福祉法人 南流山福祉会	22.8	B
	※ 各施設の評価の詳細は、別添のとおり				
	5 公表				
	(1) 方法 足立区ホームページ				
	(2) 日程 平成28年3月下旬予定				
今後の方針	評価結果については、指定管理者へ通知し、ホームページに公表する。 来年度については、事前に説明会を開き、指定管理者評価についての理解を深め、評価の精度を上げていく。				

採点結果一覧表【詳細版】

H28. 1. 29

番号	審査項目	満点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			やよい	さつき	せきや	青井	東保木間	谷在家	伊興大境	新田さくら	水神橋	千住	竹の塚	新田 おひさま	青井 おひさま	新田三丁目 なかよし
1	施設の保守点検	3	2.1	2.5	1.9	2.0	2.2	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.5	2.0	1.7
2	施設の清掃等	3	1.9	2.7	2.7	1.6	2.5	2.2	2.2	2.7	2.0	2.1	2.2	2.0	2.4	2.7
3	備品の保守点検	3	2.3	2.2	1.9	2.0	2.2	2.4	2.0	2.3	2.0	2.2	1.7	2.0	2.0	2.0
4	人材育成の取り組み（保護者対応）	3	2.0	2.0	2.4	2.1	2.9	2.3	2.1	1.5	2.0	2.1	2.0	1.8	1.9	1.3
平均点（小数点第2位四捨五入）		3	2.1	2.4	2.2	1.9	2.5	2.2	2.1	2.1	2.0	2.1	2.0	2.1	2.1	1.9
5	施設・設備の安全性の確保	3	2.6	2.1	2.5	2.8	2.4	2.4	2.1	1.3	2.8	1.7	2.0	－	2.8	2.9
6	防災への配慮	3	2.0	1.9	2.0	2.5	2.1	2.4	2.1	2.0	2.0	2.9	2.0	2.4	2.0	2.0
7	防犯への配慮	3	2.0	2.0	2.0	2.0	2.9	2.0	2.8	2.0	2.0	2.0	2.0	2.8	2.3	2.0
8	事故への対応	3	2.0	2.0	2.8	2.0	2.8	2.0	2.0	2.0	2.0	2.8	2.0	2.8	2.6	2.0
平均点（小数点第2位四捨五入）		3	2.2	2.0	2.3	2.3	2.6	2.2	2.3	1.8	2.2	2.4	2.0	2.7	2.4	2.2
9	個人情報保護の取り組み	3	1.9	1.3	2.3	3.0	2.0	2.4	2.1	1.8	2.0	2.4	2.1	2.5	2.0	2.0
10	個人情報事故への対応	3	3.0	2.9	2.9	3.0	1.6	2.9	2.9	2.8	2.9	2.9	1.1	2.9	2.9	2.9
11	各種法令等の遵守	3	2.0	2.0	2.0	2.8	2.0	2.8	2.5	2.0	2.5	2.4	2.0	2.0	2.0	2.0
平均点（小数点第2位四捨五入）		3	2.3	2.1	2.4	2.9	1.9	2.7	2.5	2.2	2.5	2.6	1.7	2.5	2.3	2.3
12	当期末支払資金残高の保有状況	3	2.0	1.1	2.0	2.0	2.0	3.0	1.0	2.0	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0
13	適正な資金貸付	3	3.0	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
14	適正な本部繰入	3	1.3	1.1	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
平均点（小数点第2位四捨五入）		3	2.1	1.7	2.6	2.7	2.7	3.0	2.3	2.7	3.0	2.7	2.7	2.7	2.7	3.0
15	職員の保護者・地域への対応	6	4.0	5.8	5.8	6.0	6.0	5.8	4.0	6.0	6.0	6.0	5.8	6.0	6.0	6.0
16	事業内容	6	4.1	5.8	5.8	6.0	6.0	5.8	5.8	5.9	6.0	6.0	5.8	6.0	4.0	6.0
17	施設に関すること	6	5.8	5.8	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	5.8	6.0	6.0	6.0
18	苦情・要望対応	6	2.5	4.0	4.0	4.0	6.0	3.9	4.0	4.0	4.0	4.3	3.8	4.0	4.0	4.0
19	利用者アンケートの活用	6	3.8	4.0	5.8	4.3	4.0	3.9	4.2	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	4.0	4.3
平均点（小数点第2位四捨五入）		6	4.0	5.1	5.5	5.3	5.6	5.1	4.8	5.5	5.6	5.6	5.4	5.6	4.8	5.3
20	保育環境	6	4.3	4.9	4.0	4.3	4.5	4.0	4.8	4.0	4.0	4.0	4.0	5.3	4.0	4.0
21	保育内容	6	4.0	5.0	5.6	4.9	5.0	4.0	4.0	5.0	4.0	5.0	4.0	5.0	4.7	4.0
22	保育・教育の取り組み	6	4.0	4.9	4.0	4.3	4.0	4.3	4.0	4.0	4.0	4.3	4.9	4.0	5.3	3.5
23	食事指導	6	4.0	4.6	4.7	4.0	4.3	4.8	4.0	4.0	4.0	4.7	4.0	4.0	4.3	4.0
平均点（小数点第2位四捨五入）		6	4.1	4.9	4.6	4.4	4.5	4.3	4.2	4.3	4.0	4.5	4.2	4.6	4.6	3.9
24	園児の健康管理	6	4.6	4.8	4.6	4.0	5.1	4.4	4.4	4.5	4.5	5.0	4.0	5.4	5.0	4.7
25	保育衛生管理	6	4.3	4.8	4.0	4.0	4.0	4.3	4.0	4.0	4.8	4.6	4.0	4.0	5.3	4.0
26	調理衛生管理	6	4.0	4.0	4.0	4.0	4.3	4.0	5.0	4.0	4.0	5.8	4.0	5.0	5.7	4.0
27	安全管理	6	4.2	3.2	4.9	5.2	4.5	3.8	4.2	4.3	3.7	5.0	4.4	5.0	5.0	4.0
平均点（小数点第2位四捨五入）		6	4.3	4.2	4.4	4.3	4.5	4.1	4.4	4.2	4.3	5.1	4.1	4.9	5.3	4.2
満点			30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
得点			21.1	22.4	24.0	23.8	24.3	23.6	22.6	22.8	23.6	25.0	22.1	25.1	24.2	22.8
評価			B	B	A	B	A	B	B	B	B	A	B	A	A	B

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	小規模保育事業の設置者変更について																		
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課、待機児ゼロ対策担当課																		
内 容	小規模保育施設 SAKURA 保育園 3 施設について、一般社団法人東京保育協会から社会福祉法人慈光明徳会に設置者を変更する旨の申し出があった。新設置者を小規模保育事業者として、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく認可・確認を行うこととしたので、以下のとおり報告する。 1 設置者 (1) 現設置者 一般社団法人東京保育協会（中央区新川 1-24-1 4 階） 理事長 坂本 圭隆 (2) 新設置者 社会福祉法人慈光明徳会（熊本県球磨郡湯前町上里 1962-1） 理事長 藤岡 洋子 2 変更日 平成 2 8 年 4 月 1 日 3 対象施設 (1) SAKURA 保育園 竹の塚 ① 施設種別 小規模保育事業 A 型 ② 施設所在地 竹の塚一丁目 1 2 番 1 1 号 ③ 認可定員 <table border="1"> <tr> <td>0 歳児</td><td>1 歳児</td><td>2 歳児</td><td>合計</td></tr> <tr> <td>6 人</td><td>6 人</td><td>7 人</td><td>19 人</td></tr> </table> (2) SAKURA 保育園 西新井 ① 施設種別 小規模保育事業 A 型 ② 施設所在地 関原三丁目 4 3 番 4 号 細川ビル 1 階 ③ 認可定員 <table border="1"> <tr> <td>0 歳児</td><td>1 歳児</td><td>2 歳児</td><td>合計</td></tr> <tr> <td>5 人</td><td>6 人</td><td>6 人</td><td>17 人</td></tr> </table>			0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計	6 人	6 人	7 人	19 人	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計	5 人	6 人	6 人	17 人
0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計																
6 人	6 人	7 人	19 人																
0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計																
5 人	6 人	6 人	17 人																

	(3) SAKURA 保育園 綾瀬 ① 施設種別 小規模保育事業A型 ② 施設所在地 綾瀬四丁目6番5号 ③ 認可定員 <table><tr><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>合計</td></tr><tr><td>6人</td><td>6人</td><td>7人</td><td>19人</td></tr></table> 4 設置者変更にあたっての確認事項 (1) 3施設ともに、施設名、施設設備、運営方針、保育内容等を現状のまま引継ぐことを確認した。 (2) 3施設ともに、園の職員の雇用継続及び法人内の異動により、職員数を確保していることを確認した。 (3) 3施設ともに、在園児童は引き続き在園可能である。 (4) 譲受者は財務診断でB評価(※1)を受けており、経営について問題ないことを確認した。 ※1 財務診断の評価 A評価：非常に良好、B評価：良好、C評価：やや不安、D評価：不安	0歳児	1歳児	2歳児	合計	6人	6人	7人	19人
0歳児	1歳児	2歳児	合計						
6人	6人	7人	19人						
今後の方針	4月1日から施設が保育をスムーズに継続できているか、巡回等により確認し、必要に応じて運営や保育等の支援を行う。								

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	区立保育園の運営事業者の公募について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	区立保育園については、民営化計画により年度毎に対象園を定め、計画的に進めている。平成 3 0 年 4 月の民営化について、次のとおりとするので報告する。 1 平成 3 0 年の民営化の考え方について 民営化対象園は、沼田保育園、大谷田第二保育園、弘道保育園、本木東保育園の 4 園であるが、沼田保育園と大谷田第二保育園の 2 園については、区が U R 都市再生機構の土地を使用貸借しており、U R との調整期間が必要であるため、区有地に設置する他園に先行し、平成 2 8 年 3 月と 5 月にそれぞれ以下の手法で公募する。 また、指定管理者が運営している東保木間保育園については、指定期間の 1 0 年間を経過するため、大谷田第二保育園の公募とあわせて 2 期目の再公募を行う。 2 計画における平成 3 0 年度民営化対象保育園と民営化手法 (1) 沼田保育園（現在定員：1 3 2 名） 所在地：江北六丁目 2 9 番 1 号（単独施設） 手 法：事業者が U R 都市再生機構の土地を賃借し、建物を新設する。 (2) 大谷田第二保育園（現在定員：1 1 6 名） 所在地：大谷田一丁目 1 番 9 － 1 0 1 号（U R 住宅併設） 手 法：事業者が U R 都市再生機構の土地を賃借する。建物（区所有）は無償譲渡する。 3 指定管理者の再公募を行う保育園 東保木間保育園（現在定員：1 0 2 名） 所在地：東保木間一丁目 2 5 番 2 － 1 0 1 号 （都営東保木間アパート内） 4 民営化の理由 (1) 充実した保育サービスの提供 午前 7 時から午後 8 時 3 0 分までの延長保育、1 2 月 2 9 日・3 0 日の年末保育が可能になる。園児定数増等、保育サービスが充実する。 (2) 運営経費の削減 民間ノウハウの活用によって施設運営の効率化が図られ、運営経費を削減することができる。

	5 スケジュール（予定）			
	園名	沼田	大谷田第2	東保木間
	保護者・住民説明会	28年3月	28年4月	
	公募開始	3月	5月	
	運営予定事業者決定	6月	8月	
	引継ぎ保育開始	29年4月		
	民間事業者による運営開始	30年4月		
今後の方針	保護者や近隣住民に向けて、民営化及び指定管理者が行う保育園運営への理解を得るため、保護者説明会を開催する。			

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	特別支援教室の教員配置及び呼称等について
所管部課名	子ども家庭部 こども支援センターげんき
内 容	平成 2 8 年度より特別支援教室を導入する 2 3 校の教員配置、巡回及び呼称について、以下のとおり報告する。 1 教員配置及び巡回の考え方について（別紙 1 0、1 1 のとおり） 平成 2 8 年度の導入校に、特別支援教室担当の教員を各 1 名配置する。 これにより、特別支援教室を利用する児童の状況を担当教員がより詳細に把握し、またクラス担任の教員との連携を密にし、更に教育の効果を高めていく。 また、各校に配置される特別支援教室担当の教員への研修の機会を十分に確保する必要がある、年度当初の研修のほか、毎週火曜日の午後を研修等の時間とするなど、充実を図る。 2 「特別支援教室」の呼称について 教員及び教育委員会事務局職員による特別支援教室検討委員会において検討し、これまで通級既設 3 校が使用し、親しまれている呼称「コミュニケーションの教室」を引き続き使用することとした。 また、加えて各校でも愛称を定め「コミュニケーションの教室〇〇〇」とする。
今後の方針	今後も、円滑な導入に向け、「巡回指導教員」及び「特別支援教室指導教員」（区非常勤）が適切に配置されるよう、関係所管と密に連携を図っていく。

平成28年度 特別支援教室巡回指導教員配置について

平成28年度の導入校に、各1名巡回指導教員を配置。

辰沼小、保木間小、鹿浜五色桜小に、通級利用児童数に応じ教員を配置。

(下記通級教員数は現時点での想定であり、今後の児童数の推移により変化する見込み。)

巡回指導教員は、指導内容や児童数等に応じ、配置校から他校に巡回し、指導を行う。

○原則、児童数10名につき1名の巡回教員を配置する。(児童数や各状況に応じ、調整する)

○巡回指導等の指導方法は、各グループを単位とし利用児童数、発達障がい の程度等を鑑み、各ブロックで計画する。

○毎週、火曜日及び水曜日の午後は、巡回指導を行わない。(研修、会議、打合せ等を実施する)

	小学校	教室教員
1ブロック	千寿桜	1
	千寿双葉	1
	千寿	1
	千寿常東	1
	千寿本町	1
	千寿第八	1
		6

	小学校	教室教員	通級教員
10ブロック	保木間	1	約7名を想定
	中島根	1	
	渕江第一	1	
	竹の塚	1	
	渕江	1	
	西保木間	1	
		6	約7名を想定

	小学校	教室教員	通級教員
7ブロック	辰沼	1	約5名を想定
	中川北	1	
	六木	1	
	中川東	1	
	中川	1	
		5	約5名を想定

	小学校	教室教員	通級教員
12ブロック	鹿浜五色桜	1	約7名を想定
	皿沼	1	
	鹿浜第一	1	
	鹿浜西	1	
	北鹿浜	1	
	新田	1	
		6	約7名を想定

平成28年度 特別支援教室巡回の考え方

別紙 1 1

※1校1名配置、3校を1グループを想定している。 例) ①の学校にA教員が所属。

※巡回方法や組合せ、指導形態等は、児童の実態に応じて変更する。

※毎週、火曜日の午後は研修や打合せの時間、水曜日は、各所属校での勤務（会議等の出席）とする。

【パターン1】 2名の巡回教員で小集団活動等を行い、1名の巡回教員は、自校での個別や入り込み指導を実施

曜日	月			火			水			木			金		
指導時間	6H			4H			4H			6H			6H		
勤務校	①A	②B	③C	①A	②B	③C	①A	②B	③C	①A	②B	③C	①A	②B	③C
学習形態	小集団		個別	個別	小集団		小集団		個別		個別	小集団	個別	小集団	
午前 (4H)	A B		C	A	B C		A B		C		B	A C		A B C	
午後 (2H)	A B		C	巡回指導 教員打合せ			所属校勤務				B	A C	A	B C	

【パターン2】 3名の巡回教員が小集団活動、個別指導や入り込み指導等を実施。

曜日	月			火			水			木			金		
指導時間	6H			4H			4H			6H			6H		
勤務校	①A	②B	③C	①A	②B	③C	①A	②B	③C	①A	②B	③C	①A	②B	③C
午前 (4H)	A B C				A B C		A B C					A B C		A B C	
午後 (2H)	A B C			巡回指導 教員打合せ			所属校勤務					A B C			A B C

教 育 委 員 会 報 告

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	スクールソーシャルワーカーの配置について
所管部課名	子ども家庭部 こども支援センターげんき
内 容	平成 2 7 年度は、統括スクールソーシャルワーカー（統括 S S W） 3 名を配置し、小学校 5 校及び中学校 2 校でモデル事業を行い、学校との連携を進め、様々なケースへの支援を行ってきた。また、併せて統括 S S W によるマニュアル作成など、本格導入に向け準備を行ってきたところである。 これを踏まえ、平成 2 8 年度より以下のとおり S S W を配置する。 1 平成 2 7 年度配置した統括 S S W 3 名に加え、平成 2 8 年度から、S S W 6 名を新たに配置する。 統括 S S W は、各々 2 名の S S W を指導・育成するほか、S S W とともに困難ケースの対応を行う。 2 平成 2 8 年度対象校は別紙 1 2 のとおり 5 2 校（小学校 3 5 校、中学校 1 7 校） 別紙 1 2 のとおり、5 2 校を 6 グループに分け、各グループに 1 名のスクールソーシャルワーカーを配置、各グループの拠点校を中心に、各校からの依頼を受けて活動する。 3 平成 2 8 年度対象校以外の学校から、緊急を要する重大なケース等について依頼があった場合は、別途対応する。 4 平成 2 8 年度の状況を踏まえながら、全区展開の準備を進める。
今後の方針	今後も、より効果的な事業展開に向け、関係所管と密に連携を図っていく。

平成28年度 SSW配置校について(案)

配置の方針

- ①28年度は下記のとおり52校(小35校、中17校)をSSWの対象とする。
(27年度のモデル校を含むグループは、28年度も継続配置。)
- ②52校を6グループに分け各グループにSSWを1名配置。
グループ内の中学校1校を拠点校とし、グループ内の学校からの依頼を受け対応する。
なお3名の統括SSWは、それぞれ2名のSSWを指導育成、2グループの活動を統括する。
- ③他の学校から緊急を要するケース等について依頼があった場合は、別途対応する。

グループ	拠点校	依 頼 派 遣 対 応 校								
1	花畑中	湊江中	花畑北中	花畑第一小	花畑小	湊江小	湊江第一小	花西小	桜花小	
2	六月中	東島根中	栗島中	中島根小	保木間小	平野小	栗島小	東栗原小		
3	第十一中	第四中	青井中	加平小	弘道第一小	青井小	足立小	弘道小	弥生小	
4	竹の塚中	第十四中	西保木間小	竹の塚小	東伊興小	西伊興小	栗原北小			
5	蒲原中	第十二中	東綾瀬中	綾瀬小	東湊江小	中川東小	大谷田小	長門小	北三谷小	東綾瀬小
6	加賀中	西新井中	葉の花中 28統合	鹿浜五色桜	西新井第二小	皿沼小	鹿一小	北鹿浜小	鹿浜西小	

教 育 委 員 会 報 告

平成28年3月14日

件 名	きかせて子育て訪問事業の委託に係る公募型プロポーザルの実施について																						
所管部課名	子ども家庭部 こども支援担当課																						
内 容	出産・育児不安や孤立感から親が養育困難や児童虐待になることを防止するため、ボランティアを派遣し傾聴等を行う事業を平成28年度から実施する。 については、当該事業の委託に係る公募型プロポーザルを行う。 1 名 称 きかせて子育て訪問事業 2 対 象 者 妊婦及び小学校入学前までの子育てをしている保護者 3 支援内容 研修を受けたボランティアが訪問し、傾聴等を行う。 4 事業形態 訪問ボランティア（以下「きかせてサポーター」という。）の養成及びサービス利用の決定、きかせてサポーターの派遣等を事業者へ委託する。 5 契 約 （1）契約方法 プロポーザル方式による委託契約 （2）契約期間 3年間 （3）事業者選定スケジュール 28年3月下旬 個人情報審議会諮問 ー以下予定ー 3月31日 プロポーザル公募 4月20日頃 提案書提出者の選定 6月初旬 提案書審査・決定 6月中旬 委託開始・サポーター養成研修準備 8月 サポーター養成研修開始 9月 サービス開始 6 事業実施計画 （1）サポーター養成研修計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講定員</td><td>40</td><td>60</td><td>60</td></tr> </tbody> </table> （2）サポーター数及び支援件数の見込 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サポーター数</td><td>25</td><td>50</td><td>75</td></tr> <tr> <td>支援件数</td><td>25</td><td>60</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>			年度	28年度	29年度	30年度	研修受講定員	40	60	60	年度	28年度	29年度	30年度	サポーター数	25	50	75	支援件数	25	60	100
年度	28年度	29年度	30年度																				
研修受講定員	40	60	60																				
年度	28年度	29年度	30年度																				
サポーター数	25	50	75																				
支援件数	25	60	100																				
今後の方針	サポーターには傾聴等の技術とともに、個人情報を漏洩しないよう研修の充実を図っていく。また、児童虐待や養育に問題がある場合は、速やかにサポーターから専門相談につなぐなど関係機関と連携していく。																						

教 育 委 員 会 報 告

平成28年3月14日

件名	施設型こどもショートステイの定員拡充について				
所管部課名	子ども家庭部　こども支援担当課				
内 容	保護者が子どもの養育ができないとき宿泊で預かる「こどもショートステイ事業」について、施設型の定員を以下のとおり拡充する。				
	1　拡充理由				
	育児疲れを中心にショートステイの利用が増加しており、特に、土日祝日は厳しい状況から、土日を含んだ長期間の利用や緊急避難の利用が困難なため。				
	定員4名（最大6名）				
	施設型ショート		平日	土日祝日	全体
	26年度	利用日数	568日	421日	989日
		稼働率(定員4名換算)	57.9%	92.3%	68.8%
	27年度（4月～12月）	利用日数	505日	392日	897日
		稼働率(定員4名換算)	69.3%	108.8%	82.4%
	利用要件	育児疲れ	疾病	入院	その他
	26年度	47%	28%	12%	13%
	27年度	56%	15%	13%	16%
	2　増設する施設				
	現在ショートステイ施設を設置している児童養護施設に増設する。				
	【施設名】　児童養護施設　クリスマス・ヴィレッジ				
	【所在地】　足立区西新井本町4－13－16				
	3　増設する定員				
	現行　4名（最大6名）　変更後　8名（最大10名）				
	4　変更時期				
	平成28年9月				
今後の方針	利用にあたっては、申請時に利用者の状況を把握し、適切な利用に努めていく。				

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件名	平成27年度足立区育英資金秋期募集の採用結果について			
所管部課名	学校教育部 学務課			
内 容	1 募集期間 平成27年10月1日～11月30日			
	2 採用結果			
	(1) 高校生			
		募集人数	応募人数	採用人数
	通常枠	25名	20名	19名
特例枠	3名	4名	4名	
	※通常枠の1名は辞退。			
	(2) 大学生			
	募集人数	応募人数	採用人数	
通常枠	25名	7名	7名	
特例枠	3名	1名	1名	
今後の方針				

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件名	新制度に移行した私立幼稚園・私立認定こども園の利用定員変更について		
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課		
内 容	以下の施設に関する、次年度の園児数見込みに合わせた利用定員変更について報告する。		
	【新制度に移行した私立幼稚園】		
	園 名	変更前	変更後
	1 こだま幼稚園	210	240
	2 八千代幼稚園	160	150
	【私立認定こども園】		
	園 名	変更前	変更後
	1 西新井幼稚園	243	259
	2 キャッツ (東京白百合幼稚園)	91	85
	3 六町駅前保育園	65	67
変更日 平成28年4月1日			
今後の方針			

事業実施結果（2月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習センターほか	延べ 40人
	毎週水・土曜日（8回）	東京未来大 福祉保育専門学校	4人
星空くらぶ	7日（日）	ギャラクシティ	15人
Gユニ定例会	7日（日）	ギャラクシティ	9人
青少年対策地区委員会 会長連絡協議会	9日（火）	ギャラクシティ	23人
少連協創立50周年記念事業 第8回ドッジビー大会	11日（木）	総合スポーツセンター	231人
東京藝術大学連携 音楽教育支援活動	12日（金）	栗原北小学校	537人
	13日（土）	花保小学校 千寿桜小学校	557人 460人
あだち日曜教室	14日（日）	ギャラクシティ	46人
紙芝居講座	16日（火）	ギャラクシティ	16人
青少年問題協議会	17日（水）	庁舎ホール	50人
ジュニアリーダー スーパー研修会	20日（土）	ギャラクシティ	12人
ジュニアリーダー スーパー研修会	21日（日）	ギャラクシティ	20人
星空くらぶ プラネタリウム投影	27日（土）	ギャラクシティ	307人
科学ボランティア講座	27日（土）	ギャラクシティ	8人
星空観察ボランティア講座	27日（土）	ギャラクシティ	10人

事業実施予定（3月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習センターほか	延べ 40人
	毎週水・土曜日（9回）	東京未来大 福祉保育専門学校	40人
Gユニ定例会	2日（水）	ギャラクシティ	10人
あだち子ども百人一首大会	5日（土）	島根小学校	448人
星空くらぶ	6日（日）	ギャラクシティ	15人
ジュニアリーダー スーパー研修会	6日（日）	ギャラクシティ	30人
東京藝術大学連携 親子で打楽器体験	12日（土）	東京藝術大学	40人
あだち日曜教室	13日（日）	ギャラクシティ	50人
紙芝居講座	15日（火）	ギャラクシティ	10人
星空くらぶ プラネタリウム投影	26日（土）	ギャラクシティ	200人
科学ボランティア講座	26日（土）	ギャラクシティ	10人
星空観察ボランティア講座	26日（土）	ギャラクシティ	10人
キャンプの達人になろう	27日（日）	宮城ゆうゆう公園	20人

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	医療機関向け児童虐待防止講演会の開催について
所管部課名	子ども家庭部 こども支援担当課
内 容	足立区医師会との共催により、医療機関を対象とした児童虐待防止講演会を開催した。 1 内容 児童虐待の発見ポイント（医療機関従事者の視点）、通告義務と患者との信頼関係 等 2 講師 社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事長 松田 博雄 氏 3 対象 足立区医師会会員の医師と関係職員 4 日時 平成 2 8 年 2 月 1 7 日（水） 午後 7 時 3 0 分～午後 9 時 5 場所 足立区医師会館 3 階研修室 6 参加人数 3 3 名（内 医師 1 3 名）
今後の方針	

行事实施結果（2月1日～2月29日）

公益財団法人 足立区生涯学習振興公社

日 時	行 事 名	時 間	会 場	主催 別	参加人数
2/4（木）	小学校アウトリーチコンサート	9：40～10：25 10：45～11：30	江北小学校	主催	51 名
2/4（木）	放課後子ども教室 「新任スタッフ安全管理講習会」	10：00～11：30	こども支援センター げんき	主催	12 名
2/6（土）	コンサート in ミュージアム コンサート in 石洞美術館 ～土と火の織り成すスペインの熱情～	14：00～15：30	石洞美術館	主催	51 名
2/13(土) 2/14(日)	演奏家のためのアウトリーチ講座	各日とも 10：00～17：00	竹の塚地域学習センター	主催	34 名
2/16(火)	放送大学連携講座「食行動学」	10：00～12：00	生涯学習センター	主催	55 名
2/17(水)	おりがみサポーター交流会	10：00～11：30	生涯学習センター	主催	55 名
2/17(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	13：30～15：00	桜花小	共催	6 名
2/17(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14：40～16：30	鹿浜第一小	共催	11 名
2/19(金)	企業連携講座 東急ハンズ出張工作教室 「ハンズヒントクラブ」	14：45～16：15	東伊興小	共催	44 名

行事実施予定（3月1日～3月31日）

公益財団法人 足立区生涯学習振興公社

日 時	行 事 名	時 間	会 場	主催 別	参加予定人数 【定員】
3/2（水）	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	13：30～15：00	桜花小学校	共催	18 名
3/3（木）	マイタウンコンサート in 関原の森	14：00～15：00	関原の森 愛恵まちづくり記念館	主催	50 名
3/9（水）	放課後子ども教室 「新任スタッフ安全管理講習会」	10：00～11：30	生涯学習センター	主催	20 名
3/11（金）	企業連携講座 イワヤ株式会社「おもちゃ講座」	15：00～16：00	梅島小学校	共催	20 名
3/16（水）	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14：40～16：30	鹿浜第一小	共催	16 名
3/20（日）	足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 足立区少年軟式野球連盟主催 総合開会式	10：00～10：30	総合スポーツセンター	共催	2000 名
3/25（金）	第 50 回あだちアートリンクカフェ 「足立区から LIVE を発信し続ける男前 マスターたちの心意気」	18：30～20：00	カフェ・クレール	主催	30 名
3/27（日）	第 26 回足立ジュニア吹奏楽団 定期演奏会	14：00～16：15	庁舎ホール	共催	600 名

平成 28 年 第 3 回
教育委員会定例会
別冊資料

平成 28 年 3 月 14 日

第 24 号議案及び第 25 号議案の議案書、議案説明資料（この冊子）は、委員会終了後、回収させていただきます。

机上に置いたまま、ご退室ください。

第 2 4 号議案

足立区ギャラクシティ運営評価委員会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区ギャラクシティ運営評価委員会委員の委嘱について
足立区ギャラクシティ運営評価委員会委員を下記のとおり委嘱する。

記

1 被委嘱者

別紙のとおり

2 委嘱期間

平成 2 8 年 3 月 2 2 日から平成 3 0 年 3 月 2 1 日まで

(提案理由)

足立区こども未来創造館条例第 2 4 条の規定に基づき、足立区ギャラクシティ運営評価委員会委員を委嘱する必要があるので、この案を提出いたします。

足立区ギャラクシティ運営評価委員会委員名簿

任期：平成２８年３月２２日～平成３０年３月２１日まで

	氏 名	区 分 (専門分野)	役 職 等
1	みやた たかし 宮田 隆志	学識経験者 (天文)	東京大学大学院理学系研究科准教授
2	いけだ ゆきなり 池田 幸也	学識経験者 (ボランティア)	常磐大学コミュニティ振興学部学部長
3	いとく しやうご 井徳 正吾	学識経験者 (広報)	文教大学情報学部情報社会学科教授
4	こもり しんいち 小森 伸一	学識経験者 (こども体験)	東京学芸大学教育学部健康スポーツ科学講座准教授
5	いし みね えりこ 伊志嶺 絵里子	学識経験者 (文化ホール)	東京藝術大学音楽学部非常勤講師
6	はやし かつひこ 林 克彦	区民	石洞美術館学芸員兼事務局長
7	たなか のりかず 田中 則聡	区民	足立区立小学校PTA連合会副会長
8	おおばやし ひでお 大林 英夫	区民	足立区少年団体連合協議会副会長
9	かつくら しゅういち 勝倉 秀一	区民	一般公募
10	やまざき ちえ 山崎 千枝	区民	一般公募

以上 10 名

第 2 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区ギャラクシティ運営評価委員会委員の委嘱について																																														
所管部課名	子ども家庭部 青少年課																																														
内容	ギャラクシティではさらに魅力的な施設を目指し、足立区こども未来創造館条例第 2 4 条の規定に基づき、運営評価委員会を設置し運営に関する評価を毎年度実施している。前委員の任期満了に伴い、新たに下記の 1 0 名について運営評価委員会委員として委嘱する。 1 選任の方法 (1) 学識経験者 運営に関して重要な分野を専門とする学識経験者の中から、区内大学や関係大学・機関からの推薦等に基づき選任した。 (2) 区民（団体推薦） 区内青少年関係団体や区内文化関連施設からの推薦等に基づき選任した。 (3) 区民（公募） 区内在住在勤在学者の中から公募・選考を経て選任した。 2 委員予定者 <table><tr><td></td><td>氏 名</td><td>区 分 (専門分野)</td><td>役職等</td></tr><tr><td>1</td><td>みやた たかし 宮田 隆志</td><td>学識経験者 (天文)</td><td>東京大学大学院理学系研究科准教授</td></tr><tr><td>2</td><td>いけだ ゆきなり 池田 幸也</td><td>学識経験者 (ボランティア)</td><td>常磐大学コミュニティ振興学部学部長</td></tr><tr><td>3</td><td>いとく しょうご 井徳 正 吾</td><td>学識経験者 (広報)</td><td>文教大学情報学部情報社会学科教授</td></tr><tr><td>4</td><td>こもり しんいち 小森 伸一</td><td>学識経験者 (子ども体験)</td><td>東京学芸大学教育学部健康スポーツ科学講座准教授</td></tr><tr><td>5</td><td>い し みね えり こ 伊志嶺 絵里子</td><td>学識経験者 (文化ホール)</td><td>東京藝術大学音楽学部非常勤講師</td></tr><tr><td>6</td><td>はやし かつひこ 林 克彦</td><td>区民</td><td>石洞美術館学芸員兼事務局長</td></tr><tr><td>7</td><td>た な か のりかず 田中 則聡</td><td>区民</td><td>足立区立小学校 P T A 連合会副会長</td></tr><tr><td>8</td><td>おおばやし ひでお 大 林 英夫</td><td>区民</td><td>足立区少年団体連合協議会副会長</td></tr><tr><td>9</td><td>かつくら しゅういち 勝倉 秀 一</td><td>区民</td><td>一般公募</td></tr><tr><td>10</td><td>やまざき ち え 山崎 千枝</td><td>区民</td><td>一般公募</td></tr></table>				氏 名	区 分 (専門分野)	役職等	1	みやた たかし 宮田 隆志	学識経験者 (天文)	東京大学大学院理学系研究科准教授	2	いけだ ゆきなり 池田 幸也	学識経験者 (ボランティア)	常磐大学コミュニティ振興学部学部長	3	いとく しょうご 井徳 正 吾	学識経験者 (広報)	文教大学情報学部情報社会学科教授	4	こもり しんいち 小森 伸一	学識経験者 (子ども体験)	東京学芸大学教育学部健康スポーツ科学講座准教授	5	い し みね えり こ 伊志嶺 絵里子	学識経験者 (文化ホール)	東京藝術大学音楽学部非常勤講師	6	はやし かつひこ 林 克彦	区民	石洞美術館学芸員兼事務局長	7	た な か のりかず 田中 則聡	区民	足立区立小学校 P T A 連合会副会長	8	おおばやし ひでお 大 林 英夫	区民	足立区少年団体連合協議会副会長	9	かつくら しゅういち 勝倉 秀 一	区民	一般公募	10	やまざき ち え 山崎 千枝	区民	一般公募
		氏 名	区 分 (専門分野)	役職等																																											
	1	みやた たかし 宮田 隆志	学識経験者 (天文)	東京大学大学院理学系研究科准教授																																											
	2	いけだ ゆきなり 池田 幸也	学識経験者 (ボランティア)	常磐大学コミュニティ振興学部学部長																																											
	3	いとく しょうご 井徳 正 吾	学識経験者 (広報)	文教大学情報学部情報社会学科教授																																											
	4	こもり しんいち 小森 伸一	学識経験者 (子ども体験)	東京学芸大学教育学部健康スポーツ科学講座准教授																																											
	5	い し みね えり こ 伊志嶺 絵里子	学識経験者 (文化ホール)	東京藝術大学音楽学部非常勤講師																																											
	6	はやし かつひこ 林 克彦	区民	石洞美術館学芸員兼事務局長																																											
	7	た な か のりかず 田中 則聡	区民	足立区立小学校 P T A 連合会副会長																																											
	8	おおばやし ひでお 大 林 英夫	区民	足立区少年団体連合協議会副会長																																											
9	かつくら しゅういち 勝倉 秀 一	区民	一般公募																																												
10	やまざき ち え 山崎 千枝	区民	一般公募																																												
3 委嘱年月日	平成 2 8 年 3 月 2 2 日（任期は委嘱日から 2 年間）																																														

今後の方針	来館者数は順調に推移しているが、運営評価委員会の評価をふまえ、ギャラリーの運営をさらに充実したものとしていく。
--------------	--

第 2 5 号議案

足立区文化財保護審議会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区文化財保護審議会委員の委嘱について
足立区文化財保護審議会委員を下記のとおり委嘱する。

記

1 被委嘱者

安藤 義雄

小澤 弘

河上 一雄

黒津 高行

小泉 和子

佐藤 孝之

梶山 林繼

中川 美知子

星山 晋也

諸岡 勝

以上 1 0 名

2 委嘱期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

足立区文化財保護条例第 2 6 条の規定に基づき、足立区文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるので、この案を提出いたします。

第 2 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 8 年 3 月 1 4 日

件 名	足立区文化財保護審議会委員の委嘱について				
所 管 部 課 名	地域のちから推進部 地域文化課				
内 容	1 委嘱の理由 平成26・27年度文化財保護審議会委員の任期満了にともない、平成28・29年度の文化財保護審議会委員10名を以下により委嘱する。				
	2 主な内容 教育委員会の諮問に対し、文化財の保護及び文化財保護活動の育成に関する 重要事項を調査審議し、教育委員会に答申を行う。				
	3 被委嘱者				
		氏 名	担当分野	職 歴 等	備考
	1	あんどう よしお 安藤 義雄	郷土史	足立史談会名誉会長	更新
	2	おざわ ひろむ 小澤 弘	美術史	淑徳大学客員教授	更新
	3	かわかみ かずお 河上 一雄	民 俗	公益財団法人日本修学旅行協会理事長・顧問	更新
	4	くろつ たかゆき 黒津 高行	建 築	日本工業大学教授	更新
	5	こいずみ かずこ 小泉 和子	生活史	昭和のくらし博物館長	更新
	6	さとう たかゆき 佐藤 孝之	古文書	東京大学史料編纂所教授	更新
	7	すぎやま しげつぐ 榎山 林繼	考 古	国学院大学名誉教授	更新
	8	なかがわ みちこ 中川 美知子	区民代表	法務省人権擁護委員	更新
	9	ほしやま しんや 星山 晋也	仏像彫刻	早稲田大学名誉教授	更新
	10	もろおか まさる 諸岡 勝	金石文	埼玉県教育局市町村支援部 生涯学習文化財課 指定文化財保護担当主任専門員	更新
	4 委嘱年月日 平成28年4月1日				
5 任 期 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで					
今後の方針					

平成 27 年度
足立区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価
報告書（案）



足立区教育委員会

平成27年度
足立区教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書

目 次

1. 足立区教育委員会事務の点検・評価の概要	1
2. 点検・評価の流れ	2
3. これまでの小中一貫教育学校の取り組み・経過	3
4. 点検・評価報告書	11

1 足立区教育委員会事務の点検・評価の概要

(1) 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づいて、足立区教育委員会が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に必要な事項を定めることにより、区民への説明責任を果たし、効果的な教育行政を推進することを目的としています。

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検・評価の方法

教育委員会の権限に属する事務の点検・評価を行うにあたって、平成27年度は4人の教育委員が、導入後10年の節目を迎えた小中一貫教育学校の評価・検証を行いました。小中一貫教育学校である、興本扇学園と新田学園の意識調査や、学校長へのヒアリングを含め、対象校の現場視察・確認を行いました。

①平成27年度教育委員

小川 正人 教育長職務代理者

花岡 恵三 委員

小川 清美 委員

杉田 直子 委員

桑原 勉 委員（平成27年12月21日退任）

②平成27年度教育委員に意見をいただいた事業

小中一貫教育学校の取り組み

③教育委員の意見を踏まえ、教育委員会として今後の方針を盛り込んだ報告書を作成しました。報告書は足立区議会へ提出し、区民に公表します。

④教育委員による点検・評価を行う一方で、足立区の行政評価制度においても、自己評価各部の評価及び庁内評価委員会の評価や区民評価委員会による評価を行いました。

2 点検・評価の流れ（実施スケジュール）

日程	内容
4月23日（木）	教育委員協議会（教育委員による事務の点検・評価の今年度のあり方について）
5月14日（木）	事務局による対象事業候補の抽出 （小中一貫教育、待機児童解消事業）
5月28日（木）	教育委員会協議会 （教育委員による対象事業の決定）
10月29日（木）	教育委員協議会 （小中一貫教育学校勉強会）
11月19日（木）	教育委員による学校ヒアリング （興本扇学園、新田学園）
11月～1月	報告書の作成
1月22日（金）	教育委員協議会 （教育委員による報告書の説明）
2月8日（月）	総合教育会議にて中間報告
2月12日（金）	教育委員会協議会 （小中一貫教育学校の方向性協議）

3 これまでの小中一貫教育学校取り組み・経過

1 小学校と中学校の連携・接続の在り方における課題

*「義務教育に係る諸制度の在り方について」より(初等中等教育分科会の審議のまとめ)H17年1月

(1) 小学校・中学校間の接続面

いじめや不登校、校内暴力の件数は、中学校に入った途端に急激に増加している。また、学習内容に対する理解度も、小学校段階と中学校段階とでは大きな落差がある。これは、(中略)学習方法や指導原理の異なる新しい環境に入る際の移行が円滑に行われていないことも背景の一つである。

(2) 9年間を見通した指導面

教員自身も自らの属する学校種への帰属意識が強すぎ、他の学校種との交流が少ないことや、学校間での十分な情報交換が行われる機会が不足しており、前の学校での状況を踏まえて新しい学校に適応させていくための指導が不十分である。

2 足立区の小中一貫教育の目的

(1) 小学校から中学校への円滑な接続

従来の6・3制から発達段階に応じた4・3・2制とし、小学校と中学校間の接続を滑らかにすることにより、入学時の不安を軽減させ、不登校等の発生を未然に防ぐ。

(2) 確かな学力の向上

9年間を見通したカリキュラムと計画的・継続的な指導の実践により、基礎・基本の定着とともに意欲的・主体的な学習姿勢を身に付けさせ、確かな学力の向上を図る。

(3) 心の教育の充実

1～9年生までの幅広い異学年交流、体験的な活動を生かした道徳教育、国際コミュニケーション科での体験学習等を相互に補完・強化を図りながら、豊かな社会性と人間性の育成をする。

(4) 小中の教員間の連携による教育効果の向上

教科担任制による学習指導、小中教員間の合同研究・授業交流を行い、教育効果を高める。

3 足立区小中一貫教育校

(1) 興本扇学園

- ・平成18年4月開設
- ・施設併設型
- ・平成32年度：施設一体型予定

(2) 新田学園

- ・平成22年4月開設
- ・施設一体型
- ・平成25年第二校舎開設
- ・平成26年特別支援学級「さくら」開設



東校舎(興本小学校校舎)
1～4年



西校舎(扇中学校校舎)
5～9年



第一校舎(5～9年)



第二校舎(1～4年)

4 小中一貫教育校選定の理由

(1) 興本扇学園（興本小、扇中）

興本小学校と扇中学校の学区域が同じであり、以前から交流もあったこと（平成13年度に興本小40周年・扇中20周年の式典を合同実施）、生徒数の少ない扇中学校を存続させたい地域の思いが強かったことなど。

(2) 新田学園（新田小、新田中）

新田小学校と新田中学校の学区域が同じであること、新田小・中学校の老朽化に伴う改築の時期であったこと、集合住宅の建設による児童・生徒増への対応が必要であったことなど。

5 小中一貫教育学校の教育課程の特徴

(1) 国際コミュニケーション科

体験的、探求的、協働的な活動を通じて、問題解決能力やコミュニケーション能力を高める教育。自己の確立や国際人としての資質・能力を育てるため、国際理解の浸透や英語によるコミュニケーション活動を行う。

【柱立て】

- ①「英語によるコミュニケーション能力を高める学習」
- ②「国際理解を深める学習」
- ③「自らの生き方を考える学習」

(2) 国際コミュニケーション科の活動時間（通常の教育課程に追加）

小学校の教育課程表

「英語によるコミュニケーション能力を高める学習について、第1・2学年で年間10時数、第3学年から第6学年で年間35時数程度実施する」と明記

中学校の教育課程表

「7～9学年の英語によるコミュニケーション能力を高める学習について、各学年で年間15時数程度実施すると明記。

	1・2年	3・4年	5・6年	7年	8年	9年
「総合」現行の学習指導要領	0	105	110	70～100	70～105	70～130
特区認定	10	105	75 ※1	65	85	95
「総合」学習指導要領の改訂 (小は23年度、中は24年度)	0	70	105 ※2	65	85	105
特別の教育課程	10	95	105	65	85	105

※1 5・6年生は、選択教科を35時数とした。(国際コミュニケーション科と選択教科を合わせて、110時数)

6 小中一貫教育の取り組み

(1) 組織・人事

①学校経営方針

小中学校で経営方針を分けず、一つの経営方針のもとに学校経営を行っている。

②教育目標

小中一貫教育学校として、一つのエ育目標のもとに一本化している。

③校長の1名体制と複数副校長体制 一貫校（都）

東京都教育委員会の「東京都公立小・中学校教職員定数配当方針」では、小中一貫校を前提とした定数算定が行われていないが、興本扇学園は、校長1名・副校長3名、新田学園は、校長1名・副校長4名となっている。基準は、東京都教育庁より「23教人第380号 平成23年10月26日付」で示される。（下記）

つまり、「教育課程特例校の指定を受けていること」が「校長1名・副校長複数名」の配置を認められている理由である。

【23教人第380号】

2 特例的な配置

いわゆる小中一貫校を開設するにあたり、基本配置を変更する必要がある場合、当分の間、以下のとおり申請に応じて、協議の上、特例的な配置を認めることとする。

(1) 特例的な配置を認める条件

教育課程特例校（※）の指定を受けること。ただし、教育課程特例校の指定を受けない場合で、以下①、②のどちらかの条件を満たす場合には協議を行う。

※ 教育課程特例校とは、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、教育基本法や学校教育法の規定等に照らして、適切な範囲で、地域の特色を生かすために、文部科学大臣の認定を受け、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成する学校である。

①下記（2）①として協議を行う場合

- ア 当該学校の副校長の職務分担が明確であり、かつ3名配置すべき業務量がある
- イ 当該小中学校が同一の敷地内にある

②下記（2）②として申請を行う場合

- ア 当該学校の副校長の職務分担が明確であり、副校長を2名配置し、一般教諭を1名追加配置すべき業務量がある
- イ 当該小中学校が同一の敷地内にある

(2) 特例的な配置の内容

①管理職のみの特例的な配置

	校長	副校長	管理職計
小学校	校種の内訳は特に定めないが、別途協議		
中学校			
計	1	3以内	4以内

②管理職を1名減じ、一般教諭へ振り替え

	校長	副校長	管理職計	一般教諭	合計
小学校	校種の内訳は特に定めないが、別途協議				
中学校					
計	1	2	3	1	4

※なお、興本扇学園は施設併設型、新田学園は二校舎体制のため、副校長3名を次のように配置し、副校長のうち1名は全体を調整し、必要に応じて校長の職務代行等を担っている。

校長	└─	副校長（Ⅰ期担当 東校舎）
	└─	副校長（Ⅱ期担当 西校舎）
	└─	副校長（Ⅲ期担当 西校舎）

興本扇学園

校長	└─	副校長（Ⅰ期担当 第二校舎）
	└─	副校長（Ⅰ期担当 第二校舎）
	└─	副校長（Ⅱ期担当 第一校舎）
	└─	副校長（Ⅲ期担当 第一校舎）

新田学園

④小・中学校教員の兼務発令 一貫校（都）

兼務発令をすることで、免許法の枠内での相互乗り入れ授業に加えて、生活指導や部活動の指導等に取り組むことができるようになる。毎年度末（3月）に次年度から新たに小中一貫校に着任する教員について教職員課人事調整係より東京都に「教員等の兼務」を具申している。

（次年度に一貫校に異動する教員を明記）

⑤区の非常勤講師（外国人）の雇用

国際コミュニケーション科の英語活動の研究を始めるにあたり、外国人の区ステップアップ講師を雇用し、平成17・18・19年度は興本扇学園、平成20・21年度は新田学園に配置した。興本扇学園の平成20年度以降、新田学園の平成22年度以降は、外国人講師ではなく、日本人の英語講師を非常勤講師（区費）として配置した。

※平成22年度～26年度の間、興本扇学園・新田学園ともに、他の学校よりも副担任講師の時数を多くしており、その多くした時数分を英語講師で充てている分、外国語アドバイザー（区）を配置していない。※平成26年度から副担任講師は廃止

⑥区の非常勤講師（一貫校特別講師：週26時間）

小中一貫教育の研究のため、興本扇学園に週26時間の区非常勤講師（一貫校特別講師）を配置した。他校の区非常勤講師（ステップアップ講師）は週19時間が限度であったため、一貫校に特別に週26時間講師が配置していた。配置期間は、開設当初のみという約束であったが、平成21年度からは週26時間の一貫校特別講師は配置していない。（平成18・19年度2人、20年度1人）

（2）特色ある主な取り組み

①4・3・2制の実施 一貫校（区）

9年間でそれぞれⅠ期（1～4年）、Ⅱ期（5～7年）、Ⅲ期（8・9年）のまとまりに分け、各期における指導のねらいや重点を明確にする。発達段階に応じた計画的・継続的教育を推進し、義務教育修了時には、自ら意欲的に学ぶことができるようになるとともに、高い学力を身に付けさせることをめざす。

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
Ⅰ期				Ⅱ期			Ⅲ期	
＜学びの基本姿勢＞ 基礎・基本を繰り返して習熟を図る時期				＜意欲的な学習姿勢＞ 基礎・基本を生かして具体的なもので考える時期から論理的・抽象的思考へと移行する時期			＜主体的な学習姿勢＞ 基礎・基本を応用して論理的・抽象的思考を着実に 行う時期	
学級担任制						教科担任制		
一部教科担任制（興本扇のみ）								

②授業に関する主な取り組み

一単位授業時間

- 興本扇 : 1～4 学年を 45 分、5～9 学年を 50 分としている。
- 新田 : 1～6 学年を 45 分、7～9 学年を 50 分としている。

●授業研究 一貫校(区)

小学校と中学校の教員が各教科部会において連携を取り合い、日常的に児童・生徒の学習の実態を情報交換することができる。

●小・中学校教員の授業交流 一貫校(区)

取得免許に応じて、中学校教員が小学生に、小学校教員が中学生に学習指導を行う。小中学校教員が相互の授業を理解するとともに、より高い専門性を持つ中学校教員と子どもの実態をよく理解している小学校教員それぞれの特性が活かせるように授業交流を実施している。このことにより、きめ細かな指導ができるほか、児童生徒の把握ができるなどの効果がある。

●国際コミュニケーション科の実施 一貫校(国)

特別の教育課程の承認を受け、実施している。本資料「5 小中一貫教育学校の教育課程」参照

●小学校高学年に一部教科担任制(興本扇学園のみ) 一貫校(区)

学習難易度の上がる小学校 5・6 学年の一部教科で教科担任制とし、専門性の高い授業を行う。中学校での教科担任制に向けた準備ができる。

●道徳(豊かな心の時間)の授業時間増 一貫校(国)

興本扇 : 3～9 学年で 10 時間程度増

新田 : 1 学年で 34 時間、2～9 学年で 35 時間増

●シラバスの作成

シラバスを作成し、すべての保護者に配布している。シラバスには、教科、単元、題材を始めとする様々な教育活動について、指導計画、目標と内容、使用教材、指導方法、評価方法等を記載している(新田学園はホームページでの閲覧可)。

③児童・生徒間の交流

●合同行事等

合同行事に加え、異学年の子ども同士が日常的に交流する機会を増やし、思いやりの気持ちなどの豊かな社会性と人間性を育む。

●部活動 一貫校(区)

放課後、7～9 年生が部活動を行い、5・6 年生が部活動に任意で参加している。小学校教員も顧問として部活動に参加している。

※顧問は、小学校教員のみの配置では部活動として成立しない。中学校教員を配置する必要がある。

●委員会

委員会および生徒会活動では、5～9年生が合同で活動している。

○興本扇 : 東校舎（小学校校舎）では、4年生のみで委員会活動を行っている。

○新田 : 4年生はレンジャー活動として第二校舎で活動。第一校舎では5、6年生はリーダー活動、7～9年生は委員会活動を実施。関連性は持たせながらも、それぞれで活動している。

●登校班

興本扇・新田ともに、1～6年生の登校班を基本としている。

○興本扇 : 5、6年生が1～4年生を小学校校舎に送った後で、中学校校舎に登校している。

○新田 : 新田1、2丁目からの登校班は、1～4年が先に第二校舎に登校し、その後、5、6年生は第一校舎に向かう。新田3丁目からの登校班は、5、6年生が先に登校し、その後1～4年生は第二校舎に向かう。

④行事等

●入学式

興本扇と新田とも1年生の入学式と7年生の入学式は、別々に実施している。

●卒業式

6年生の入学式と9年生の卒業式は別々に実施している。卒業証書・卒業アルバムも従来どおりである。

【合同実施できない理由】

- ・小学校の卒業式と中学校の卒業式の実施日が一週間も異なる。
- ・合同で実施すると、9年生が主役となり、6年生の存在が際立たなくなることは否めない。
- ・中学校の日程に合同実施しない。授業日数の確保のため、卒業式後に6年生に登校することは理解が得られない。また、二期制や夏季休業日減により授業日数を増やしてきたことから、6年生を卒業式後に休みとし、授業日数が一週間も少なくなることは認められない。
- ・足立区は学校選択制を導入しており、私立中や他校へ進学する子への配慮をするため、6年生の卒業式の簡略化・廃止はしない。

●開校記念日

○興本扇 : <興本小> 11月14日 <扇中> 5月1日 → 【興本扇学園】 6月27日
一貫校の開校記念日は、小学校の記念日でも中学校の記念日で

もなく、別の日に新たに設定した。

- 新田 : <新田小> 5月15日<新田中> 10月16日→【新田学園】 5月15日新田地域に初めて設立された公立学校である新田小学校の開校記念日を引き継ぐことで、新田小・中学校の伝統を受け継いでいくこととした。

●開設記念式典 一貫校（区）

- ・小中一貫教育校の周年行事は、開設記念式典を起点として実施する。
- ・教育委員会として、予算配付等の面で、小・中学校の周年行事と一貫校の周年行事の両方を実施することはできない。法律上は小中別々であるが、一貫校は校長が1名であり、事実上一つの学校として運営しているため。

●制服

制服の着用学年は7～9年とする。

- 興本扇 : 平成23年度に変更した。
- 新田 : 平成22年度開設に合わせ、制服選定委員会（委員：新田小・中学校の教員および保護者）を立ち上げ、同委員会で新制服の仕様やデザイン等を検討し、制服業者を決めた。

●校章

- 興本扇 : 一貫校の統一校章を作成した。デザインの原作は大前美月氏（作成当時<平成17年度>に扇中3年生）である。刺繍入り校旗は作成していない。
- 新田 : 一貫校の統一校章を作成した。デザインの原作は白石まゆ美氏（作成当時<平成20年度>に新田小6年生）である。刺繍入り校旗は平成22年度開設記念式典で、地域より寄付された。

●校歌

- 興本扇 : 平成27年度に一貫校の統一学園歌を作成した（作曲：西岡龍彦氏 作詞：檜山哲彦氏 共に東京芸術大学教授）。
- 新田 : 一貫校の統一校歌を作成した。作詞は新田小・中学校の音楽教諭、作曲は郡司博氏（新田小・中学校の卒業生で、合唱指揮等で活躍）。

⑤その他

●学校ホームページ

一貫校のホームページとして、一本化している。

●給食

- 興本扇 : 西校舎（中学校校舎）の給食室の改修工事を行い、19年9月から西校舎で全ての児童生徒の給食を調理し、コンテナに入れてト

ラックで東校舎へ配送している。1～9学年の児童生徒が毎日、同じメニューを食べることで、学校としての一体感を生むようにしている。給食の分量については、3・4年生の栄養所要量を基準にし、1・2年生は0.85倍、5・6年生は1.15倍、7～9年生は1.3倍が目安である。

新田 : 第一校舎と第二校舎のそれぞれで給食を調理している。

●PTA・開かれた学校づくり協議会

興本扇 : PTA会長は1人。

新田 : 小学部PTA会長1人。中学部PTA会長1人。学園のPTA会長1人。

開かれた学校づくり協議会は、興本扇・新田とも同一組織として動いている。

4 点検・評価報告書

小中一貫教育学校の検証作業と今後の方向性について

はじめに～これまでの検証作業の経緯～

2005（平成17）年3月に「小中一貫教育による人間力育成特区」の認定を受け、2006（平成18）年4月に足立区初の小中一貫教育学校「興本扇学園」（施設併設型）が開校した。その後、2010（平成22）年4月に小中一貫教育学校「新田学園」（施設一体型）が開校した。2校目の小中一貫教育学校を開設するにあたり、新田学園のカリキュラムのあり方や、今後の足立区としての小中一貫教育の方針などを明らかにしていくために、先行する興本扇学園の取り組みとその成果を検証する必要性が生じたことから、2008（平成20）年に外部の有識者の助言をいただきながら興本扇学園の取り組みと成果の検証作業を行った。その検証の報告書が、区教委・学校教育部・教育改革推進課「足立区小中一貫教育校『興本扇学園』の実施報告書」（平成20年12月10日）である。ただ、この報告書では、興本扇学園の取り組みが未だ2年程であり、データ等も不十分なことから明確な成果や課題を提示するには時期尚早として、今後、必要なデータ収集を行いながら継続的な検証作業を進めていくことを確認した。その後、区として2つの小中一貫教育学校の児童生徒、保護者、教員に対する意識調査を毎年実施し、また、取り組み状況や問題等の把握に努め検証作業の計画等を議論してはいたが、まとまった検証作業を今日まで行なってこなかった。

本年度で興本扇学園が開校して10年目の節目を迎えたことや、国の小中一貫教育政策でも、2016（平成28）年度から市区町村の判断で義務教育学校の創設が可能になるなど大きな変化があった。区の2つの小中一貫教育学校と小中一貫・連携教育を今後どのように進めていくかを考えていくうえでも、区として2つの小中一貫教育学校の取り組みとその成果、課題を検証しておくことが必要になっている。

以上の経緯から、本報告は、区による小中一貫教育学校の今後のあり方の検討に資することを狙いとして、教育委員会がこれまで実施してきた区基礎学力定着調査、小中一貫校意識調査等のデータと小中一貫教育学校の校長等からのヒヤリングに基づいて、2校の小中一貫教育の取り組み現況とその成果、課題を整理したものである。

1 検証報告書「足立区小中一貫教育校『興本扇学園』の実施報告書」（平成20年12月10日）について

平成20年12月に公表した本検証報告書は、前述したように、興本扇学園の取り組みが未だ2年程でありデータ等も不十分なことから、明確な成果や課題を提示するに

は時期尚早であると判断したものであるが、成果や課題の検証をどういう視点で行っているのかを再確認するため、最初に報告書の概要を紹介しておく。

(1) 小中一貫教育の目的

まず、区として小中一貫教育の目的を以下の4つに定めて施策を進めるとした。

①小学校から中学校への円滑な接続

小中学校間の接続を滑らかにすることで、入学時の不安を軽減させ不登校等の発生を防ぐ。

⇒教科担任制、交流授業、小1年からの英語活動、異学年交流（生徒会活動、5年以上の部活動）

②確かな学力の向上

9年間を見通した計画的・継続的なカリキュラムにより、学習のつまづきを除き、学力の向上を図る。

⇒教科担任制、交流授業、小1年からの英語活動、国際コミュニケーション科

③心の教育の充実

1-9年生の幅広い異学年交流等を通して、豊かな社会性と人間性を育成する。

⇒異学年交流（生徒会活動、5年以上のクラブ活動）、高学年生による低学年生の指導

④教員間の連携による教育効果の向上

教員間の合同研究・教科担任制・授業交流を行い、学習指導や生徒指導による教育効果を高める。

⇒合同研究、教科担任制、交流授業

(2) 興本扇学園の教員組織と取り組み

①教員組織

小中一貫教育学校としての特例的な加配教員は開設時から配置していない。定員外加配は、区の少人数授業加配として小学校2名（算数）、中学校1名（英語）、ステップアップ講師として、中学校に小中一貫教育を支援する目的で26時間講師（通常19時間程度であるが、教育活動の指導業務や調査研究などのため）を配置した。教員配置では小中一貫教育を目的とした加配等の配慮はなかったが、副校長は1期（1-4学年）、2期（5-7学年）、3期（8-9学年）にそれぞれ配置した。

②児童生徒間の交流

1) 異学年交流

体育・文化的行事を中心に年間4回程度（合同行事、合同授業＝8年生が1年生の算数学習を教える）

2) 部活動（放課後）

7-9学年が主体の部活動に、5-6年生が任意で参加（平成19年度は、5-6年生188名中38名が参加）

3) 委員会（特別活動）

- ・西校舎（5-9学年）：5-6年生が7-9年生の生徒会活動に参加し合同で活動
- ・東校舎（1-4学年）：4年生のみで委員会活動―東校舎の最上級生としての自覚向上を図る

③教員間の連携

兼務発令で生徒指導を1-9学年で一体的に行えるほか、部活動に小学校教員も参加できるようになった。学習指導では免許に応じて授業交流。教科部会で合同授業研究（平成20年度）。一部の教科で授業交流（小中でTT、小中で学年入替授業など）。

＊平成20年度の5-9学年の教員平均週指導時数は19.9時数であった。交流授業担当教員の平均週指導時数は20.5時数（最も多い教員で23.8時数）。

④特色ある授業内容

1) シラバスの作成

2) 5-6学年の選択科目（特区認定）

総合的学習の時間を活用し、選択授業（年間35時間）、前期後期に分け国語、算数・英語の3教科（英語は前期後期のどちらかで選択）。国語、算数で漢字検定、算数検定の合格を目指すほか、3-4学年の復習等を実施。英語は英語検定の合格等为目标。

3) 国際コミュニケーション科（特区認定）

4) 国語・算数の標準授業時数増

1期（1-4学年）で国語（1学年17時数増、2-4学年18時数増）、算数（1-4学年17時数増）

5) 道徳の時数増

3-9学年で年間35時数に10時数増の45時数。

6) 一部の教科担任制：5-6学年で専科の他、社会、理科、体育で学年内一部教科担任制

7) 5-6学年の50分授業

8) 朝学習

一時限目開始前の10～15分（1-6 学年国語・算数、7-9 学年国語・算数・英語）、既習事項をプリントを活用して復習。

9) 放課後学習

学習に遅れのある児童生徒を対象に、週2回1時間程度。

(3) 小中一貫教育校の取り組みと成果の検証

本報告書では、小中一貫教育の目的ごとに取り組みと成果の検証を行った。

①小学校から中学校への円滑な接続について

検証評価の指標に、一貫校前後（平成17年度と平成18・19年度）の中学校入学の不安や期待の変化（7年生意識調査）と長期欠席者数の推移を使用して分析した。

1) 中学入学時の勉強、将来の進路、上級生への不安が軽減

→5-6 学年から50分授業、教科担任制、中学校教員の授業などを体験したこと、また、委員会や部活など異学年交流で7-9年生との交流機会も増え上級生への不安も軽減した（推測）。

2) 特に英語への不安が大幅に減少

→1-6 学年の国際コミュニケーションの英語活動や5-6 学年の選択教科での英語の取り組みによる効果。

3) 長期欠席者の復帰率は多少上がっているが、中学入学時（7年生）に新たに長期欠席者になる生徒の数は減っていない。

②確かな学力の向上について

意識調査では、児童生徒の8割以上が「毎日の授業が分かる」と答え、その割合も平成17年度から平成19年度では80.6%から86.1%に上がっている（「とてもそう思う」とする率も27.3%から33.8%と上昇）。また、区の学力調査では、区平均と興本扇学園の平均正答率において平成18年度には全ての学年・教科で区平均を下回っていたが、平成20年度には学年及び教科によっては同等以上となっているものもあるが、高学年では改善が見られないこともあり、全体として検証の結果を確定するには時期尚早と判断した。

③心の教育の充実について

意識調査によるデータ（平成17年度～19年度）比較において自尊感情で改善傾向がみられ、異学年交流や国際コミュニケーション科の取り組みの成果が表れる。

④教員間の連携による教育効果の向上について

②と同じデータ使用。また、「小中一貫教育で児童生徒への理解/見方が変化したか」「指導内容・方法の工夫・改善が進んだか」などの調査では「はい」の割合が減少（70%→56%、58%→56%）していることなどの課題がある。

⑤国際コミュニケーション科

4つの学習活動は、それぞれ一定の成果が出ている。英語では平成20年度の区学力調査（平均正答率）において8・9学年で区平均を上回っていたり、国際理解教育でグループ活動により課題解決能力、コミュニケーション能力、発表力が育まれ日本・国際文化への理解が深まっている。また、情報教育ではパソコン操作を習得し情報収集・活用能力が着実に身につけてきている。そして、本科と同じ内容の学習活動を実施している学校もあるが、他の学校と異なる点は教科として位置づけ評価基準がある点であり、そのことが児童生徒と教員共に意欲的に取り組むことが出来ている。

《総括》「小学校から中学校への円滑な移行に向け一定の成果が認められる」が、「学力や長期欠席等の成果では、学年や教科によるバラつきが大きく、2年間の取り組みだけで小中一貫教育の成果を判断するのは困難であり、もう少し時間を要する結果となっている。」と結論づけた。

2 興本扇学園の取り組み、成果と課題

（1）小中一貫教育の取り組み現況

校長や教職員の異動、そして、校舎分離型などの影響もあって、創設当初の自覚的、意欲的な小中一貫教育の取り組みは近年薄れている感は否めないが、日常的に小中学校の教員、児童生徒の交流は様々に行われている（通常の小中学校では教員が見たり体験することができない異校種の授業、異学年の行事などを見たり体験すること、宿泊行事などへの異校種の教員の参加など）。また、小中一貫教育学校の基本的枠組み（5・6学年の教科担任制、国際コミュニケーション科、異学年交流など）を活用した取り組みも課題を抱えながらも継続している。他方で、小中一貫教育学校の目的とその基本的システムや潜在的メリットを生かし切った取り組みが前向きに進められているかどうかという点では、校舎分離型の問題点もあり十分ではない状況にある。

東校舎（1・4学年）と西校舎（5・9学年）が分かれていること（校舎分離型）から、小中一貫教育の取り組みは、西校舎をベースに行われており、東校舎と西校舎との一体的な取り組みは難しい状況にある。実際、西校舎の中学校教員は行事以外で東校舎に行く機会が少ないため、東校舎（1・4学年）の様子を直ちに把握できない状況にある。東校舎は、1・4学年のため他の通常の小学校より落ち着いた雰囲気があるが、西校舎の5・6年生は小学校高学年にもかかわらず「リーダーシップが育たない」「幼い」

等と指摘されるような課題もある。その延長線上に、7年生は中学生になったという自覚が薄いという印象があるとも指摘されている。そうした点も含めてⅡ期（5-7学年）の教育活動（5-6年生の活動場面どう作り出せるかなど）をどう取り組むかの課題が大きい（小5ギャップ）。

①生徒指導面

1) 部活動 5-6年生の部活への参加（平成27年度調査）の状況は、下記の通りである。

●運動部（人数）

	5学年		6学年		男女別計		合計	週当り日数	日当り時間
	男子	女子	男子	女子	男子	女子			
サッカー	5	0	10	0	15	0	15	5日	3時間未満
バスケットボール	3	3			3	3	6	4日	3時間未満
陸上競技	3	1	3	1	6	2	8	4日	3時間未満
バドミントン	6	5	0	2	6	7	13	5日	3時間未満
軟式野球			9	0	9	0	9	5日	3時間未満
ソフトテニス		15		8		23	23	4日	3時間未満
バレーボール		4		1		5	5	5日	3時間未満
計	17	28	22	12	39	40	79		

●文化部

器楽・ブラスバンド部（5学年男子2名女子2名、6学年女子10名の計14名）、美術部（6学年女子4名）、パソコン部（5学年男子3名）の計21名

5-6年生の部活動参加は、運動部79名、文化部21名の計100名となっており、全5-6年生155名中のうち100名で部活参加率が65%となっている。平成19年度のデータでは、5-6年生188名中38名の参加があったとされているが、この間、5-6年生の部活動参加はしっかりと定着している。

2) 他の異学年交流

部活動以外の他の異学年交流でも、委員会活動（特別活動）や異学年の交流学習（補充教室の補助、9年生が6年生に、8年生が5年生に、7年生が4年生に中学生が教える側となって小学生の個別指導を行う）やOタイム丸付け（水曜日に東校舎1-4年生のOタイムの時間に中学生が参加して丸付け）等として継続、定着している。

②学習指導面

1) 教科担任制

小中一貫教育の取り組みの柱の一つでもある小学校高学年（5・6 学年）の教科担任制は、現在、体育、理科、社会で実施しているが、校長とのヒアリングなどから、専門性を生かした実質的な教科担任制というより、小中一貫教育を表明していることもあり何とかやりくりし形として（学年内）教科担任制を維持してきた感が否めない。

原因の一つは、専任教員の週当たり担当授業時数の多さである。

文部科学省の学校教員統計調査（平成 25 年度）によると、授業に係る担任授業時数は、授業担当をしている教諭の週当たりの担当授業時数は、小学校で 24.5 時間、中学校で 17.9 時間、高等学校で 15.4 時間となっている。ただ、これは全国平均の数値であり、学校で通常の授業の他に独自に習熟度別指導や少人数指導等を行っている場合には、その分、授業時数は多くなることになる。学習指導要領の標準授業時数は、小学校では、各教科の授業、道徳、特別活動、総合的学習の時間を合計した週当たりの授業コマ数は、1 年生で 23 コマ、2 年生で 24 コマ、3 年生で 26 コマ、4 年～6 年生が 27 コマ、中学校では、同様に、1 年生から 3 年生まで 28 コマとなっている。足立区の週授業時数は、それよりも 1 コマ多い 29 コマとなっている。

興本扇学園の中学校担当教員の授業持ち時数を見ると、上記の全国平均と比べて担当授業時数が多くなっていることが伺い知れる。本学園の週当たり担当授業時数が 29 コマであるが、数学の 3 人の教員は、25.4、26、26、英語の 3 人の教員も、23.4、25、25、理科の 2 名の教員も 21.4、21 となっている。設立当初の教員の担当授業時数と比べて担当授業時数が多くなっており、これら教員は、いわゆる空き時間が殆ど無いか、極めて少ないかという状況であるため、小学校高学年の教科担任制を担ったり、小中一貫教育の様々な取り組みを進める時間的余裕が少ないと判断される。

2) 異学年交流を生かした学力向上の取り組み

異学年の交流学習（補充教室の補助）として、9 年生が 6 年生に、8 年生が 5 年生に、7 年生が 4 年生に、中学生が教える側となって小学生の個別指導を行ったり、また、O タイム丸付け（水曜日に東校舎 1・4 年生の O タイムの時間に中学生が参加して丸付け）等を行っている。

3) 教員の授業交流

小学校の授業に中学校の教員が参加、校内研修で教科を中心に小中の授業研究を行っている。

4) 国際コミュニケーション科

柱の一つであった情報教育は、全教科で取り組むとしている。国際コミュニケーション科は、英語学習、国際理解、環境教育（ユネスコスクール）、日本文化学習を柱に取り組んでいる。校長の評価としては、その取り組みは必ずしも十分ではないと考えているが、各担当教員の努力で継続できている。

(2) 成果と課題

①生徒指導面

1) 児童生徒の全般的状況

中学生に進学して新たな不登校、欠席しがちな生徒はいない。【中1ギャップの解消】ただし、小学校から不登校気味、欠席しがちな児童は学年で2～3名はいる。小学校では、学級担任制であるため、生活指導面での情報の共有化が十分でない傾向があり、小中一貫教育の取り組みを生かし切れていない感があると校長は考えている。8・9年生になると落ち着いて学習に集中できるようになり、中学校での問題行動は少なくなっている。また、運動会や学芸会などの行事を小中合同で行うことで、小学生は中学生を手本としてみており、逆に中学生は小学生にみられることで良い相乗効果が生まれている。

2) 興本小学校から扇中学校への進学率

多少の年度毎の変動があるが、近年、確実に高くなっており(平成17年度53%、平成18年度60%、平成19年度67.7%⇒平成26年度75%、平成27年度81%)、本学園の教育活動に対する地域の信頼と支持は着実に広がっている。

3) 小中一貫校意識調査(平成26年度)

本学園の生徒指導面での成果と課題を、以下、児童生徒と教員の経年意識調査から検証する。

児童生徒の意識調査から

まず、児童生徒の学校生活の中から、主要な調査項目をピックアップしてその傾向を把握しておく。

●学校に行くことが楽しいか

a.平成18年度創設時に入学した児童の意識調査経年変化(平成18～26年度)

	18(1年)	19(2年)	20(3年)	21(4年)	22(5年)	23(6年)	24(7年)	25(8年)	26(9年)
とても	52.4%	48.0%	57.0%	50.0%	43.6%	46.9%	25.6%	43.4%	52.6%
やや	27.2%	36.7%	28.0%	33.0%	38.3%	39.6%	53.8%	35.5%	32.9%
あまり	11.7%	10.2%	10.0%	12.0%	13.8%	9.4%	9.0%	15.8%	7.9%
全く	7.8%	5.1%	5.0%	4.0%	4.3%	4.2%	11.5%	5.3%	6.6%

b.平成19年度一貫学校に入学した児童の意識調査経年変化(平成19～26年度)

	19(1年)	20(2年)	21(3年)	22(4年)	23(5年)	24(6年)	25(7年)	26(8年)
とても	59.6%	33.3%	31.5%	36.0%	36.7%	25.7%	24.1%	36.6%

やや	26.0%	51.8%	49.5%	50.9%	48.6%	62.8%	56.6%	52.4%
あまり	11.5%	9.6%	15.3%	10.5%	10.1%	9.7%	13.3%	8.5%
全く	1.0%	2.6%	2.7%	2.6%	3.7%	1.8%	6.0%	2.4%

c.全校対象の学習意識調査より（平成 27 年度） ※類似質問項目

小学校「学校へ行くのが楽しいですか」（%）

【その他 67 校】※新田小除く

	思う	どちらか といえば思う	どちらか といえば思わない	思わない	わからない
小2	89.9	9.7	0.4		
小3	92.4	7.5	0.1		
小4	65.2	24.2	4.7	2.3	3.7
小5	59.4	29.4	5.9	2.4	2.8
小6	58.2	30.7	5.5	2.3	3.2

【東本小学校】

	思う	どちらか といえば思う	どちらか といえば思わない	思わない	わからない
小2	89.9	10.1	0		
小3	92	8	0		
小4	50	41.4	7.1	1.4	0
小5	50	34.8	4.5	7.6	3
小6	59.6	31	5.5	2.3	3.2

中学校「学校が好きですか」（%）

【その他 35 校】※新田中除く

	思う	どちらか といえば思う	どちらか といえば思わない	思わない	わからない
中1	51.7	33.6	7.1	3.6	3.8
中2	43.8	35.1	10.7	6.5	3.9
中3	41.6	35.5	11.3	7.3	4.3

【東中学校】

	思う	どちらか といえば思う	どちらか といえば思わない	思わない	わからない
中1	43	31.2	10.8	9.7	5.4
中2	35.2	33	9.9	13.2	8.8
中3	32.9	41.5	13.4	7.3	4.9

平成 26 年度では、「とても」と「やや」の合計で 85%（平成 18 年度入学児童）、89%（平成 19 年度入学児童）と高い一方で、「あまり」と「全く」の合計が 14.5%（平成 18 年度入学児童）、10.9%（平成 19 年度入学児童）となっている。中学年、特に、7 年生で「あまり」「全く」が増加する傾向にあるが、8-9 学年で「とても」「やや」が回復しているのは、中学年生の「中だるみ」と高学年の「伸び」という小中一貫教育学校の特徴と捉えることができる。

また、区の学習意識調査では、小 4 で「思う」「どちらかといえば思う」がその他の学校と比較して高い。対象人数が異なり一概には言えないが、東校舎の最上級生としての意識が影響している可能性がある。また、中学生の「思う」「どちらかといえば思う」という肯定的な意見が全校との比較では低くなっている。

●自分のよいところを伸ばそうとがんばっているか

a.平成 18 年度創設時に入学した児童の意識調査経年変化（平成 18～26 年度）

	18(1年)	19(2年)	20(3年)	21(4年)	22(5年)	23(6年)	24(7年)	25(8年)	26(9年)
とても	77.7%	57.1%	48.0%	39.0%	39.4%	38.5%	26.9%	31.6%	38.2%
やや	17.5%	33.7%	41.0%	47.0%	42.6%	49.0%	48.7%	51.3%	48.7%
あまり	2.9%	5.1%	9.0%	6.0%	13.8%	11.5%	16.7%	11.8%	9.2%
全く	0.0%	3.1%	2.0%	4.0%	1.1%	1.0%	7.7%	3.9%	3.9%

b.平成 19 年度一貫学校に入学した児童の意識調査経年変化（平成 19～26 年度）

	19(1年)	20(2年)	21(3年)	22(4年)	23(5年)	24(6年)	25(7年)	26(8年)
とても	55.8%	55.3%	40.5%	44.7%	38.5%	29.2%	34.9%	36.6%
やや	38.5%	32.5%	47.7%	42.1%	45.0%	56.6%	51.8%	52.4%
あまり	5.8%	7.9%	8.1%	12.3%	15.6%	13.3%	12.0%	9.8%
全く	0.0%	3.5%	2.7%	0.0%	0.9%	0.9%	1.2%	1.2%

平成 26 年度では、「とても」と「やや」の合計で 86.9%（平成 18 年度入学児童）、89%（平成 19 年度入学児童）と高い一方で、「あまり」と「全く」の合計が 13.1%（平成 18 年度入学児童）、11%（平成 19 年度入学児童）となっている。ここでも、中学年生で「あまり」「全く」が増加する傾向にあるが、7 学年以降で「とても」「やや」が回復しているのは、中学年の「中だるみ」と高学年の「伸び」という小中一貫教育学校の特徴と捉えることができる。

●自分が周りの人から認められている（大切にされている）と思うか

a.平成 18 年度創設時に入学した児童の意識調査経年変化（平成 18～26 年度）

	18(1年)	19(2年)	20(3年)	21(4年)	22(5年)	23(6年)	24(7年)	25(8年)	26(9年)
とても	46.6%	41.8%	50.0%	37.0%	31.9%	24.0%	10.3%	14.5%	30.3%
やや	34.0%	39.8%	24.0%	40.0%	43.6%	51.0%	56.4%	55.3%	44.7%
あまり	4.9%	8.2%	16.0%	13.0%	14.9%	19.8%	21.8%	19.7%	21.1%
全く	12.6%	7.1%	9.0%	9.0%	9.6%	5.2%	11.5%	9.2%	3.9%

b.平成 19 年度一貫学校に入学した児童の意識調査経年変化（平成 19～26 年度）

	19(1年)	20(2年)	21(3年)	22(4年)	23(5年)	24(6年)	25(7年)	26(8年)
とても	52.9%	40.4%	20.7%	24.6%	15.6%	11.5%	9.6%	14.6%
やや	33.7%	39.5%	41.4%	44.7%	54.1%	54.9%	60.2%	59.8%
あまり	6.7%	7.9%	28.8%	21.1%	23.9%	31.0%	21.7%	19.5%
全く	4.8%	8.8%	9.0%	7.9%	6.4%	2.7%	7.2%	6.1%

c.全校対象の学習意識調査（平成 27 年度）より ※類似質問項目

「自分にはよいところがあると思いますか」（％）

	小 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	中 1 年	2 年	3 年
思う	42.4	40.4	36.7	33.9	31.4	31.6	22.6	21.9
少し思う	31.3	36.3	34.9	36.2	36.3	37.7	34.3	34.8
あまり思わない	13.3	13.4	17.0	19.3	20.9	18.5	25.8	25.5
思わない	11.0	9.6	11.0	10.4	11.4	12.0	17.0	17.7
無回答	2.1	0.3	0.4	0.2	0.0	0.2	0.2	0.1

平成 26 年度では、「とても」と「やや」の合計で 75%（平成 18 年度入学児童）、74.4%（平成 19 年度入学児童）と上記の質問項目と比べて低くなっている一方で、「あまり」と「全く」の合計が 25%（平成 18 年度入学児童）、25.6%（平成 19 年度入学児童）とやや高くなっている。全学校を対象とした意識調査（類似項目）との比較では、「よいところがあると思う（やや思う）」とした回答が、中学 3 年間でいずれも上回っている。

●授業・行事・部活動・クラブ活動などで、違う学年の人とふれ合うことは自分のためになったか

平成 19 年度一貫学校に入学した児童の意識調査経年変化（平成 19～26 年度）

	19(1 年)	20(2 年)	21(3 年)	22(4 年)	23(5 年)	24(6 年)	25(7 年)	26(8 年)
とても	60.6%	40.4%	45.0%	36.0%	38.5%	38.9%	38.6%	42.7%
やや	25.0%	32.5%	26.1%	44.7%	38.5%	31.0%	34.9%	31.7%
どちらとも	5.8%	19.3%	22.5%	14.0%	11.9%	21.2%	20.5%	17.1%
あまり	3.8%	3.5%	1.8%	3.5%	4.6%	6.2%	2.4%	6.1%
全く	4.8%	4.4%	2.7%	1.8%	6.4%	2.7%	3.6%	2.4%

教員の意識調査から

次に、生徒指導面における本学園の取り組みに関する教員の意識調査から主要な項目をピックアップしてその傾向を把握しておく。

●小中一貫教育を通して、自身の児童・生徒への理解や見方は変わったか

	平 18	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
1. とても	6.5%	16.7%	9.1%	11.8%	12.9%	16.1%	21.9%	9.1%	21.4%
2. やや	45.2%	38.9%	45.5%	58.8%	51.6%	41.9%	40.6%	60.6%	42.9%
3. あまり	45.2%	16.7%	42.4%	23.5%	22.6%	32.35	34.4%	21.2%	28.6%
4. 全く	3.2%	22.2%	0.0%	2.9%	9.7%	9.7%	3.1%	6.1%	7.1%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

小中一貫教育の取り組みを通して、自らの児童・生徒理解や見方が「とても」、「やや」変わったとする回答率が、年度ごとの増減があるが全体として増加している傾向があることは小中一貫教育の成果ともいえる。ただ、一方で、「あまり変わらなかった」、「全く変わらなかった」の割合も30数%になっている。その原因の一つとしては、小学校と中学校とに分けた集計をみると、小学校教員の方が変わらなかったとする回答率が全体的に高くなっていることを踏まえると、東・西校舎に分かれ東西校舎間の一貫教育の取り組みが十分ではないということで、東校舎（1-4学年）の教員は小中一貫教育の取り組みを意識することが少ない可能性があるかと推察できる。また、小学校の学級担任制と中学校の教科担任制などいわゆる「文化」的差異によることも考えられる。

●小中学校教員間で情報交換・協議することはあるか

「頻繁にある」30%半ばから50%前後

「ときどきある」40%前後から50%前後

●異学年交流で児童生徒の成長に変化が見られたか

	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
1. とても	5.6%	0.0%	11.8%	16.1%	9.7%	12.5%	6.1%	0.0%
2. やや	22.2%	36.4%	41.2%	35.5%	54.8%	65.6%	48.5%	67.9%
3. あまり	44.4%	36.4%	41.2%	32.3%	22.6%	12.5%	30.3%	25.0%
4. 全く	16.7%	3.0%	2.9%	9.7%	3.2%	3.1%	12.1%	3.6%
	27.8%	30.3%	35.3%	64.5%	57.6%	54.6%	54.6%	54.6%

年度毎の多少の変動があるが、経年変化で観察すると、異学年交流で児童生徒が成長していると評価する率が高くなっている傾向がある。その一方で、成長の変化がないとする率も一定割合あることは無視できないが、この点も、前述の東・西校舎に分かれ東西校舎間の一貫教育の取り組みが十分でないことが原因であると推察される。

●小中一貫が導入されてから中学校段階への適応についてどう感じるか

	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
1.明らかにスムーズになった	0.0%	3.0%	0.0%	3.2%	12.9%	15.6%	18.2%	17.9%
2. ある程度スムーズになった	22.2%	12.1%	44.1%	45.2%	71.0%	71.9%	36.4%	50.0%
3. 変化なし	27.8%	21.2%	35.3%	22.6%	16.1%	9.4%	21.2%	25.0%
4. あまりスムーズでなかった	22.2%	21.2%	11.8%	9.7%	0.0%	0.0%	12.1%	3.6%

5. 明らかにスムーズでなくなった	11.1%	12.1%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%
-------------------	-------	-------	------	------	------	------	------	------

小中一貫教育学校になってからの小学校から中学校への円滑な移行に関しては、年度毎の変動はあるが、経年変化の傾向から児童の中学校への適応がスムーズになってきたとみている割合が高くなっていると評価できる。

(小括) 小中一貫教育学校においては、一般的に、中学年生の「中だるみ」が共通して課題であると指摘されている。しかし、そうした「中だるみ」が自分を見つめ直す時期であり、その後の高学年での「伸び」につながっているとも判断できる。本学園の児童生徒の意識調査でも、中学年生の「中だるみ」現象がみられるが、高学年での「回復」、「伸び」も観察される。ただ、自尊感情に関する意識調査で、否定的な回答が全児童の 1/4 程度となっていることは課題である。

また、本学園の教員の意識調査からは、小中一貫教育学校の目的である「小学校から中学校への円滑な接続」や「心の教育の充実」に関して、経年的変化として肯定的評価が高くなっている傾向が観察できる。一方で、一定割合の教員が、「変化がない」など否定的に評価している。その原因の一つは、東・西校舎に分かれ東西校舎間の一貫教育の取り組みが十分でなく、そこから生じる小学校教員の小中一貫教育への取り組みの問題や、小中学校教員の「文化」的差異などがあると考えられる。

②学習指導面

本学園の児童生徒の学力・学習状況を区基礎学力定着調査と国の全国学力調査の結果データを参考に見てみると、次のような特徴がある。

- 1) 小学校の低学年では区の平均に比べて学力が低いところがあるが、学年を重ねるにつれて高くなる傾向にある。中学校での学力の伸びが顕著である。
- 2) 英語の学力の伸びが著しい。

区基礎学力定着調査

- 平成 26 年度 通過率
興本小：国語 (58.4)、算数 (66.2) → 扇中：国語 (65.6)、数学 (52.5)
《伸び率》国語 (112.1%)、算数・数学 (79.3%) 計 94.7% (区平均は 77.7%)
- 平成 26 年度 正答率
興本小：国語 (70.4)、算数 (74.3) → 扇中：国語 (68.2)、数学 (59.0)
《伸び率》国語 (96.9%)、算数・数学 (79.4%) 計 87.9% (区平均は 82.8%)
- 平成 27 年度 通過率
興本小：国語 (76.1)、算数 (79.4) → 扇中：国語 (58.6)、数学 (62.6)
《伸び率》国語 (76.9%)、算数・数学 (78.9%) 計 77.9% (区平均は 72.2%)
- 平成 27 年度 正答率
興本小：国語 (77.5)、算数 (82.8) → 扇中：国語 (67.7)、数学 (67.4)
《伸び率》国語 (87.3%)、算数・数学 (81.4%) 計 84.2% (区平均は 81.2%)
- 英語の学力が高い (平成 27 年度調査)
通過率：中学 2 年 (64.8%) → 中学 3 年 (72.0%) 【区平均 中 2 (46.7%) → 中 3 (51.2%)】
正答率：中学 2 年 (65.4%) → 中学 3 年 (71.8%) 【区平均 中 2 (52.0%) → 中 3 (40.6%)】

※足立区基礎学力に関する総合調査より

全国学力調査（平成 27 年度）

小学校の国語、算数、理科の平均正答率が区の平均に対しても低くなっているが、中学校では、区の平均に対して上回っている。この調査でも中学校での学力の伸びが観察される。

設問別調査結果 足立区立興本小学校 - 6 年児童

【国語 A：主として既読】

分類・区分別集計結果

分類	区分	対象児童数 (人)	平均正答率 (%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領の領域等	話すこと・聞くこと	1	58.9	53.9	52.4	53.0
	書くこと	1	85.2	85.6	87.7	86.0
	読むこと	4	58.3	57.7	59.0	55.2
	伝統的な芸術文化と国語の特質に関する事項	9	74.7	77.3	78.6	77.2
評価の観点	言語への関心・意欲・態度	0				
	話す・聞く能力	1	48.9	53.9	57.4	53.0
	書く能力	1	85.2	85.6	87.7	86.0
	読む能力	4	58.3	57.7	59.0	55.2
	言語についての知識・理解・技能	9	74.7	77.3	78.6	77.2

【算数 A：主として既読】

分類・区分別集計結果

分類	区分	対象児童数 (人)	平均正答率 (%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領の領域	数と計算	7	85.9	82.3	83.4	80.1
	量と測定	3	67.0	73.1	73.6	71.3
	図形	4	62.0	66.3	69.2	64.5
	数量関係	2	86.4	84.9	85.4	84.8
評価の観点	算数への関心・意欲・態度	0				
	数学的な考え方	0				
	数量や図形についての技能	7	79.9	78.5	78.2	77.2
	数量や図形についての知識・理解	6	74.7	75.7	76.8	73.6

【国語 B：主として活用】

分類・区分別集計結果

分類	区分	対象児童数 (人)	平均正答率 (%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領の領域等	話すこと・聞くこと	0				
	書くこと	6	57.8	61.3	62.2	61.1
	読むこと	6	63.4	67.4	68.6	68.1
	伝統的な芸術文化と国語の特質に関する事項	0				
評価の観点	言語への関心・意欲・態度	4	50.0	55.2	59.7	55.4
	話す・聞く能力	0				
	書く能力	6	57.8	61.3	62.2	61.1
	読む能力	6	63.4	67.4	68.6	68.1
	言語についての知識・理解・技能	0				

【算数 B：主として活用】

分類・区分別集計結果

分類	区分	対象児童数 (人)	平均正答率 (%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領の領域	数と計算	4	40.0	43.1	45.9	42.4
	量と測定	3	38.9	40.4	44.6	41.7
	図形	7	35.6	45.9	48.6	45.6
	数量関係	3	39.8	41.8	45.8	43.0
評価の観点	算数への関心・意欲・態度	0				
	数学的な考え方	0				
	数量や図形についての技能	3	35.6	35.5	48.6	35.3
	数量や図形についての知識・理解	2	39.8	57.5	60.7	58.7

【理科】

分類・区分別集計結果

分類	区分	対象児童数 (人)	平均正答率 (%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領の区分	A 区分	7	54.5	54.7	59.6	57.4
	物質・エネルギー	6	61.5	64.8	66.5	65.6
	B 区分	6	56.7	59.8	62.0	61.2
	生命・地球	7	49.9	56.4	60.3	57.8
評価の観点	自然現象への関心・意欲・態度	0				
	科学的な思考・表現	15	56.5	60.2	62.4	60.5
	観察・実験の技能	5	57.8	50.2	57.1	55.5
	自然現象についての知識・理解	4	65.5	67.0	69.0	68.6

設問別調査結果 足立区立扇中学校 3 年生徒

【国語 A：主として活用】

分類・区分別集計結果

分類	区分	回答者数 (人)	平均正答率(%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領 の領域等	話すこと・聞くこと	47	77.2	81.8	79.7	
	書くこと	57	71.3	76.2	73.6	
	読むこと	58	84.6	87.4	86.1	
	伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	19	70.6	73.9	72.9	
評価の観点	国語への関心・意欲・態度	0				
	話す・聞く能力	47	77.2	81.8	79.7	
	書く能力	57	71.3	76.2	73.6	
	読む能力	58	84.6	87.4	86.1	
	言語についての知識・理解・技能	19	70.6	73.9	72.9	

【数学 A：主として活用】

分類・区分別集計結果

分類	区分	回答者数 (人)	平均正答率(%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領 の領域	数と式	12	64.7	69.6	67.7	
	図形	12	61.0	65.8	63.4	
	数量	9	58.8	61.7	61.7	
	資料の活用	4	60.1	64.7	63.0	
評価の観点	数学への関心・意欲・態度	0				
	数学的な見方や考え方	0				
	数学的な技能	17	61.8	66.9	65.0	
	数量や図形などについての知識・理解	19	61.5	65.0	63.9	

【国語 B：主として活用】

分類・区分別集計結果

分類	区分	回答者数 (人)	平均正答率(%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領 の領域等	話すこと・聞くこと	37	67.6	72.7	72.2	
	書くこと	37	32.3	37.9	36.7	
	読むこと	65	59.8	64.7	62.6	
	伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	0				
評価の観点	国語への関心・意欲・態度	37	32.3	37.9	36.7	
	話す・聞く能力	37	67.6	72.7	72.2	
	書く能力	37	32.3	37.9	36.7	
	読む能力	65	59.8	64.7	62.6	
	言語についての知識・理解・技能	0				

【数学 B：主として活用】

分類・区分別集計結果

分類	区分	回答者数 (人)	平均正答率(%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領 の領域	数と式	4	58.5	64.5	63.2	
	図形	4	36.0	42.6	39.0	
	数量	5	28.4	32.9	30.7	
	資料の活用	2	28.0	37.7	31.2	
評価の観点	数学への関心・意欲・態度	0				
	数学的な見方や考え方	12	39.8	45.1	42.8	
	数学的な技能	2	29.3	37.1	34.2	
	数量や図形などについての知識・理解	0				

【理科】

分類・区分別集計結果

分類	区分	回答者数 (人)	平均正答率(%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領 の分野等	第 1 分野 物理的領域	7	44.4	47.9	48.9	
	化学的領域	7	51.7	56.1	56.2	
	第 2 分野 生物学的領域	6	58.2	62.1	62.2	
	地学的領域	6	44.5	46.1	46.4	
	自然現象への関心・意欲・態度	0				
	科学的な思考・表現	18	44.8	48.8	48.8	
評価の観点	観察・実験の技能	2	45.5	47.0	46.8	
	自然現象についての知識・理解	3	65.9	62.8	70.6	

次に、本学園における学習指導面で、児童生徒、教員が学習指導の取り組みをどう評価しているのかを意識調査（小中一貫校意識調査：平成 26 年度）からみておく。

《児童生徒》

●毎日の授業がわかるか

平成 19 年度に入学した児童の意識調査経年変化（平成 19～26 年度）

	19(1 年)	20(2 年)	21(3 年)	22(4 年)	23(5 年)	24(6 年)	25(7 年)	26(8 年)
とても	55.8%	32.5%	37.8%	39.5%	22.9%	20.4%	9.6%	18.3%
やや	32.7%	52.6%	47.7%	49.1%	70.6%	74.3%	59.0%	68.3%
あまり	7.7%	13.2%	10.8%	10.5%	5.5%	4.4%	28.9%	13.4%
全く	3.8%	1.8%	2.7%	0.0	0.9%	0.9%	2.4%	0.0%

●国際コミュニケーション科の授業は、ためになったか

平成 21 年度 3 学年児童の意識調査経年変化（平成 21～26 年度）

	21(3年)	22(4年)	23(5年)	24(6年)	25(7年)	26(8年)
とても	64.0%	55.3%	52.3%	31.0%	21.7%	42.7%
やや	27.9%	36.0%	41.3%	54.9%	63.9%	40.2%
あまり	4.5%	7.9%	5.5%	13.3%	9.6%	13.4%
全く	1.8%	0.9%	0.9%	0.9%	4.8%	3.7%

《教員》

●一貫校を開設後、以前と比較して指導内容・方法の工夫・改善をしたか

	平 18	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
改善した	19.4%	5.6%	18.2%	14.7%	35.5%	9.7%	18.8%	9.1%	7.1%
やや改善	51.6%	50.0%	45.5%	52.9%	29.0%	58.1%	46.9%	36.4%	46.4%
3. あまり	25.8%	27.8%	33.3%	23.5%	25.8%	22.6%	15.6%	24.2%	35.7%
4. 全く	0.0%	5.6%	0.0%	2.9%	3.2%	6.5%	6.3%	12.1%	7.1%
合計	71.0%	63.6%	63.6%	67.6%	64.5%	68.3%	65.7%	45.5%	53.5%

*小中学校別の集計では、小学校教員の方が「あまり」「まったく」の回答率が高い。

●小中教員間の合同研究は学習指導等に役立っているか

「大変役立っている」＋「やや役立っている」で、60%から70%前後

「あまり役立っていない」＋「役立っていない」で、30%から40%

●小中一貫教育が導入されてから、児童生徒の学力についてどう感じるか

	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
1. 明らかに向上	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2. ある程度向上	16.7%	9.1%	50.0%	45.2%	16.1%	25.0%	9.1%	7.1%
3. 変化なし	66.7%	63.6%	41.2%	22.6%	67.7%	59.4%	63.6%	64.3%
4. いくらか低下	5.6%	3.0%	0.0%	9.7%	6.5%	3.1%	9.1%	7.1%
5. 明らかに低下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.1%	7.1%
合計	92.4%	75.7%	91.2%	80.7%	83.7%	87.5%	87.9%	85.5%

●国際コミュニケーション科の実施で児童生徒に望ましい変化が見られたか

	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
1. とても	0.0%	0.0%	3.2%	3.1%	3.0%	0.0%
2. やや	38.2%	41.9%	38.7%	40.6%	33.3%	39.3%
3. あまり	41.2%	38.7%	51.6%	46.9%	39.4%	50.0%
4. 全く	8.8%	3.2%	0.0%	3.1%	3.0%	3.6%
合計	88.2%	83.8%	93.5%	93.7%	78.7%	93.0%

(小括) 学習指導面において、児童生徒は、授業理解や国際コミュニケーション科に対して肯定的に評価する割合が全般的に高い傾向がある。一方、教員は、指導内容・方法の改善や合同研究などへの評価は分かれている。また、学力の向上についてはそれほど成果が上がっていないこと、国際コミュニケーション科については3～4割が児童生徒の望ましい変化があったと見ているが、6割近い教員はあまり変化がなかったと評価している。

3 新田学園の取り組み、成果と課題

(1) 小中一貫教育の取り組み現況

I 期 (1-4 学年・学級担任制)、II 期 (5-7 学年・教科担任制の段階的導入)、III 期 (8-9 学年・教科担任制) という3期制と、国際コミュニケーション科による校舎一体型の小中一貫教育学校として創設したが、平成25年度から児童生徒数の増加による2校舎となっているため、実質的には、小中一貫教育学校の枠組みとメリットを生かし切れていない状況にある。そのため、小中一貫教育の取り組み状況と成果・課題は、厳密に検証できないというのが実情である(平成22年度の創設であるため、創設時に入学した児童が27年度に6年生として卒業し、28年度から中学生になるため、厳密には来年度以降からの検証がより重要)。

本学園では、小中一貫教育の象徴ともいえるII期の教科担任制は行われていない。実態としては、6学年の最後に教科担任制の授業を体験させ、中学校ではこうした授業形態になることを理解させる意味合いで実施している。そうした取り組みにならざるを得ない原因として、一つには、特に中学校教員の授業持ち時数が多いこと(英語の3名の教員は、25.4、24、24、国語の2名の教員は24、22、社会の1名の教員は24、理科の2名の教員は22、22、数学の2名の教員は23.4、21など)、二つには、児童生徒数が多いことにより、学校の行事を行う際の移動や複数に分けての開催や、その準備と調整に多くの時間が取られ授業時間に食い込むなどの状況が生じていることである。小中一貫教育を目的とした加配教員がないなかで、担当教員の努力ややりくりなくして教科担任制をはじめとする小中一貫教育の柱となる様々な取り組みを進められないという物理的制約が大きい。そのため、国際コミュニケーション科の英語活動や「生き方」学習を担当する教員の工夫と努力などで行われているというのが実際に、国際コミュニケーション科という「新科目」を学校の教員全体で取り組んでいるという状況にはない。そうした中で、小中一貫教育の取り組みとしては、例えば、異学年交流としては他校が行っていることは本校でも最低限取り組もうということで、中学校の生徒会に5-6学年を参加させたり(生徒総会への出席)、5-6年生の部活動参加も小規模(全校で20名程度)ながら取り組んでいるというのが実情である。

(2) 成果と課題

①生徒指導面

小学校から中学校に進学する時に、新たに不登校が生じること（中１ギャップ）は殆どない。不登校の児童生徒は、小学校には殆どいないが中学校には各学年１～２名いる。

本学園の生徒指導面での成果と課題を、以下、児童生徒と教員の経年意識調査（「小中一貫校意識調査平成 26 年度」）からみておく。

児童生徒の意識調査から

まず、児童生徒の学校生活の中から、主要な調査項目をピックアップしてその傾向を把握しておく。

●学校に行くことが楽しいか

a.平成 20 年度創設時に入学した児童の意識調査経年変化（平成 20～26 年度）

	平 20(小 1)	平 21(小 2)	平 22 (小 3)	平 23(小 4)	平 24(小 5)	平 25(小 6)
とても	54.3%	55.7%	51.0%	43.1%	48.6%	51.0%
やや	34.3%	40.9%	38.0%	41.2%	42.9%	35.7%
あまり	8.6%	2.3%	7.0%	12.7%	7.6%	8.2%
全く	2.9%	1.1%	4.0%	2.0%	1.0%	3.1%

b.平成 20 年度に 4 学年生の児童生徒の意識調査経年変化（平成 20～25 年度）

	平 20(小 4)	平 21(小 5)	平 22 (小 6)	平 23(中 1)	平 24(中 2)	平 25(中 3)
とても	16.1%	23.9%	31.9%	49.0%	43.5%	38.8%
やや	56.5%	53.7%	52.2%	34.7%	41.3%	51.0%
あまり	25.8%	16.4%	14.5%	12.2%	13.0%	4.1%
全く	0.0%	4.5%	1.4%	4.1%	2.2%	0.0%

c.全校対象の学習意識調査より（平成 27 年度） ※類似質問項目

小学校「学校へ行くのが楽しいですか」

【その他 67 校】※興本小除く

	とても	やや	あまり	全く
小 2	89.9	9.7	0.4	
小 3	92.4	7.5	0.1	
	とても	やや	あまり	全く
小 4	65.2	24.2	4.7	2.3
小 5	59.4	29.4	5.9	2.4
小 6	58.2	30.7	5.5	2.3

【新田小学校】

	とても	やや	あまり	全く
小 2	95.1	4.9	0	
小 3	96.7	3.3	0	
	とても	やや	あまり	全く
小 4	66.5	27.7	4.6	0.6
小 5	68.6	23.7	4.1	0.6
小 6	48.3	39	7	1.7

中学校「学校が好きですか」

【その他 35 校】※扇中除く

	とても 好き	どちらか といえば 好き	どちらか といえば 嫌い	全然 嫌い	その他
中1	51.7	33.6	7.1	3.6	3.8
中2	43.8	35.1	10.7	6.5	3.9
中3	41.6	35.5	11.3	7.3	4.3

【新田中学校】

	とても 好き	どちらか といえば 好き	どちらか といえば 嫌い	全然 嫌い	その他
中1	45.7	43.5	6.5	3.3	1.1
中2	52.7	22	8.8	9.9	6.6
中3	40.5	31	16.7	6	6

4 学年で「あまり」が増える傾向にあり、5-6 学年でそれが維持されるが、9 学年で「とても」と「やや」の合計で 89.8%と高くなっている。興本扇学編と同様に中学年生の「中だるみ」と高学年の「伸び」という小中一貫教育学校の特徴と捉えることができる。

また、全校の類似項目の意識調査との比較では、小学生では全校平均より高くなっている。しかし、中学 1 年生を除き、「どちらかといえば思わない」「思わない」の意見が高くなっており、中学 2 年生、3 年生の否定的な意見が高くなっている。

●自分のよいところを伸ばそうとがんばっているか

a.平成 20 年度創設時に入学した児童の意識調査経年変化（平成 20～26 年度）

	平 20(小 1)	平 21(小 2)	平 22 (小 3)	平 23(小 4)	平 24(小 5)	平 25(小 6)
とても	68.6%	51.1%	64.0%	49.0%	47.6%	34.7%
やや	27.1%	38.6%	30.0%	47.1%	46.7%	52.0%
あまり	4.3%	8.0%	3.0%	3.9%	3.8%	10.2%
全く	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	1.9%	3.1%

b.平成 20 年度に 4 学年生の児童生徒の意識調査経年変化（平成 20～25 年度）

	平 20(小 4)	平 21(小 5)	平 22 (小 6)	平 23(中 1)	平 24(中 2)	平 25(中 3)
とても	22.6%	34.3%	17.4%	30.6%	26.1%	26.5%
やや	54.8%	50.7%	63.8%	38.8%	45.7%	46.9%
あまり	16.1%	13.4%	15.9%	26.5%	21.7%	20.4%
全く	3.2%	0.0%	1.4%	4.1%	6.5%	6.1%

平成 20 年度入学児童においては、「とても」「やや」の合計が 6 学年で低下する以外は高い数値で維持されているが、平成 20 年度に 4 年生であった児童生徒は 8-9 学年でもその傾向が改善していない。興本扇学園と比べて、「とても」「やや」の合計が 10 数ポイント低くなっている。大規模校の影響で自分の良さを発揮する場面が少ないことなども影響しているのか検討を要する課題である。

●自分が周りの人から認められている（大切にされている）と思うか

a.平成 20 年度創設時に入学した児童の意識調査経年変化（平成 20～26 年度）

	平 20(小 1)	平 21(小 2)	平 22 (小 3)	平 23(小 4)	平 24(小 5)	平 25(小 6)
とても	41.4%	47.7%	34.0%	37.3%	26.7%	26.5%
やや	51.4%	40.9%	47.0%	39.2%	49.5%	54.1%
あまり	2.9%	9.1%	9.0%	19.6%	17.1%	14.3%
全く	2.9%	1.1%	7.0%	3.9%	6.7%	5.1%

b.平成 20 年度に 4 学年生の児童生徒の意識調査経年変化（平成 20～25 年度）

	平 20(小 4)	平 21(小 5)	平 22 (小 6)	平 23(中 1)	平 24(中 2)	平 25(中 3)
とても	16.1%	25.4%	15.9%	12.2%	17.4%	22.4%
やや	46.8%	40.3%	59.4%	44.9%	54.3%	55.1%
あまり	29.0%	25.4%	21.7%	30.6%	26.1%	16.3%
全く	8.1%	9.0%	1.4%	8.2%	2.2%	4.1%

c.全校対象の学習意識調査（平成 27 年度）より ※類似質問項目

「自分にはよいところがあると思いますか」

	小 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	中 1 年	2 年	3 年
思う	42.4	40.4	36.7	33.9	31.4	31.6	22.6	21.9
少し思う	31.3	36.3	34.9	36.2	36.3	37.7	34.3	34.8
あまり思わない	13.3	13.4	17.0	19.3	20.9	18.5	25.8	25.5
思わない	11.0	9.6	11.0	10.4	11.4	12.0	17.0	17.7
無回答	2.1	0.3	0.4	0.2	0.0	0.2	0.2	0.1

自尊感情については、3-4 学年辺りから「あまり」「全く」の否定的な回答率が 20～30% と増え高学年になってもあまり改善していない。こうした傾向は、興本扇学園と似ている。通常の他の小学校、中学校との比較では、肯定的な意見が高くなっている。

●授業・行事・部活動・クラブ活動などで、違う学年の人とふれ合うことは自分のためになったか

a.平成 20 年度創設時に入学した児童の意識調査経年変化（平成 20～26 年度）

	平 20(小 1)	平 21(小 2)	平 22 (小 3)	平 23(中 4)	平 24(中 5)	平 25(中 6)
とても	58.6%	47.7%	46.0%	50.0%	45.7%	56.1%
やや	28.6%	34.1%	40.0%	36.3%	39.0%	28.6%
どちらとも	7.1%	14.8%	10.0%	11.8%	12.4%	9.2%
あまり	4.3%	2.3%	2.0%	2.0%	1.9%	3.1%
全く	1.4%	0.0%	1.0%	0.0%	1.0%	3.1%

b.平成 20 年度に 4 学年生の児童生徒の意識調査経年変化（平成 20～25 年度）

	平 20(小 4)	平 21(小 5)	平 22 (小 6)	平 23(中 1)	平 24(中 2)	平 25(中 3)
とても	19.4%	23.9%	31.9%	42.7%	45.2%	36.7%
やや	43.5%	41.8%	47.8%	36.0%	37.0%	36.7%
どちらとも	27.4%	23.9%	15.9%	17.3%	12.3%	18.4%
あまり	3.2%	6.0%	1.4%	2.7%	2.7%	4.1%
全く	6.5%	3.0%	2.9%	1.3%	2.7%	4.1%

a と b の児童生徒では、「とても」「やや」の合計ポイントが 10 ポイント前後の差があるが、総じて、「とても」「やや」が高く異学年交流などについては肯定的に評価されている。この傾向は興本扇学園と大差はない。

教員の意識調査から

次に、生徒指導面における本学園の取り組みに関する教員の意識調査から主要な項目をピックアップしてその傾向を把握しておく。

●小中一貫教育を通して、自身の児童・生徒への理解や見方は変わったか

	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
1. とても	7.7%	16.7%	3.0%	13.3%	3.2%	5.4%	14.6%
2. やや	34.6%	36.7%	45.5%	53.3%	74.2%	51.4%	56.2%
3. あまり	34.6%	36.7%	42.4%	23.3%	22.6%	32.4%	27.1%
4. 全く	23.1%	3.3%	6.1%	10.0%	0.0%	10.8%	2.1%
とても変わった	42.3%	53.4%	48.5%	66.7%	77.4%	56.8%	70.8%

小中一貫教育の取り組みを通して、自らの児童・生徒理解や見方が「とても」「やや」変わったとする回答率が、年度毎に変動しているが、創設時から比較すると全体として増加の傾向がある。一方で、「あまり変わらなかった」「全く変わらなかった」の割合も 30 数%～40%前後であり、「とても変わった」とする回答率が、興本扇学園と比較すると全体的に低くなっている。その原因の一つとして、小中学校別の集計では、小学校教員の方が「変わらなかった」とする回答率が全体的に高くなっていることは興本扇学園と同じであるが、大規模校であるため、興本扇学園以上に、小中一貫教育の取り組みに困難を抱えていることが起因しているのかなどを検討する必要がある。

●異学年交流で児童生徒の成長に変化が見られたか

	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
1. とても	23.1%	36.7%	9.1%	20.0%	16.1%	5.4%	8.3%

2. やや	65.4%	43.3%	45.5%	53.3%	58.1%	56.8%	47.9%
3. あまり	7.7%	10.0%	39.4%	20.0%	25.8%	29.7%	33.3%
4. 全く	0.0%	3.3%	3.0%	3.3%	0.0%	8.1%	6.2%
	80.0%	56.7%	87.9%	76.7%	83.9%	94.4%	86.8%

一貫校創設の当初では、異学年交流で児童生徒の成長変化を評価する割合が非常に高かったが、その後、多少の変動があるが、経年変化で観察すると評価する率が低くなっている傾向がみられる。児童生徒数が急増し、また、平成 25 年度以降に第一校舎（5・9 学年）と第二校舎（1・4 学年）に分離したことで、異学年交流の取り組みが困難となり成果も見えにくくなったと教員が考えている可能性がある。

●小中一貫が導入されてから中学校段階への適応についてどう感じるか

	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
1.明らかにスムーズ	0.0%	6.7%	6.1%	6.7%	3.2%	5.4%	12.5%
2. ある程度スムーズ	42.3%	43.3%	33.3%	56.7%	71.0%	59.5%	68.8%
3. 変化なし	38.5%	33.3%	42.4%	30.0%	19.4%	24.3%	10.4%
4. あまりスムーズでなくなった	7.7%	6.7%	9.1%	3.4%	3.2%	8.1%	2.1%
5. 明らかにスムーズでなくなった	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%
1・2の合計	42.3%	50.0%	42.4%	63.4%	74.2%	64.9%	81.3%

小中一貫教育学校になってからの小学校から中学校への円滑な移行に関しては、経年変化の全体的傾向をみると中学校への適応がスムーズになってきたとみている割合が高くなっていると評価できる。

（小括）小中一貫教育学校の目的である「小学校から中学校への円滑な接続」や「心の教育の充実」については、本学園の教員の意識調査からは、総じて、経年的変化では肯定的評価が高くなっている傾向を観察できる。一方で、一定割合の教員が、変化がない、あるいは、否定的に評価している。その否定的な評価については、小学校教員の回答が影響しているが、その原因を大規模化や校舎の分離化なども含め考える必要がある。

②学習指導面

小学校は区の平均と比較して低い部分もあるが、中学校に上がり学年を重ねると高くなる傾向にあり、中学校での学力の伸びが顕著となっている。また、全国学力調査の数学B問題などで示されたように、国の平均や都の平均を上回るなど、活用型の学力の定着が進んでいる。国際コミュニケーション科をはじめとする活用・探究型学習の成果が現れ始めていると考えられる。

区基礎学力定着調査

○平成 26 年度 通過率

新田小：国語（73.7）、算数（81.0）→新田中：国語（71.6）、数学（65.4）
《伸び率》国語（97.2%）、算数・数学（80.8%）計 **88.6%**（区平均は 77.7%）

○平成 26 年度 正答率

新田小：国語（78.1）、算数（82.3）→新田中：国語（64.8）、数学（64.2）
《伸び率》国語（83.0%）、算数・数学（78.0%）計 **80.5%**（区平均は 82.8%）

○平成 27 年度 通過率

新田小：国語（75.5）、算数（76.7）→新田中：国語（65.5）、数学（61.4）
《伸び率》国語（86.8%）、算数・数学（80.0%）計 **83.4%**（区平均は 72.2%）

○平成 27 年度 正答率

新田小：国語（78.0）、算数（81.4）→新田中：国語（70.0）、数学（67.8）
《伸び率》国語（89.7%）、算数・数学（83.3%）計 **86.4%**（区平均は 81.2%）

○英語の学力が高い（平成 27 年度調査）

通過率：中学 2 年（**64.8%**）→中学 3 年（**73.8%**）【区平均 中 2（46.7%）→中 3（51.2%）】

正答率：中学 2 年（**69.6%**）→中学 3 年（**76.4%**）【区平均 中 2（52.0%）→中 3（40.6%）】

※足立区基礎学力に関する総合調査より

全国学力調査（平成 27 年度）

小学校の国語、算数、理科の平均正答率が区の平均に対して高く、東京都平均よりも多くの部分で高い。そして、中学校では、区の平均より大幅に高く、東京都平均より高い。また、B 問題（国語 B、数学 B）も区と東京都の平均を大幅に上回っている。

設問別調査結果 足立区立新田小学校 6 年児童

【国語 A：主として知識】

分類	区分	対象児童数 (人)	平均正答率(%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領の領域等	話すこと・聞くこと	1	50.9	53.9	57.4	53.0
	書くこと	1	88.9	85.6	87.2	86.0
	読むこと	4	58.2	57.7	59.0	55.2
	広域的な言語文化と国語の特質に関する事項	9	77.8	77.3	78.6	77.2
評価の観点	国語への関心・意欲・態度	0				
	話す・聞く能力	1	50.9	53.9	57.4	53.0
	書く能力	1	88.9	85.6	87.2	86.0
	読む能力	4	58.2	57.7	59.0	55.2
	言語についての知識・理解・技能	9	77.8	77.3	78.6	77.2

【算数 A：主として知識】

分類	区分	対象児童数 (人)	平均正答率(%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領の領域等	数と計算	7	87.5	82.3	81.4	80.1
	量と測定	3	75.8	73.1	73.6	71.3
	図形	4	75.3	66.3	69.2	64.5
	数量関係	2	86.0	84.9	85.4	84.9
評価の観点	算数への関心・意欲・態度	0				
	数学的な考え方	0				
	数量や図形についての技能	7	82.8	78.5	78.2	77.2
	数量や図形についての知識・理解	9	81.5	75.7	76.6	73.6

【国語 B：主として活用】

分類	区分	対象児童数 (人)	平均正答率(%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領の領域等	話すこと・聞くこと	0				
	書くこと	6	62.5	61.3	62.2	61.1
	読むこと	6	68.3	67.4	68.6	68.1
	広域的な言語文化と国語の特質に関する事項	0				
評価の観点	国語への関心・意欲・態度	4	55.7	55.2	55.7	55.4
	話す・聞く能力	0				
	書く能力	6	62.5	61.3	62.2	61.1
	読む能力	6	68.3	67.4	68.6	68.1
	言語についての知識・理解・技能	0				

【算数 B：主として活用】

分類	区分	対象児童数 (人)	平均正答率(%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領の領域等	数と計算	4	45.9	43.1	45.3	42.4
	量と測定	3	29.8	40.4	44.6	41.7
	図形	7	26.5	45.9	48.5	45.6
	数量関係	3	28.3	41.8	45.8	43.0
評価の観点	算数への関心・意欲・態度	0				
	数学的な考え方	9	38.0	35.5	38.0	35.3
	数量や図形についての技能	2	37.7	57.5	60.7	58.7
	数量や図形についての知識・理解	2	73.4	76.1	76.2	74.9

【理科】

分類	区分	対象児童数 (人)	平均正答率(%)			
			本校	区	東京都	全国
学習指導要領の分野等	第 1 分野 知覚的領域	7	56.6	44.4	47.9	48.9
	化学的領域	7	64.0	51.7	56.1	56.2
	生物学的領域	6	73.9	58.2	62.4	62.2
	地学的領域	6	57.0	44.5	46.2	46.4
評価の観点	自然事象への関心・意欲・態度	0				
	科学的な思考・表現	18	52.8	44.8	48.9	48.8
	観察・実験の技能	2	77.0	45.5	47.0	46.8
	自然事象についての知識・理解	5	75.8	65.9	67.8	70.6

設問別調査結果 足立区立新田中学校 - 3年生徒

【国語A：主として読む】

分類・区分別集計結果		対象 人数 (人)	平均正答率(%)			
分類	区分		本校	区	東京都	全国
学習指導要領 の領域等	話すこと・聞くこと	4	82.5	77.2	81.8	79.7
	書くこと	5	81.1	71.3	76.2	73.6
	読むこと	5	90.9	84.6	87.4	86.1
	伝統的な習俗文化と国語の特質に関する事項	19	79.7	70.6	73.9	72.9
評価の観点	国語への関心・意欲・態度	0				
	話す・聞く能力	4	82.5	77.2	81.8	79.7
	書く能力	5	81.1	71.3	76.2	73.6
	読む能力	5	90.9	84.6	87.4	86.1
	言語についての知識・理解・技能	19	79.7	70.6	73.9	72.9

【数学A：主として知識】

分類・区分別集計結果		対象 人数 (人)	平均正答率(%)			
分類	区分		本校	区	東京都	全国
学習指導要領 の領域等	数と式	12	70.9	64.7	62.6	67.7
	図形	12	68.5	61.0	63.5	63.4
	関数	8	69.5	58.8	63.5	61.7
	資料の活用	4	74.4	60.1	64.2	63.0
評価の観点	数学への関心・意欲・態度	0				
	数学的な見方や考え方	0				
	数学的な技能	17	69.6	61.8	66.9	65.0
	数量や図形などについての知識・理解	19	70.7	61.5	65.7	63.9

【国語B：主として活用】

分類・区分別集計結果		対象 人数 (人)	平均正答率(%)			
分類	区分		本校	区	東京都	全国
学習指導要領 の領域等	話すこと・聞くこと	3	72.0	67.6	72.7	72.2
	書くこと	3	39.8	32.3	37.9	36.7
	読むこと	6	68.4	59.8	64.9	62.6
	伝統的な習俗文化と国語の特質に関する事項	0				
評価の観点	国語への関心・意欲・態度	3	39.8	32.3	37.9	36.7
	話す・聞く能力	3	72.0	67.6	72.7	72.2
	書く能力	3	39.8	32.3	37.9	36.7
	読む能力	6	68.4	59.8	64.9	62.6
	言語についての知識・理解・技能	0				

【数学B：主として活用】

分類・区分別集計結果		対象 人数 (人)	平均正答率(%)			
分類	区分		本校	区	東京都	全国
学習指導要領 の領域等	数と式	4	71.5	58.5	64.5	63.2
	図形	4	50.5	36.0	42.6	39.0
	関数	5	43.7	28.4	32.9	30.7
	資料の活用	2	40.1	28.0	33.7	31.2
評価の観点	数学への関心・意欲・態度	0				
	数学的な見方や考え方	13	53.6	39.8	45.1	42.8
	数学的な技能	2	44.6	29.3	37.1	34.2
	数量や図形などについての知識・理解	0				

【理科】

分類・区分別集計結果		対象 人数 (人)	平均正答率(%)			
分類	区分		本校	区	東京都	全国
学習指導要領 の分野等	第1分野 物理的領域	7	56.6	44.4	47.9	48.9
	化学的領域	7	64.0	51.7	56.1	56.2
	生物的領域	6	74.9	58.2	62.6	62.2
	第2分野 地学的領域	6	57.0	44.5	48.3	46.4
	自然事象への関心・意欲・態度	0				
評価の観点	科学的な思考・表現	18	59.3	44.8	48.9	48.8
	観察・実験の技能	2	57.0	45.5	47.0	46.8
	自然事象についての知識・理解	5	75.8	65.9	67.8	70.6

	2014				2015			
	第1回		第2回		第1回		第2回	
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者
1級								
準1級								
2級					2	2		
準2級	6	2	10	6	5	2	3	1
3級	13	11	9	6	26	16	9	7
4級	6	6	7	6	2	2	8	7
5級	5	5			2	2	1	1

英語検定の合格者数

	7 学年	8 学年	9 学年
在籍	94	96	88
1 級			
準1 級			
2 級			2
準2 級	1	1	12
3 級		9	28
4 級	9	15	3
5 級	9	4	3
3 級以上 取得人数	1	10	42
3 級以上 取得率%	1.1%	10.6%	44.7%

現在の取得級(平成27年12月2日現在)

小中一貫校意識調査（平成 26 年度）

次に、本学園における学習指導面で、児童生徒、教員が本学園の学習指導の取り組みをどう評価しているのかを意識調査からみておく。

《児童生徒》

●毎日の授業がわかるか

a.平成 20 年度創設時に入学した児童の意識調査経年変化（平成 20～26 年度）

	平 20(小 1)	平 21(小 2)	平 22 (小 3)	平 23(小 4)	平 24(小 5)	平 25(小 6)
とても	48.6%	48.9%	64.0%	43.1%	43.8%	45.9%
やや	45.7%	43.2%	30.0%	51.0%	52.4%	51.0%
あまり	5.7%	8.0%	2.0%	4.9%	3.8%	2.0%
全く	0.0%	0.0%	3.0%	1.0%	0.0%	1.0%

b.平成 20 年度に 4 学年生の児童生徒の意識調査経年変化（平成 20～25 年度）

	平 20(小 4)	平 21(小 5)	平 22 (小 6)	平 23(中 1)	平 24(中 2)	平 25(中 3)
とても	21.0%	34.3%	44.9%	14.3%	26.1%	28.6%
やや	61.3%	55.2%	46.4%	71.4%	60.9%	53.1%
あまり	9.7%	7.5%	7.2%	10.2%	10.9%	12.2%
全く	3.2%	0.0%	0.0%	4.1%	2.2%	4.1%

●国際コミュニケーション科の授業は、ためになったか

平成 21 年度 3 学年児童の意識調査経年変化（平成 22～26 年度）

	22(3 年)	23(4 年)	24(5 年)	25(6 年)	26(7 年)
とても	70.0%	61.8%	60.0%	51.0%	47.7%
やや	25.0%	33.3%	36.2%	39.8%	44.2%
あまり	4.0%	3.9%	3.8%	4.1%	4.7%
全く	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%	3.5%

平成 22 年度 5 学年年児童生徒の意識調査経年変化（平成 21～26 年度）

	22(5 年)	23(6 年)	24(7 年)	25(8 年)	26(9 年)
とても	38.3%	54.0%	32.0%	42.5%	44.0%
やや	50.6%	37.9%	57.3%	47.9%	53.3%
あまり	8.6%	4.6%	8.0%	6.8%	2.7%
全く	1.2%	2.3%	2.7%	2.7%	0.0%

《教員》

●一貫校を開設後、以前と比較して指導内容・方法の工夫・改善をしたか

	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
1.改善した	19.2%	10.0%	15.2%	10.0%	9.7%	8.1%	10.4%
2.やや改善	46.2%	50.0%	45.5%	56.7%	58.1%	35.1%	39.6%
3.あまり	26.9%	30.0%	33.3%	23.3%	29.0%	40.5%	31.2%
4.全く	7.7%	6.7%	3.0%	6.7%	0.0%	10.8%	8.3%
	65	6					5

教員の回答の傾向は、興本扇学園と同様の傾向と思われるが、平成 25 年度以降、1+2 の肯定的な評価が 20 ポイント前後低くなっている。児童生徒数の増加による校舎分離が影響しているのか検討を要する。ここでも、小学校と中学校とに分けた集計をみると、小学校教員の方が「あまり」「まったく」の回答率が高くなっている。校舎分離で第二校舎（1-4 学年）担当教員に小中一貫教育の活動や意識のうえで変化が生じた可能性がある。

●小中教員間の合同研究は学習指導等に役立っているか

「大変役立っている」＋「やや役立っている」で、60%から 70%前後

「あまり役立っていない」＋「役立っていない」で、20%から 30%前後

●小中一貫教育が導入されてから、児童生徒の学力についてどう感じるか

	平 20	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
1. 明らかに向上	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%
2. ある程度向上	23.1%	26.7%	6.1%	20.0%	22.6%	10.8%	33.3%
3. 変化なし	61.5%	63.3%	84.8%	73.3%	74.2%	78.4%	52.1%
4. いくらか低下	3.8%	3.3%	3.0%	0.0%	0.0%	8.1%	2.1%
5. 明らかに低下	3.8%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	21			22	10.8%	

●国際コミュニケーション科の実施で児童生徒に望ましい変化が見られたか

	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26
1. とても	0.0%	3.3%	6.5%	10.8%	14.6%
2. やや	24.2%	33.3%	51.6%	56.8%	54.2%
3. あまり	57.6%	43.3%	38.7%	27.0%	25.0%
4. 全く	9.1%	3.3%	3.2%	5.4%	4.2%
	11	3		6	3

(小括) 学習指導面において、児童生徒は、授業理解や国際コミュニケーション科に対して肯定的に評価する割合が全般的に高い傾向がある。一方、教員は、指導内容・方法の改善や合同研究などへの評価は分かれている。興本扇学園と比較してみると、例えば国際コミュニケーション科による児童生徒の望ましい変化について、「とても」「やや」の合計が 20 ポイント前後高くなっている。この点は、英語活動の成果として英検合格者数が増加してきている等、目に見える成果が影響している可能性がある。

4 現況の評価と今後の取り組みの方向性について

(1) 2つの小中一貫教育学校の現況評価

興本扇学園は、校舎分離型小中一貫教育学校の難しさを抱え、新田学園では、児童生徒数の急増による校舎分割（平成 25 年度）の環境変化が、小中一貫教育の取り組みに大きく影響している。そうした課題を含めて、2つの小中一貫教育学校においては、創設当初の自覚的、意欲的な小中一貫教育の取り組みが後退しているという評価もある。しかし、両校ともに、小中一貫教育を意識した小・中学校の教員、児童生徒の交流が日常的に行われており、また、小中一貫教育学校の基本的枠組み（5-6 学年の教科担任制、国際コミュニケーション科、異学年交流など）を活用した取り組みも課題を抱えながらも継続して進められている。

こうした取り組みを通じて、両校とも生徒指導面では児童生徒が落ち着いた学校生活を送り学習にも意欲的に励んでいる。両校に共通する課題として、校長等からは、特に、Ⅱ期（5-7 学年）の教育活動の問題が報告されている。ただ、一般的に、小中一貫教育学校においては、中学年生の「中だるみ」が共通して顕在化するが、そうした「中だるみ」が自分を見つめ直す時期であり、その後の高学年での「伸び」につながっているとの指摘もある。両校の児童生徒の意識調査でも、中学年の「中だるみ」現象が見られることも事実であるが、他方で、高学年での「回復」、「伸び」も共通に観察できる。実際、学力面では、両校ともに、小学校では全体的に学力が決して高いとは言えないが、中学校に進級し学年を重ねるにつれて学力が高くなる傾向にあり、中学校での学力の伸びが顕著である。さらにその中でも、英語の学力の伸びが著しいことなどの特徴がある。これら学習面での成果をどれだけ小中一貫教育や国際コミュニケーション科の英語活動等の成果として捉えることが出来るかは、更なる詳細な検証が必要であると考えるが、そうした小中一貫教育の取り組みを抜きにして両校における前述のような生徒指導、学習指導での成果を語ることはできない。

この間の成果を踏まえながら、今後更に小中一貫教育の取り組みを発展させていくためには、小中一貫教育学校の潜在的メリットを有効に活用できていないいくつかの問題を改善していくことが必要である。

(2) 小中一貫教育学校の今後の方向性

①興本扇学園

校舎分離型の小中一貫教育学校であることが最も大きな制約である。文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査」(平成26年5月)では、小中一貫・連携教育の成果を指摘しつつも、施設形態別では、施設一体型が学力、生徒指導、教職員の意識改革、学校運営のすべての項目で成果が高いと指摘している。同調査では、小中一貫教育の取り組み上の課題として、教職員の負担・多忙(感)、小・中教員間での打ち合わせ時間の確保、小・中合同の研修時間の確保、児童生徒間の交流を図る際の移動手段・時間の確保などを指摘しているが、施設隣接型、施設分離型の小中一貫・連携教育は、そうした課題がより深刻に現れることになる。

校舎分離型小中一貫教育学校である興本扇学園では、前述のような小中一貫・連携教育に伴う諸問題が創設当初から存在していた。ただ、教職員の加配措置などが取られない中で、創設当初、交流授業担当教員は、週当たり担当授業時数を少なくするなど教員の授業負担軽減などの配慮もあった。その後、様々な学習指導の取り組みが行われる中で全体的に教員の負担過重・多忙化が進み、小中一貫教育を取り組むうえでの支障が大きくなってきたのが実情である。教員の週当たり担当授業時数は、目一杯となり、交流授業への取り組みが限定されるような事態となった。例えば、教科担任制や小中一貫の体系的な教育課程・授業づくり、国際コミュニケーション科を中心とした取り組みは、学校全体としてではなく、担当教員の個人的努力や頑張りに支えられるような状況となり、取り組みの深化が十分ではなくなってしまった。

施設分離型で小中一貫教育を進める場合、そうした課題の解消のためには、教職員の加配措置などをとる例もある。国や都からは小中一貫教育学校に対して特別な加配措置がない中、当面、区として学校を支援する手段として、常勤教員の組織的なサポートや小中学校のコーディネートの役割を担う、小中一貫教育支援の非常勤職員の配置などの検討が必要である。しかしながら、施設分離型のままでは、その成果は限定的なものに留まると推測される。興本小学校の校舎は、老朽化により小学校部分の改築が予定されていることから、時期をとらえて、興本小学校を小中一体型校舎に改築して再スタートし、小中一貫教育をより効果的に運営できる体制を構築するとともに、区内の各学校の小中連携の先進校として区の小中一貫・連携教育の研究開発校とすべきである。

小中一貫教育の取り組みの効果を総合的に判断すると、小中一貫教育のメリットはある。将来的には、法的に認められた義務教育学校への移行が望ましいと考えるが、国や都による正規教員の加配の有無や、現在の特例校との違いなどのメリットも未だ見えてこない中では、現段階で結論を出すのは時期尚早であると考ええる。当分の間、現在の特例校としての小中一貫教育学校を運営しつつ、国や都からの義務

教育学校としての支援体制を見極めて判断することが適切である。

②新田学園

施設一体型小中一貫校としてスタートした新田学園も、児童生徒数の増加により、平成 25 年度から校舎が分割されたことで、事実上、校舎分離型の小中一貫校に共通するような問題を抱え込むことになった。さらに、興本扇学園と比較して児童生徒数のはるかに多いため、小中一貫教育を推進することへの課題は多い。

しかし、興本扇学園と同様に、常勤職員をサポートする非常勤職員を配置することで、校舎分割による課題にある程度対応することはできると考える。また、これとは別に、児童生徒数の増加に対応した支援（人的支援、施設整備等）を積極的に行う必要がある。学力面の成果や地域住民の期待に加えて、これまでの学校経営から小中一貫教育の運営ノウハウも蓄積されていることから、小中一貫教育学校としての学校形態は維持すべきである。

また、新田学園についても、将来的には、義務教育学校への位置づけが望ましいと考えるが、興本扇学園と同様、現段階での義務教育学校への移行の判断は慎重に行うべきである。将来の児童生徒数の推移を検討しつつ、これまで以上の支援を行いながら、現状の小中一貫教育学校を継続することが現実的である。

③その他

興本扇学園と新田学園では、小学校から中学校への進学の間隔をなくし、生活指導上の課題の一つである中一ギャップの解消や学力面で一定の成果を上げつつある。現在は、小中一貫教育学校以外の各学校でも小中連携が進んでいるが、中一ギャップの解消は十分であるとはいえない。小学校からの英語の教科化など、今後ますます小中連携の充実が求められており、その研究開発校である小中一貫教育学校における取り組みの重要性は高まっている。

今後の足立区の小中学校の連携は、興本・新田両学園での小中一貫教育を取り組みのモデルとして、他校での小中連携を充実していくことが基本となる。いじめ問題や不登校など、生活指導上の課題が複雑化する中、小中連携により、小学生の中学校進学への不安感を少しでも軽減することで、その課題解決が期待できる。また、皿沼小学校と加賀中学校の連携など、数校の小中連携校で成果が現れているように、学力面の相乗効果により学力向上施策の一つとしても重要な役割を担っている。

小中一貫教育学校は、小中連携を推進する研究開発校としての役割を担うためには、一定数の数は必要であり、取り組みの効果が高い一体型校舎が望ましく、現時点では、施設分離型の義務教育学校は選択すべきでないと考えられる。しかしながら、小中連携と比較すると、新たな施設一体型小中一貫教育学校の設置は、多額の財政負担を伴うため、慎重に結論を出すべきである。新たな設置については、①施設を一体化できること、②配置校の位置的平衡、③校舎が施設更新の時期であること、

④地域住民の考え、等の諸条件を満たすことを前提に、小中連携校における成果と、興本扇・新田両学園の成果の検証の比較や、教育効果などを勘案して総合的に判断していく必要がある。

(3) 国際コミュニケーション科の見直しと課題

～次期学習指導要領改訂が目指す教育課題のための研究開発校として～

区の小中一貫教育学校のカリキュラムの柱として設けられている国際コミュニケーション科については、その導入の経緯と今後の学習指導要領改訂の動向を考えると見直しを検討する必要がある。

①国際コミュニケーション科の導入の経緯

足立区では、構造改革特別区域計画に小中一貫教育学校の設置を申請する時、道徳と特別活動と総合的学習の時間をひとつの領域とした社会学習科を柱とする『カリキュラムに関する考え方』を作成した。その社会学習科の新設を軸に、構造改革特別区域計画の申請に向け、文部科学省と協議をした。

文部科学省は、「道徳・総合・特活の時間を統合し、実践の場を設けたいということは理解できるが、現行制度（総合的な学習の時間）で対応できる。」との立場であり、区の案を認める姿勢を持たなかった。16年度当時は、英語による特区申請について認可されることが多かった。また、当時は英語を実践している学校が少なく、文部科学省は英語の特区であれば認めるという考え方であった。特区認定を受ける要件として、『領域』ではなく、『教科』とする必要があったため、当初の社会学習科（領域）の案を変更し、英語と総合的な学習の時間を組み合わせ、国際コミュニケーション科を教科として新設した。

②国際コミュニケーション科の今後の在り方

国際コミュニケーション科の柱となっている「外国語・英語」「国際理解」「生き方」「情報教育」は、特区認定を受けるために、英語を軸に総合や道徳、特活などを組み合わせたものであった。

しかし、その後、自治体の特別の教育課程編成については、特区認定から文部科学省の教育課程特例校の指定に変わった。そして、平成28年4月から義務教育学校創設に伴い、義務教育学校における特別な教育課程編成は、当該自治体の教育委員会の判断で実施できることになった。区の小中一貫教育学校の国際コミュニケーション科の柱や内容は、文部科学省の教育課程特例校の指定を受けなくても義務教育学校への移行の中で自治体が決定できることになっている。

一方で、今後、道徳の教科化、次期の学習指導要領改訂で3・4学年からの外国語活動や5・6学年に英語が教科化されるとともに、アクティブ・ラーニング等の提唱もあり、活用型・探求型学習への取り組みの更なる強化が求められている。また、

足立区の取り組みとして、生徒指導やキャリア教育の取り組みの深化も求められている。

そうした様々な状況を考えた時、国際コミュニケーション科の柱・内容の見直しが必要ではないかと考える。

通常の小学校においても、3・4 学年の外国語活動と 5・6 学年の英語教科が導入されることになり、その分、両校の小中一貫教育学校の英語教育の特徴と強みは弱まる。小中一貫教育学校の英語教育を更に体系化し質的向上を図っていくために、現在の国際コミュニケーション科という枠組みではなく、アクティブ・ラーニング等で提唱され目指そうとしている活用・探求型学習を英語と「言語活動」等を軸にして新たな教育課程のあり方を検討していくことも考えられる。また、道徳の教科化、生徒指導、キャリア教育の取り組みの体系化と質的向上を考えた時、国際コミュニケーション科の枠組みを残しながら「生き方」の取り組みを進めていくのが望ましいのかどうかも検討をする必要がある。

今後、区の小中学校の連携施策に加え、平成 32 年度から実施される新教育課程に対応する区の基本方針を策定していくなかで、2つの小中一貫教育学校に、区の研究開発学校として、どのような研究開発と発信を期待していくのかもより明確にしていくことが必要である。

平成２７年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書

平成２８年３月
発行：足立区教育委員会